

見える化改革報告書 「社会教育・生涯学習」

平成30年9月18日
教 育 庁

1 「見える化」分析の要旨

- ◆教育行政が担う「社会教育・生涯学習」の取組の現状・課題を踏まえ、現行の社会教育施策・事業を分析し、今後の施策展開の考え方を整理する。

【社会教育・生涯学習ユニットの全体像】

- ◆東京都では、教育庁のみならず、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、産業労働局等が各々の立場から教育基本法が掲げる生涯学習の理念の実現に努めている。
- ◆その中で、教育庁が担う本事業ユニットの分析対象は、「1. 社会教育の振興」と「2. 文化財の保護」である。
- ◆「1. 社会教育の振興」は、(1)社会教育事業と(2)社会教育施設に、「2. 文化財の保護」は、(1)文化財の保存活用と(2)埋蔵文化財に分けられる。

【社会教育の現状と課題】

- ◆地方分権推進の観点から、区市町村との役割分担を明確に行い、東京都が広域行政として担うべき取組を集中的に実施することが求められている。
- ◆(1)社会教育事業の分野では、成人(高齢者含む)に対する学習機会の提供は主として区市町村が担っており、地域学校協働活動の都内全域展開という点から見れば、課題が残る。
- ◆(2)社会教育施設の分野では、東京都は広域行政の立場から、都立図書館とユースプラザ(PFI方式)を設置している。都立図書館は、利用者ニーズを踏まえ自主的な改革に取り組んでいるが、更なる利用促進と老朽化対策が課題である。ユース・プラザについては、PFI事業者による適切な運営がなされているが、事業契約終了時期までに都の意見をより反映できる運営手法の見直しが課題である。

【社会教育の現状と課題】(続き)

- ◆(3)文化財の保存活用については、域内の文化財保護全般について所有者等に指導・助言を行うとともに、文化財の指定や整備等を実施している。加えて、「文化財ウィーク」事業を通じ、文化財の積極的公開・活用に努めている。
- ◆(4)埋蔵文化財については、自治事務として、埋蔵文化財行政の体制の整備充実を図りつつ、改正文化財保護法を踏まえ、適切な保護施策を実施する。

2 今後の改革の進め方

(1) 社会教育事業

- ◆地域社会全体で次代を担う子供を育成していくために、地域住民(都民)と学校が協働する仕組みづくりを全都に定着させるための取組を進めていく。
- ◆中でも、地域コーディネーターをはじめとした教育支援を担う地域人材の確保が重要であり、都は、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援する。

(2) 社会教育施設

○図書館

- ◆潜在的利用者の掘り起こしに向けた効果的な広報を行うとともに、将来的な移転改築も視野に入れた施設とサービスの一層の充実を行っていく。

○ユース・プラザ

- ◆社会教育事業については、事業者との連携を密に行い、より都政の課題に対応できるものとするため、事業内容をより具体化するとともに、協議の内容や方法についてより詳細に提案する。
- ◆PFI事業契約に関しては、契約終了を見据えて、社会環境の変化等を踏まえた施設の在り方や都の意見をより反映できる運営手法について検討する。

(3) 文化財関連

- ◆文化財保護法の改正を含む国の動向を踏まえ、適切な保護施策を実施していく。

目次

序章 社会教育・生涯学習 教育庁が担う全体像	4
第1章 社会教育の振興	
[1] 全体像	
(1) 施策の構成	10
(2) 区市町村の取組	16
[2] 社会教育事業	
(1) 都の取組の点検・評価	31
(2) 課題認識・まとめ	46
[3] 都立図書館	
(1) 施設概要・役割分担	48
(2) 取組の実施状況	54
(3) PDCAサイクルによる改善等	65
(4) 課題認識・まとめ	73
[4] ユースプラザ	
(1) 施設概要・仕組み	75
(2) 取組の実施状況	83
(3) 課題認識・まとめ	94
第2章 文化財の保護	
(1) 文化財保護	97
(2) 埋蔵文化財	106
<1> 発掘調査	
<2> 指定管理状況	
(3) まとめ	113
第3章 今後の改革の進め方	115

序 章

社会教育・生涯学習

教育庁が担う全体像

教育庁が担う施策の全体像

- 「生涯学習」は、教育基本法において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならない」という理念として規定
- 「社会教育」に関する国及び地方公共団体の任務は、社会教育法第3条で、①社会教育施設の設置及び運営、②必要な学習機会の提供、③学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力の促進、と規定
- 教育庁が担うのは、同条に基づく1「社会教育の振興」と文化財保護法等に基づく2「文化財の保護」である。そのため、本ユニットでは、社会教育・文化財保護行政をめぐる施策動向の変化を踏まえ、現行の施策・事業を分析し、今後の方向性を提示する。

教育庁が担う生涯学習

1. 「社会教育の振興」

- (1) 社会教育事業（社会教育施設が実施する社会教育事業を除く。）
 - ア. 都民（主に成人）を対象とした社会教育（生涯学習）事業
 - イ. 学校・家庭・地域の相互の連携協力の推進
- (2) 社会教育施設
 - ア. 都立図書館の運営
 - イ. ユース・プラザの運営

第1章

2. 「文化財の保護」

- (1) 文化財の保存助成
 - ア. 文化財の保護管理
 - イ. 文化財の保存助成
- (2) 埋蔵文化財
 - ア. 埋蔵文化財の保護管理
 - イ. 埋蔵文化財調査センターの運営

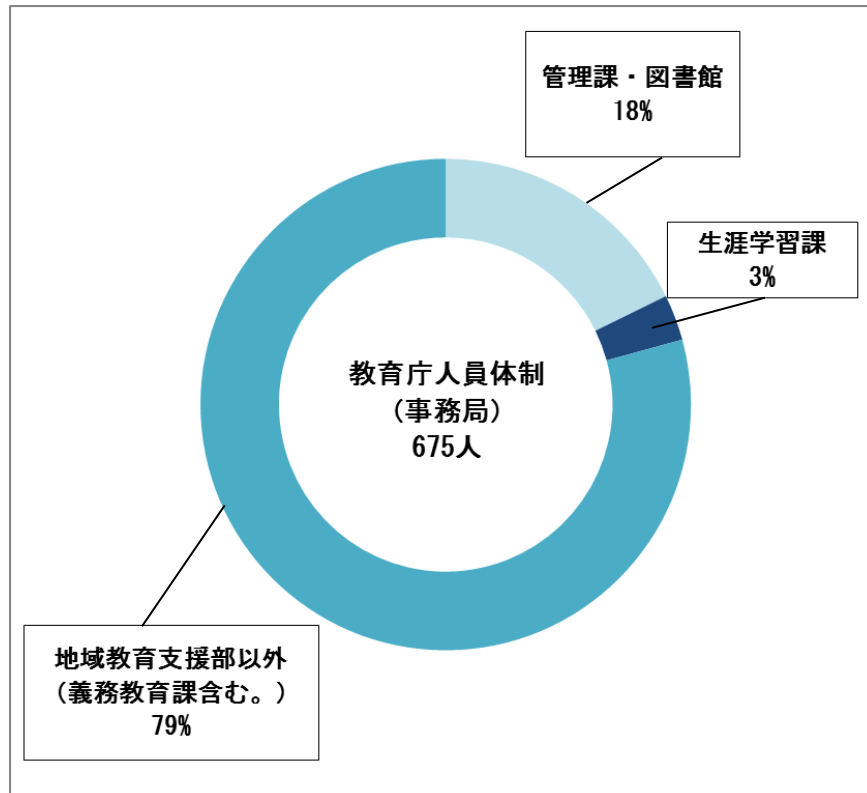
第2章

ライフステージを通じた学習機会の提供

- 都民のライフステージを通じた学習機会の提供は、主として区市町村を中心に行われている。都は、広域的立場から生涯学習の理念の実現に取り組んでいる。
- 東京都において、生涯学習関連事業を実施する部局は、生活文化局（文化振興、市民活動・ボランティア）、オリンピック・パラリンピック準備局（スポーツ振興）、福祉保健局（地域福祉）、産業労働局（職業能力開発）など、多岐にわたっている。

	少年期	青年期	成人期	高齢期
区市町村	ジュニアリーダー養成	シニアリーダー養成	市民講師養成	生涯大学(健康、福祉)
	体験型講座(自然体験等)	文化講座(趣味等)	生涯学習講座(趣味・教養)	
			女性学習講座(社会参画、起業等支援)	
			家庭教育学級	
	少年向けスポーツ講座	青年向けスポーツ講座	成人向けスポーツ講座	高齢者向けスポーツ講座
		障害のある人々への学習機会提供(青年・成人学級)		
社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)における社会教育講座				
教育庁	都立学校公開講座 (趣味・教養、スポーツ、障害者本人講座、ボランティア養成等)			
	ユース・プラザにおける 社会教育事業		都立図書館における企画展示、講演会等	
	地域学校協働活動			
都	文化・芸術の振興を通じた生涯学習の機会提供(芸術、演劇、音楽、伝統文化等)(生活文化局)			
	スポーツを通じた生涯学習の機会提供(オリンピック・パラリンピック準備局)			
	職業能力開発(産業労働局)			元気高齢者活用(福保局)
	TMUプレミアムカレッジ(首都大学)			
	ボランティア活動の振興(生活文化局)			

○教育庁（事務局）に占める人的割合は21%となっている。



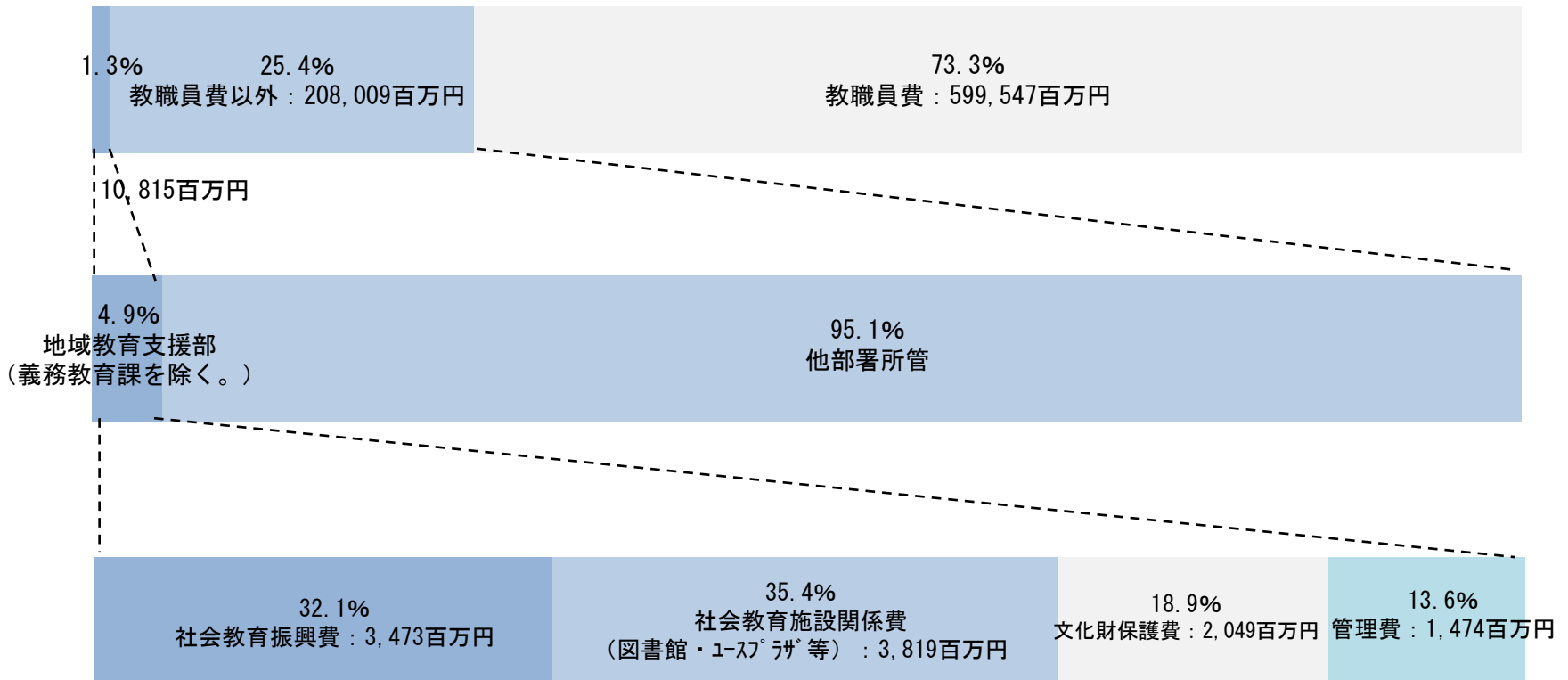
(定数)

部署	人数	割合	職種等
地域教育支援部 (義務教育課除く。)	143	21%	—
管理課	20	3%	事務16名、学芸員4名
図書館	99	15%	事務26名、福祉1名、司書72名
生涯学習課	24	3%	事務11名、社会教育13名
地域教育支援部以外 (義務教育課含む。)	532	79%	—
総数 (教育庁事務局)	675	—	—

※その他、非常勤職員として管理課に学芸員6名、
生涯学習課に事務2名、ユースソーシャルワーカー等54名を配置

- 教育費全体に占める地域教育支援部（義務教育課を除く。）の所管予算の割合は1.3%となっている。
- 地域教育支援部所管予算に占める各事業の割合は、社会教育振興費32.1%、社会教育施設関係費35.4%、文化財保護費18.9%、管理費13.6%となっている。

教育費全体：818,371百万円



第 1 章

社会教育の振興

第 1 章 社会教育の振興

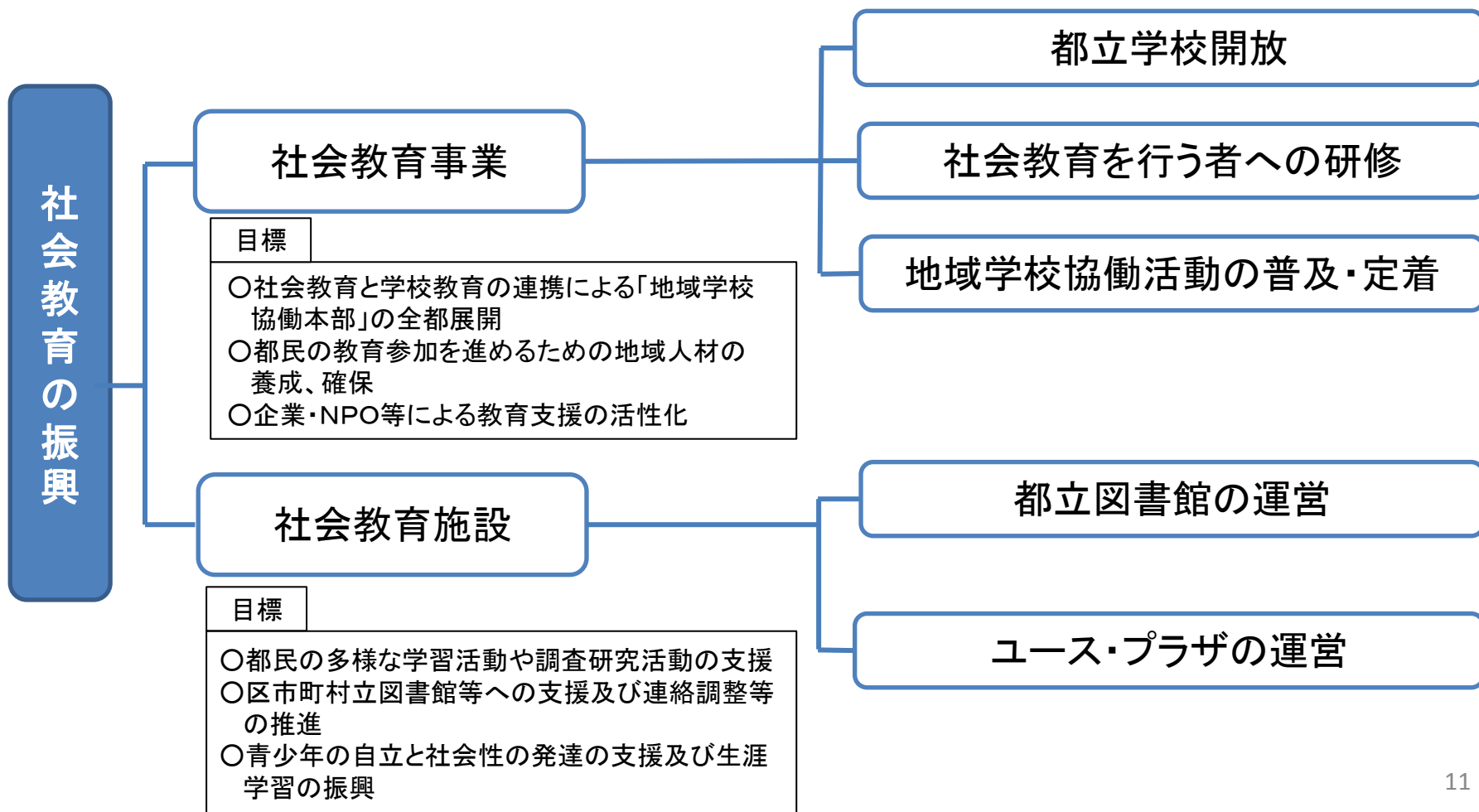
[1] 全体像

(1) 施策の構成

○教育庁が担う社会教育振興策は、「社会教育事業」と「社会教育施設」に大別され、それぞれで目標を掲げている。

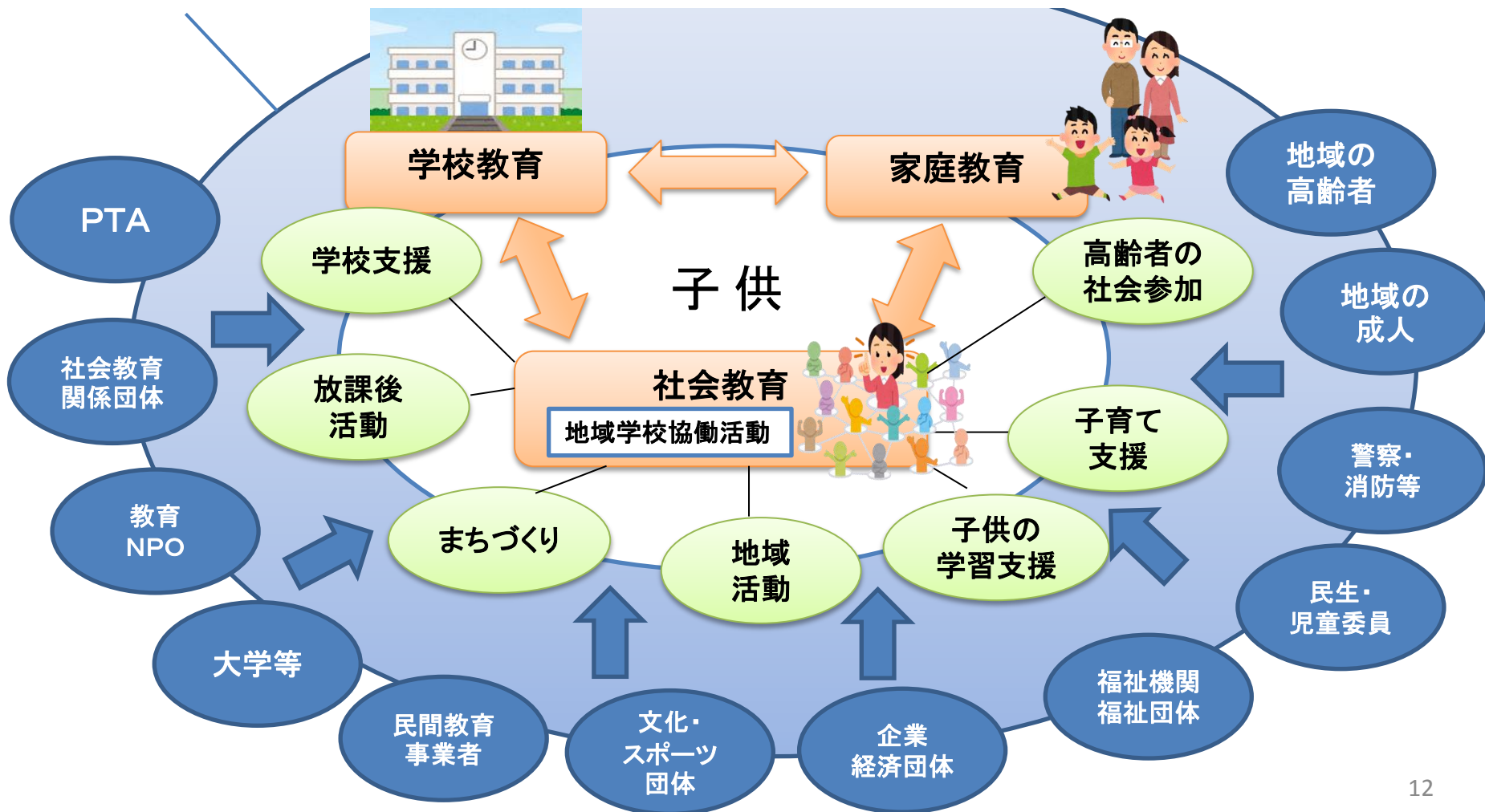
目指すべき姿

- 地域住民(都民)と学校の協働を通じた、地域全体で次代を担う子供を育成する。
- 幅広い年代の都民の学習機会を充実するため、施設利用者への適切なサービスを提供していく。

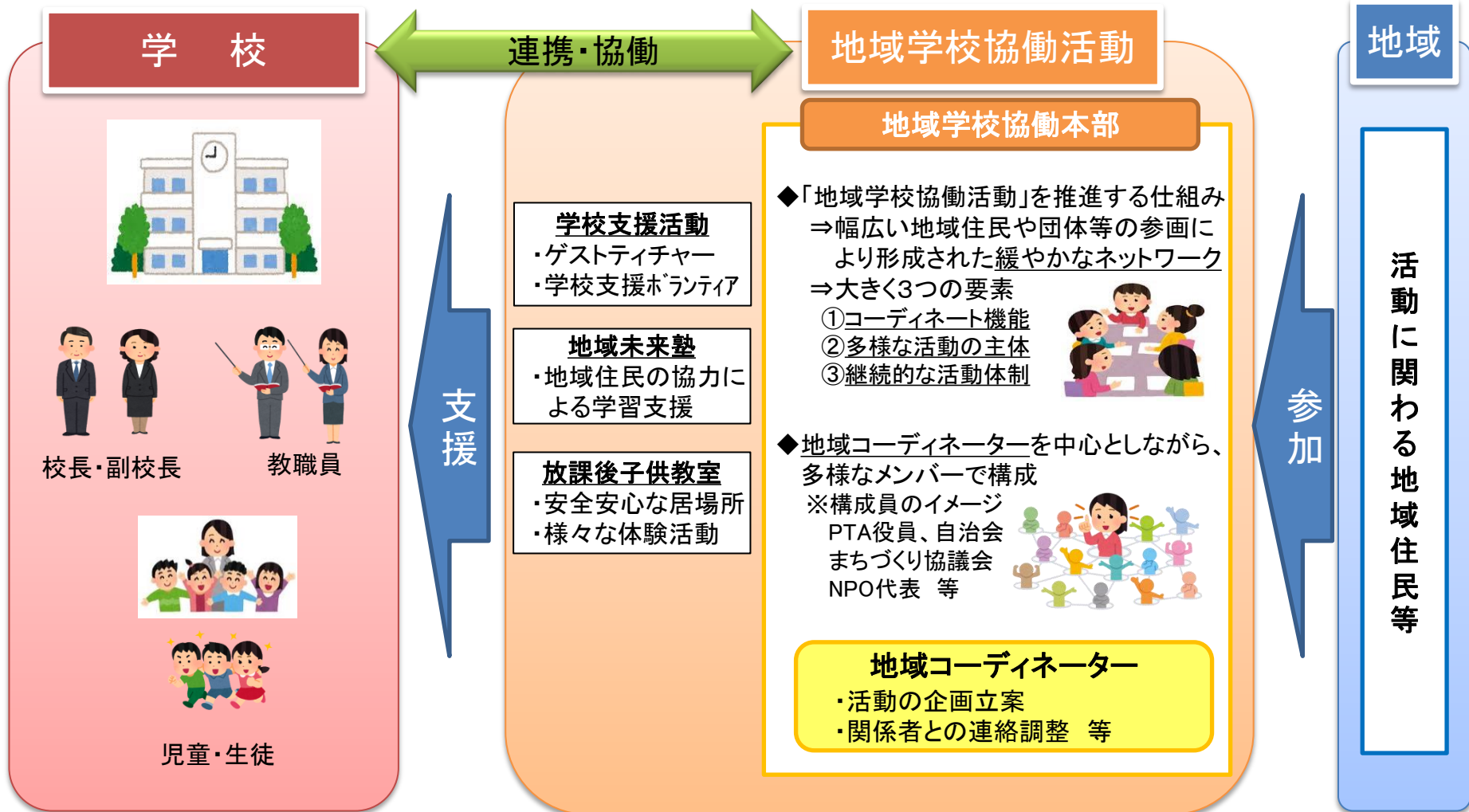


○次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働していく。
○従来の地縁関係団体だけではなく、NPOや企業等との間でも新しいつながりをつくり、地域の教育力を向上させることは、地域課題解決等に向けた連携・協力につながり、持続可能な地域社会をつくる基盤となる。

より多くの幅広い地域住民・団体が参画し、目標を共有し、「緩やかな地域ネットワーク」を形成



- 地域学校協働活動とは、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるために地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動のことである。
- 地域の高齢者・成人・学生・保護者・PTA・NPO・民間企業等の幅広い地域住民等が参加する。



地域住民(都民)と学校の協働を通じた、地域全体で次代を担う子供の育成

地域学校協働活動本部を設置するメリット

- 地域学校協働本部を設置することは、「地域学校協働活動」(①学校支援活動、②地域未来塾、③放課後子供教室)を活性化させることだけでなく、地域社会や学校にも様々なメリットをもたらすことが期待できる。

1. 学校にとってのメリット

- 地域住民による学校支援により、教員が授業に注力できる環境が生まれ、「学校の働き方改革」の推進につながる。
- 児童・生徒の学力向上が期待できる(保護者や地域住民の学校支援活動が進んでいる学校ほど、学力が高い傾向にある。)
- 次期学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」(社会の風を教科に導入)を実現できる。

2. 地域学校協働活動にとってのメリット

- 一元的な窓口やネットワークを通じて、地域人材が安定的に確保できる。
- 地域人材の確保により、地域学校協働活動を計画的に実施できる。
- 子供たちのニーズに即した教育活動(体験活動等)が提供できる。

3. 地域社会にとってのメリット

- 地域学校協働活動に参画する地域住民の生きがいづくり、自己実現に寄与することができる。
- 多世代間交流の機会を効果的に創出することができる。特に「元気高齢者」の社会参加の場や機会を提供することができる。
- 学校を拠点とした地域コミュニティが形成される。また、地域の安心・安全の拠点としての学校が実現できる。

国・都・区市町村との役割分担

○社会教育法では「市町村主義」を掲げている。

- ・国の役割：地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助及び物資の提供を行う。
- ・地方公共団体の役割：**区市町村教育委員会**は、社会教育に関する事務を第一義的に担う。
（公民館、図書館等の設置、社会教育の学級・講座、地域学校協働活動等）
都道府県教育委員会は、当該地方の必要に応じ、区市町村の支援を行う外、社会教育の研修の実施や社会教育施設の設置等を行う。

	区市町村	都	国
基本的な役割	地域住民の学習活動の機会や場を提供する。	区市町村が行う社会教育活動を補完・支援し、広域的な条件整備を担う。	地方公共団体の社会教育の取組に対する財政的援助等を行う。
社会教育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校開放事業 ・成人対象学級・講座の開設 ・青少年のボランティア活動 ・社会教育関係の情報提供 ・地域学校協働活動(地域学校協働本部の設置、地域未来塾、放課後子供教室の実施、コーディネーターの確保、養成等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都立学校開放事業 ・社会教育を行う者の研修に必要な講習会の開催 ・地域学校協働活動(地域コーディネーターの支援や研修機会の提供、広域的教育支援ネットワークの形成等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の全国的な水準の向上(社会教育指導者への資格付与等)
社会教育施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の設置 ・地域図書館、地域博物館等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的社会教育施設の設置(図書館、宿泊型青少年教育施設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な規模での社会教育施設の設置(オリンピック記念青少年総合センター等)

第 1 章 社会教育の振興

[1] 全体像

(2) 区市町村の取組

区市町村が担う社会教育事業体系

- 区市町村では、主に以下の社会教育事業を実施している。
 ○区市町村教育委員会等が実施する社会教育事業の中心は、主として成人（高齢者を含む。）に対する学習機会の提供である。

区市町村が担う社会教育事業

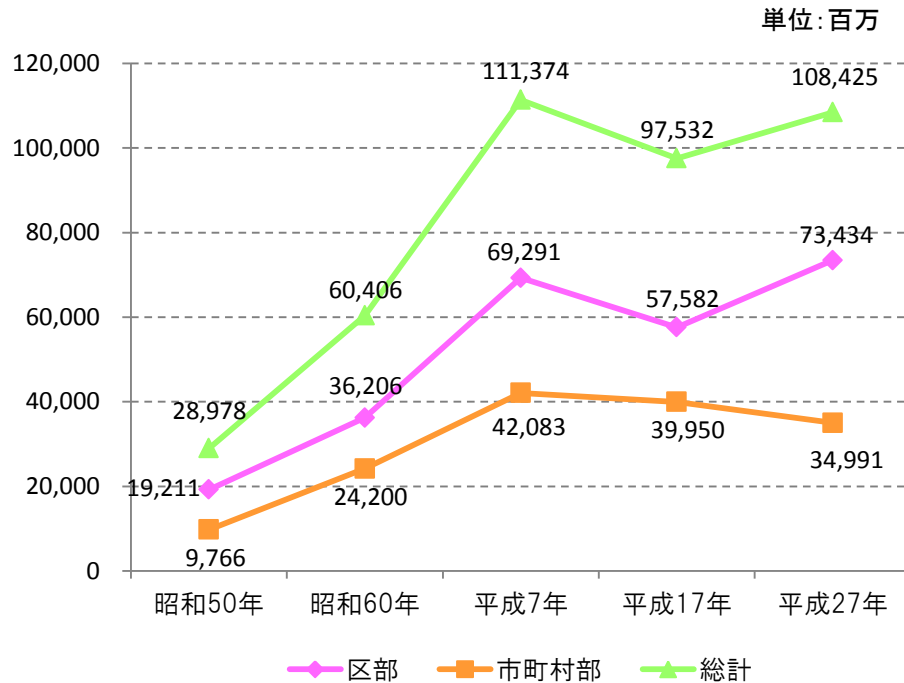
①社会教育に関する学級・講座の実施	○地域住民の学習機会の提供	ア. 女性対象学級・講座 イ. 家庭教育学級 ウ. 成人学級・講座 エ. 高齢者対象学級・講座 オ. 障害者対象学級・講座 カ. 視聴覚事業
②青少年のボランティア活動の実施	○青少年に対する体験活動の機会の提供	キ. ジュニアリーダーの養成 ク. 少年対象事業の実施 ケ. 青年対象学級・講座の実施
③社会教育関係の情報提供	○地域住民への学習情報の提供	コ. 社会教育情報誌の発行
④地域学校協働活動の普及・定着	○地域住民等が学校との適切な連携の下、円滑に実施するための措置を講ずる。	サ. 地域協働活動の推進 (ア) 地域学校協働本部事業 (イ) 地域未来塾 (ウ) 放課後子供教室
⑤社会教育施設	○地域住民の教養の向上、健康の増進等ための事業実施 ○地域住民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する。	シ. 公民館の設置 ス. 地域図書館、地域博物館等の設置

区市町村における社会教育関係費

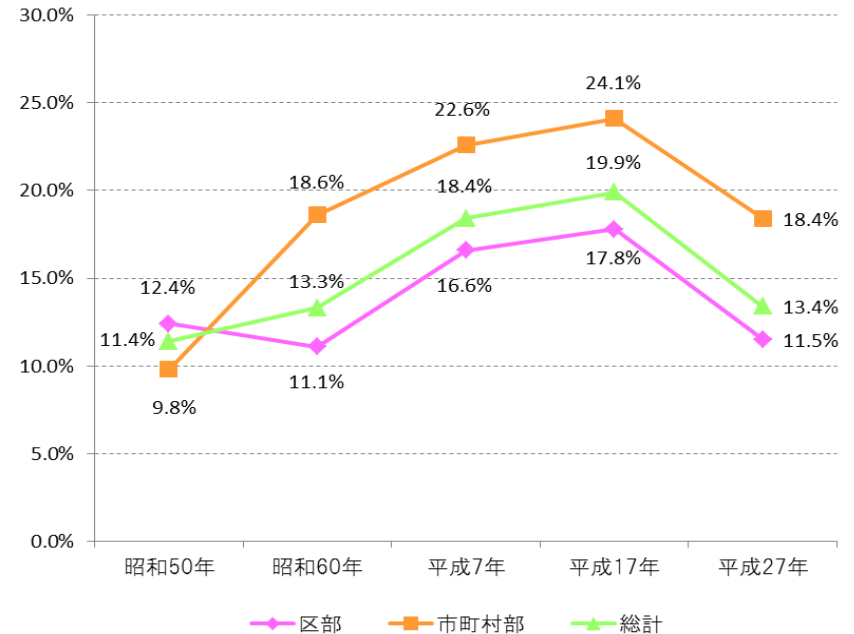
○平成27年度の区部の社会教育費は734億円、市町村部では、350億円を計上している。

○教育費における社会教育費の割合は、区部では約10%、市町村部では約20%である。

◆ 区市町村の社会教育費の推移



◆ 区市町村教育費のうち、社会教育費が占める割合

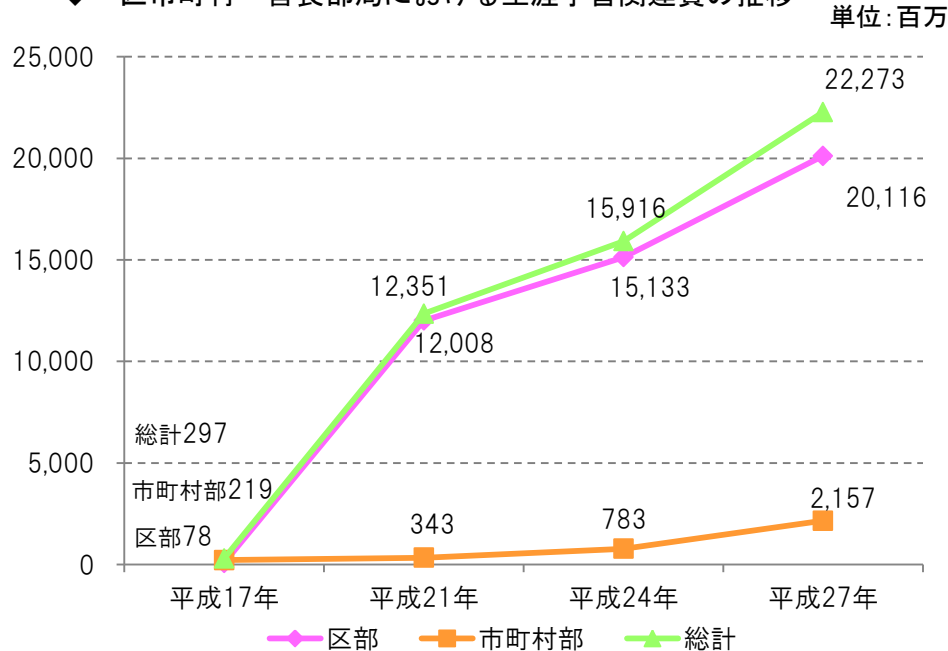


(出典) 『区市町村社会教育行政の現状』及び『区市町村生涯学習・社会教育データブック』各年度

首長部局における生涯学習関連費

- 平成14年度に千代田区が生涯学習関連事業を教育委員会から区長部局へ補助執行して以降、区部における生涯学習・社会教育部門の首長部局への移管が進んでいる。
- それに伴い、区部における首長部局の生涯学習関連費は、平成17年度以降急激に増加している。
(教育委員会の社会教育費を加えると、生涯学習・社会教育関連費は増加している。)
- 平成20年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、スポーツ及び文化に関する事務が地方公共団体の長へと移管が可能になったことも大きく影響している。

◆ 区市町村 首長部局における生涯学習関連費の推移



◆ 生涯学習主管課が区長部局ある特別区 (12区、平成29年度)

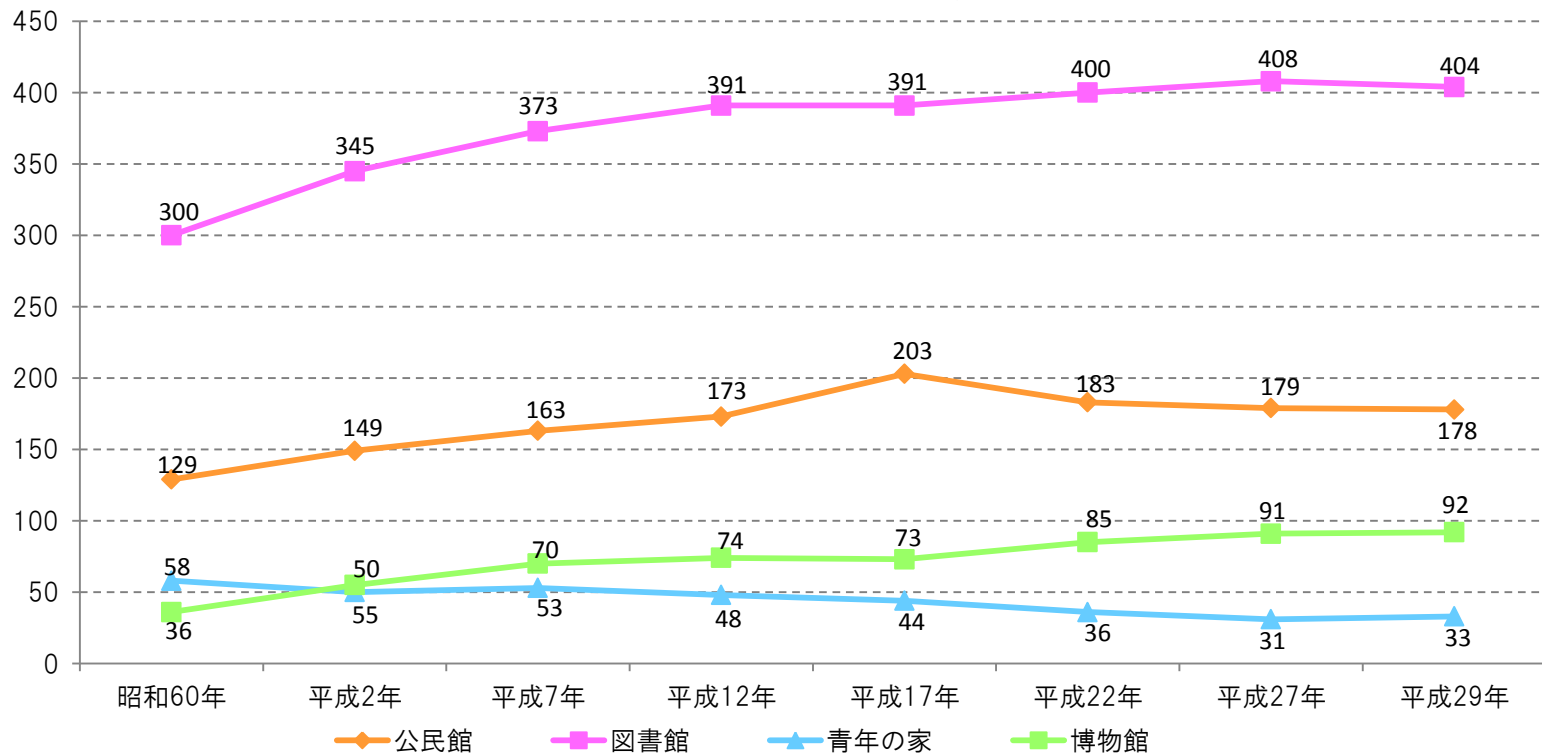
1	千代田区	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
2	中央区	区民部 文化・生涯学習課
3	港区	(教育委員会所管)
4	新宿区	地域振興部 生涯学習スポーツ課
5	文京区	アカデミー推進部 アカデミー推進課
6	台東区	(教育委員会所管)
7	墨田区	(教育委員会所管)
8	江東区	(教育委員会所管)
9	品川区	文化スポーツ振興部 文化観光課
10	目黒区	(教育委員会所管)
11	大田区	地域力推進部 地域力推進課
12	世田谷区	(教育委員会所管)
13	渋谷区	(教育委員会所管)
14	中野区	健康福祉部 文化・スポーツ分野
15	杉並区	(教育委員会所管)
16	豊島区	文化商工部 学習・スポーツ課
17	北区	(教育委員会所管)
18	荒川区	地域文化スポーツ部 生涯学習課
19	板橋区	(教育委員会所管)
20	練馬区	地域文化部 文化・生涯学習課
21	足立区	地域のちから推進部 地域文化課
22	葛飾区	(教育委員会所管)
23	江戸川区	文化教育部 文化課

(出典) 『区市町村社会教育行政の現状』及び『区市町村生涯学習・社会教育データブック』 各年度

区市町村における社会教育施設数

- 公民館(社会教育会館及び生涯学習センターを含む。)は、平成17年度をピークに漸減している傾向にある。
- 図書館は、昭和60年度に比べ、1.35倍となっている。
- 博物館は、徐々に増加を続け、昭和60年度から約2.5倍となっている。
- 青年の家は、青少年数の減少に伴い、減少傾向にある。

区市町村における社会教育施設数の推移



(凡例) 公民館には、社会教育会館及び生涯学習センター等を含む。博物館には、博物館類似施設を含む。

区市町村における事業の実施状況

○社会教育事業の総数（首長部局実施分を含む。）は、昭和59年度から継続して増加している。

○分野別では、家庭教育事業、成人（一般）対象事業、図書館事業、博物館事業等が増加するなど、地域住民への学習機会の提供は、充実が図られている。

○平成28年度 区市町村が実施した社会教育事業の約9割が成人向けの事業である。

◆ 区市町村における分野別社会教育事業数の推移

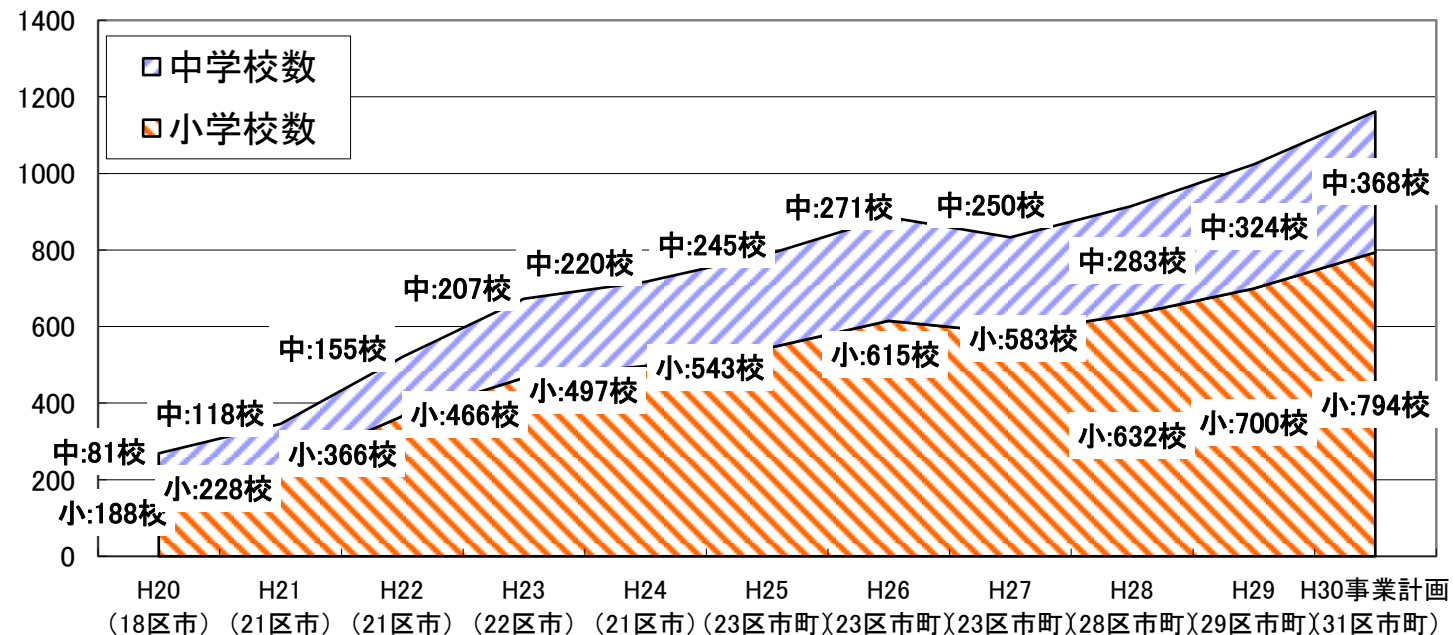
	昭和59年	平成6年	平成16年	平成26年	平成28年	昭和59年比 (平成28年)
青年対象	510	439	135	153	186	0.36
少年対象	220	371	1,160	530	523	2.38
女性対象	527	303	78	229	646	1.23
家庭教育	727	1,087	1,325	1,560	1,776	2.44
成人(一般)対象	1,415	2,362	3,140	3,319	2,646	1.87
障害者対象事業	66	94	139	99	113	1.71
視聴覚事業	529	164	254	123	66	0.12
図書館事業	357	410	637	1,208	1,655	4.64
博物館事業	67	217	525	792	807	12.04
その他	1,420	1,348	1,871	1,862	1,915	1.35
総計	5,838	6,795	9,264	9,875	10,333	1.77

(出典) 『区市町村社会教育行政の現状』及び『区市町村生涯学習・社会教育データブック』 各年度

地域学校協働活動の推進 ①地域学校協働本部事業

- 区市町村における地域学校協働活動への支援（旧：学校支援地域本部事業）を平成20年度から開始した。
- 現在はこれまでの地域による学校支援の取組から、地域と学校が連携・協働して、次代を担う子供の育成を図る取組「地域学校協働活動（地域学校協働本部）」へと拡充を図っているが、実施学校数は小学校約58%、中学校約57%（平成29年度実績）にとどまっております、区市町村の取組として十分定着しているとは言えない。

◆「地域学校協働活動推進事業」(学校支援地域本部事業)の実施区市町村・学校数の推移



地域学校協働活動の推進 ①地域学校協働本部事業(実施区市町村)

[1]全体像 (2) 区市町村の取組

- 地域学校協働本部事業の実施地区は、増加傾向にあるものの、都内区市町村の50%である31区市町村にとどまっており、全都的な展開には至っていない。
- その主たる理由として、平成29年4月の社会教育法一部改正で教育委員会の事務として位置付くまでは、事業の実施はあくまで区市町村の任意の取組であったことが関係している。



地域コーディネーターの役割等

- 地域学校協働本部に不可欠な地域コーディネーターは学校や地域住民、企業、団体、機関等の幅広い関係者とのネットワークや調整を行うことが求められる。
- 現状を見てみると、地域コーディネーターの人数は着実に増えてきたが、これまでは学校関係者を介して依頼するケースが多く、PTAや学校運営協議会等の関係者が75%程度を占めている。
- 今後は、地域社会資源とのネットワークを有する「元気高齢者」などの幅広い人材を確保することが求められている。

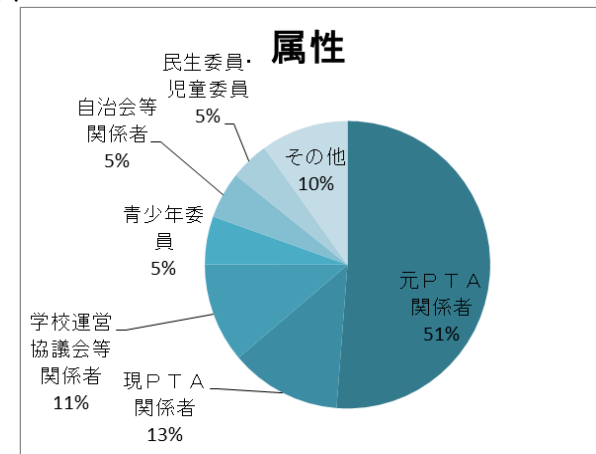
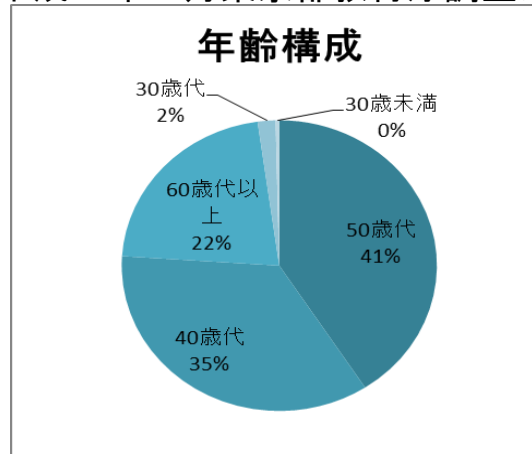
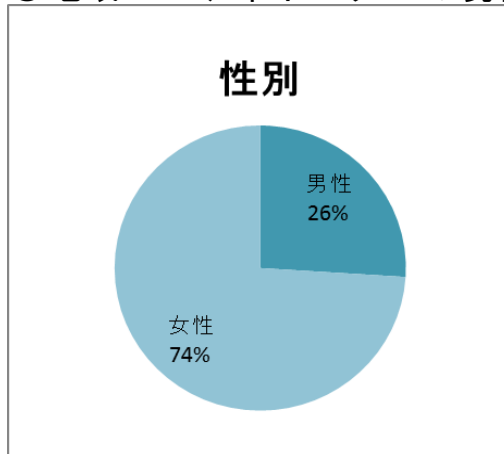
○地域コーディネーターが担う役割

- ・ 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・ 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・ 地域ボランティアの募集・確保 等

○地域コーディネーターに求められる能力

- ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有し、深い関心と理解がある。
- ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解し、学校の実情や教育方針への理解がある。
- ・ 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができる。
- ・ ファシリテート能力にたけている 等

○地域コーディネーターの現状（平成26年12月東京都教育庁調査から）



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (計画)
コーディネーター数	318人	649人	1094人	958人	1129人	1249人	1434人	1426人	1656人	1942人	2177人

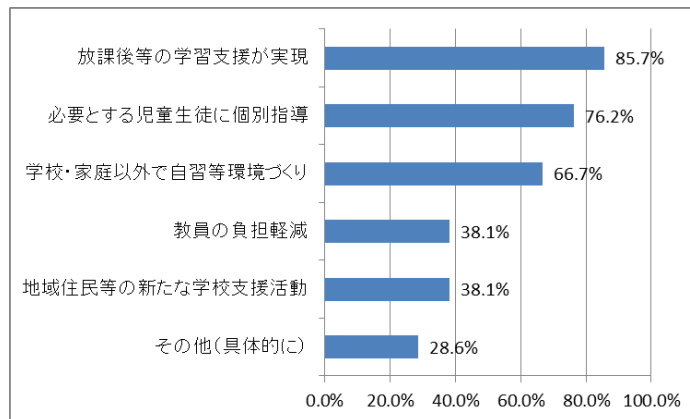
地域学校協働活動の推進 ②地域未来塾

- 地域未来塾（家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身に付いていない中学生等を対象とした、学習支援事業）の実施区市町村や対象校は増加傾向にあるが、地域学校協働本部と同様に、まだ全都的な展開には至っていない。
- 地域未来塾に外部人材等を活用した成果として、「放課後の学習支援が実現(85.7%)」「必要とする児童生徒に対して個別指導(76.2%)」「自習等の環境づくり(66.7%)」があげられている。
- 「人材の安定的な確保(85.7%)」「児童・生徒の継続的な参加(66.7%)」「成果把握の困難さ(61.9%)」などが実施上の課題と、実施区市町村に認識されている。
- 未実施自治体は、「自治体独自の類似の取組がある」や「現状の体制で十分又は必要性を感じない」などを未実施の理由としている。

「地域未来塾」実施区市町村数・対象校数

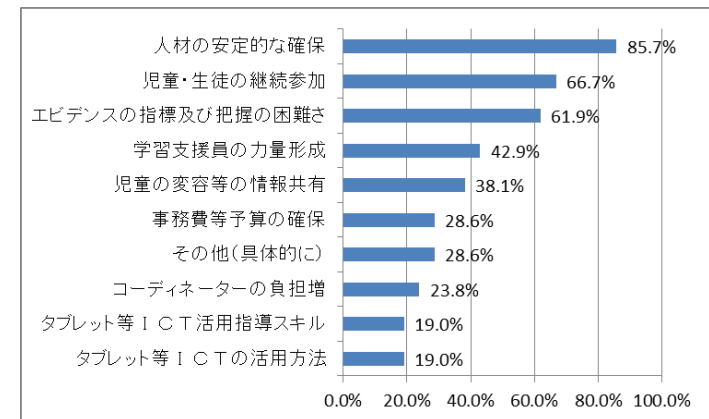
	実施地区	対象校数		
		小学校	中学校	計
H28年度	15	121	109	230
H29年度	21	223	205	428
H30年度 (計画)	29	344	299	643

「地域未来塾」として外部人材等を活用した成果



※平成29年度「地域未来塾」の成果に関する調査結果から

「地域未来塾」実施上の課題



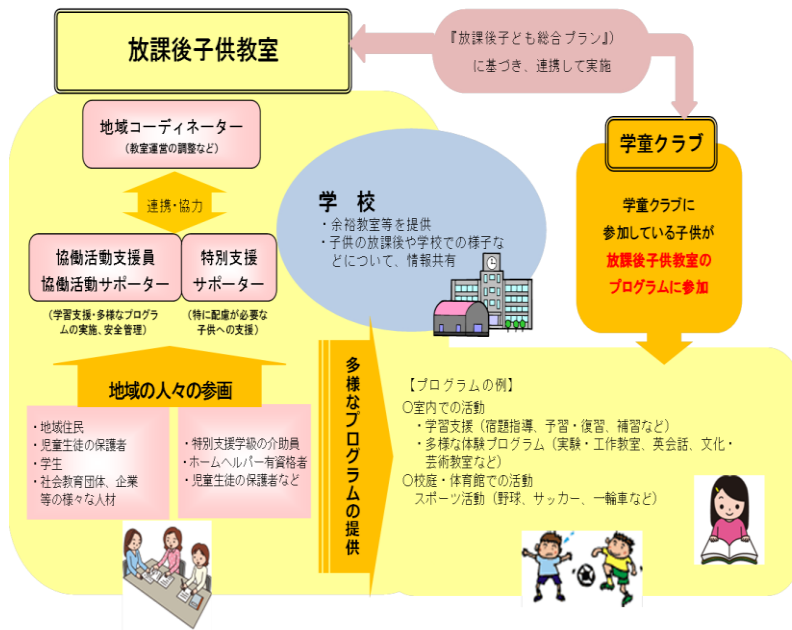
※平成29年度「地域未来塾」の成果に関する調査結果から

地域学校協働活動の推進 ③放課後子供教室推進事業

○全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の協力を得て、子供たちに学習、スポーツ・文化活動及び地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として平成19年度から実施している。

○平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブの子供が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、放課後子供教室と学童クラブとを連携して実施している。

◆放課後子供教室のイメージ



◆活動風景



学習タイム

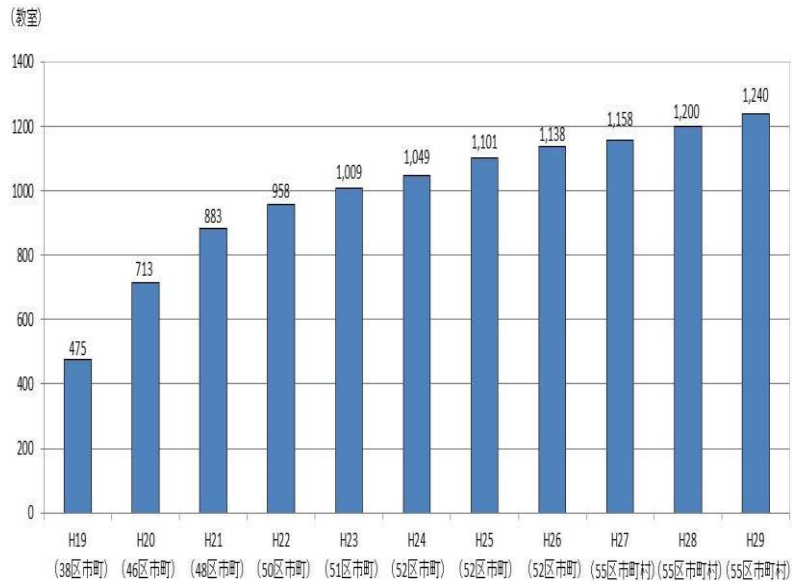


ダンスクラブ

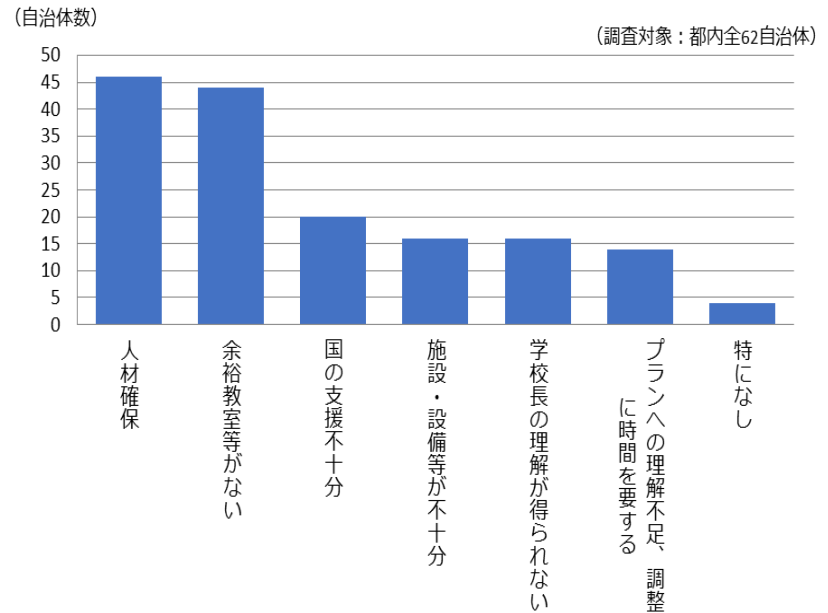
地域学校協働活動の推進 ③放課後子供教室の現状と課題

- 放課後子供教室では、自由遊びのほか、宿題指導などの学習支援、工作や英会話教室、囲碁・将棋教室などの多様な体験プログラム、サッカー、一輪車教室等のスポーツ活動など様々な活動を行っている。
- 区市町村における放課後子供教室実施箇所数は、事業開始から年々着実に増加し、平成27年度には一部の村を除いて事業が展開されている。一方で、質的な充実を図るため教室運営の担い手となる人材の確保が課題となっている。

◆「放課後子供教室」実施箇所数の推移



◆放課後子供教室を実施する上での課題(複数回答)



「放課後子ども総合プラン」の推進状況等調査(文科省・厚労省)
(H30年3月末現在)

地域学校協働本部の設置が進まない理由

○地域学校協働本部の設置が進まない理由を第10期東京都生涯学習審議会（中間まとめ）では、以下のよう
に指摘している。

現状	①地域学校協働活動への理解が関係者に浸透していない。	②地域学校協働活動を一体的に推進する組織体制が確立されていない区市町村が少なくない。	③適性のある地域コーディネーターの確保が困難である。
要因	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動が学校の負担軽減につながることを多くの学校関係者が理解できていない。 ・地域にある既存の青少年健全育成活動の関係者に地域学校協働活動が理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の国の施策では、学校支援活動と社会教育(学校外)活動との間に明確な区分がなされていないため、旧来の施策枠組みを払拭できていない。 ・学校教育行政の担当者の中には、地域学校協働本部の導入がかえって、学校の業務負担増になるという懸念を持つ者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育課程を理解した上で、地域の社会資源とのマッチングができる資質・能力を有した人材を確保、養成するノウハウを区市町村や学校が有していない。

区市町村教育委員会における地域学校協働活動事業所管部署

○地域学校協働本部事業、地域未来塾及び放課後子供教室推進事業は、各々の目的で施策化されてきた経緯があり、区市町村での所管部署が異なっているケースが多い。そのため、一体的に施策を推進する意識が区市町村に乏しいが、推進体制をとり、効果的に実施している区市町村もある。

自治体	体制(事業所管部署)		
	地域学校協働本部	地域未来塾	放課後子供教室
A	【教委】生涯学習課	【教委】指導課	【教委】子ども担当課
B	【教委】総務課	【首長部局】健全育成課	【教委】総務課
C	【教委】生涯学習課	【教委】指導課	【教委】生涯学習課
D	【教委】生涯学習課	【教委】生涯学習課	【首長部局】子ども育成課
E	【教委】指導課	【教委】指導課	【首長部局】子ども育成課

○【課題認識】 区市町村の組織体制が学校教育と社会教育に二分化されたままのケースに加え、関連事業の一部が首長部局で所管されていることなど、部局間相互の連携が進みにくい状況がある。

地域学校協働活動を一体的に進める取組を実施しているE区の事例

- 教育委員会事務局の指導課の中に、学校地域連携を担当する係を設置するとともに、指導課の中に、各小中学校の地域学校協働本部の地域コーディネーターを統括するコーディネーターを配置し、地域学校協働活動の推進に努めている。
- 統括するコーディネーターは、区長部局が実施する放課後教室のコーディネーターとの事業調整も実施している。

○これらの取組により、E自治体においては教員にとって仕事の効率化など「働き方改革」の具体化が図られ、地域住民等による放課後等の学習支援が子供の学習意欲を高めるなど、地域学校協働活動の推進が様々な効果をもたらしている。

区市町村の取組 まとめ

- これまで施策を検証してきたように、区市町村は、都民の学習に対し必要な学習機会を提供する役割を果たしてきている。
- 一方で、地域学校協働本部事業においては、実施区市町村が50%にとどまっていることから、社会教育と学校教育が連携し、区市町村教育委員会への体制整備を促していく必要がある。

都民の学習に対する多様な需要を踏まえ、必要な学習機会の提供



- 区市町村が取り組む社会教育・生涯学習事業については、教育委員会所管のほか、首長部局所管を含め、相応の予算を確保し、都民への学習機会を提供している。

区市町村が主体となり、十分に役割を果たしている

地域学校協働活動の推進
(社会教育と学校教育と連携の確保)



- 地域学校協働活動を推進するためには、社会教育行政が学校教育行政と連携し、総合的かつ一体的な取組を進めることが求められている。
- そのためには、学校関係者の意識改革や地域コーディネーターの確保・育成を一体的に実施することや区市町村教育委員会の体制整備を促していくことが必要になる。

東京都が積極的に区市町村をサポートすることで「地域学校協働」の仕組みを全都的に展開することが必要

第1章 社会教育の振興

[2] 社会教育事業

(1) 都の取組の点検・評価

都が担う社会教育事業体系

○都としては、区市町村の社会教育事業を補完・支援する立場から「都立学校開放」や「社会教育を行う者への研修」を実施している。

○また、「地域学校協働活動の普及・定着」に向け、区市町村を重点的に支援をしている。

東京都が担う社会教育事業

(1)都立学校開放

○学校設置者として都立学校の教育機能の都民開放

- ①都立学校開放事業
 - ア. 都立学校公開講座
 - イ. 都立学校施設開放

(2)社会教育を行う者への研修

○東京都が推進する社会教育施策を社会教育指導者等へ普及

- ①社会教育指導者研修
- ②PTAリーダー研修

(3)地域学校協働活動の普及・定着

○小・中学校への支援

- ①地域学校協働活動の推進
 - (ア)地域学校協働本部事業
 - (イ)地域未来塾
 - (ウ)放課後子供教室

○企業・NPO等による広域的教育支援ネットワーク構築

- ②地域教育推進ネットワーク東京都協議会

○都立学校への支援

- ③社会的・職業的自立支援教育プログラム
- ④都立学校「自立支援チーム」派遣事業

○地域教育支援部所管予算に占める社会教育振興費の割合は32.1%となっている。

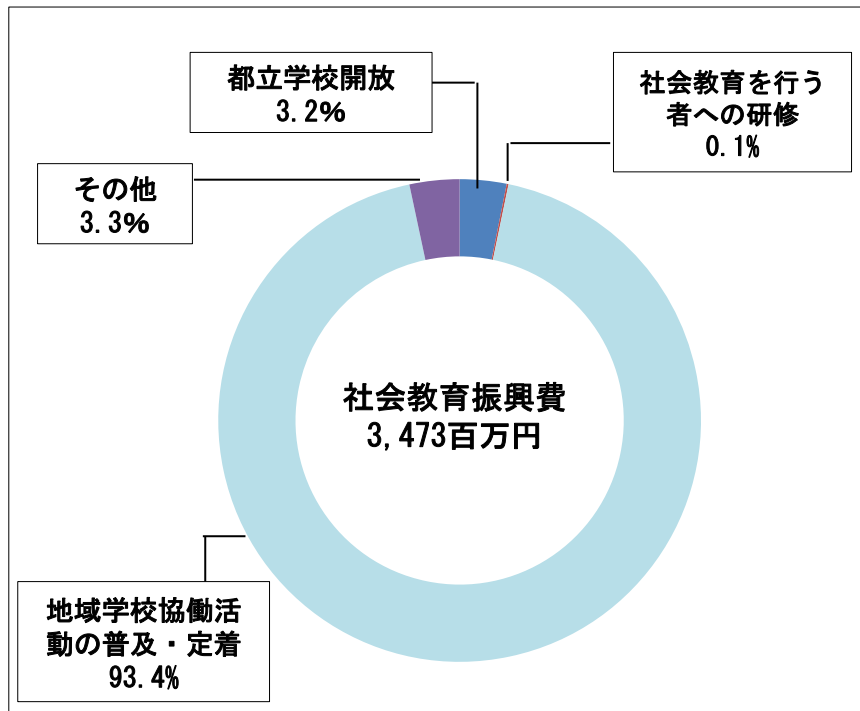
地域教育支援部所管予算：10,815百万円

32.1%
社会教育振興費：3,473百万円

35.4%
社会教育施設関係費（図書館・ユースプラザ等）：3,819百万円

18.9%
文化財保護費：2,049百万円

13.6%
管理費：1,474百万円



事業名	予算額	割合
都立学校開放	109	3.2%
都立学校公開講座	89	2.6%
都立学校施設開放	20	0.6%
社会教育を行う者への研修	4	0.1%
社会教育指導者研修 (PTAリーダー研修)	4	0.1%
地域学校協働活動の普及・定着	3,244	93.4%
地域学校協働活動推進事業(国庫)	518	14.9%
地域未来塾	170	4.9%
スタディ・アシスト事業	21	0.6%
土曜日の教育支援体制の構築	46	1.3%
放課後子供教室(国庫)	2,220	63.9%
地域教育推進ネットワーク協議会の設置・運営	8	0.2%
都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム	92	2.6%
都立学校における不登校・中途退学対策(国庫)	340	9.8%
その他	116	3.3%
合計	3,473	—

※(国庫)と記載のあるものは国庫補助を受けている事業

※表示単位未満の数値を四捨五入しているため、
合計等と一致しない場合がある。

社会教育の予算（社会教育振興費の内訳）

[2]社会教育事業（1）都の取組の点検・評価

○平成30年度予算のうち、都が直接実施している金額は約7億円である。また、区市町村に対して補助又は委託を行っている金額は約28億円であり、これらのうち、地域学校協働活動に関する予算は、地域コーディネーター等に対する謝金等の人件費が中心となっている。

単位：千円

施策	事業名	事業費	東京都実施		区市町村実施	
			主な事業内容	金額	主な事業内容	金額
都立学校開放	都立学校公開講座	88,854	・高等学校等公開講座 ・特別支援学校公開講座 ・教養講座 ・事務局経費 計	51,950 21,245 9,179 6,480 88,854	—	—
	都立学校施設開放	19,722	・体育施設開放 ・学習・文化施設開放 ・障害者のためのプール開放 計	12,099 2,843 4,780 19,722	—	—
社会教育研修	社会教育指導者研修 (PTAリーダー研修)	4,409	・社会教育主事研修 ・関係職員対象研修 ・社会教育関係団体指導者対象研修 計	150 2,134 2,125 4,409	—	—
地域学校協働活動の普及・定着	地域学校協働活動推進事業	517,816	・地域コーディネーターの養成・研修 ・部活動推進統括コーディネーター業務委託 計	1,972 26,003 27,975	・運営委員会の設置 地域学校協働本部の設置 地域未来塾の実施 計	489,841 20,592 489,841
	スタディ・アシスト事業	20,592	—	—	・スタディ・アシスト事業実施（委託） 計	20,592 20,592
	土曜日の教育支援体制等構築事業	46,014	・都立学校教育支援活動 ・地域コーディネーターの養成・研修 計	15,970 795 16,765	・土曜教育活動運営委員会の設置 地域コーディネーターの配置 教育活動の実施・運営 計	29,249 29,249 29,249
	放課後子供教室	2,220,167	・東京都放課後子供総合プラン推進委員会 コーディネーター等研修 ・放課後子供教室推進事業実施（都立特別支援学校） 計	1,207 1,128 13,000 15,335 16,765	・放課後子供教室推進事業実施 計	2,204,832 2,204,832
	地域教育推進ネットワーク協議会の設置・運営	7,688	・プログラムアドバイザーの配置等 ・フォーラムの開催 ・協議会の運営 計	1,769 2,383 3,536 7,688	—	—
	都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム	91,755	・自立支援プログラムの実施 計	91,755 91,755	—	—
	都立学校における不登校・中途退学対策	339,672	・自立支援チームの派遣 ・学び直し支援 計	289,725 39,947 339,672	—	—
	推進関係会議等	2,007	・推進会議等の運営 ・調査研究 計	847 1,160 2,007	—	—
	生涯学習審議会等	10,355	・生涯学習審議会の運営 ・文化財保護審査会の運営 計	6,953 3,402 10,355	—	—
	情報資料の収集等	16,406	・情報資料の収集及び提供 ・社会教育指導員の配置 ・協議会・連絡会の開催 計	5,673 9,580 1,153 6,426	—	—
その他	社会教育活動支援	37,064	・社会教育活動補助 ・社会教育関係事業共催等 ・新生活運動の推進 計	6,426 3,166 27,666 37,064	—	—
	生涯学習システム	4,623	・生涯学習ホームページの運用 計	4,623 4,623	—	—
	人権学習	11,677	・啓発資料の作成 ・教材ビデオの作成 ・人権学習の指導研修 ・人権学習の促進 計	6,768 844 1,583 2,482 11,677	—	—
	乳幼児期からの子供の教育支援プログラム	13,629	・保護者向け資料の作成 ・生活リズム教材の作成 ・ウェブサイトコンテンツ作成等 計	3,408 5,613 4,608 13,629	—	—
	地域における家庭教育支援基盤形成事業	20,287	—	—	・家庭教育支援チームによる活動、 学習講座の実施等 計	20,287 20,287
合計	3,472,737		707,936		2,764,801	

① 都立学校開放

○都立学校では、開かれた学校づくりの一手段として、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興を目的として、学校教育上支障がないと認める範囲で、都立学校の教育機能や施設を開放する事業（都立学校公開講座、都立学校施設開放事業）を実施している。

（社会教育法四十四条及び四十八条並びに学校教育法第一百三十七条）

【都立学校公開講座】

○都立学校開放事業の一環として、昭和58年度に開始し、平成10年度から全校で実施
○講師・助手及び指導員は、原則開放校の教員が行っている。

【都立学校施設開放】

○都立学校開放事業の一環として、昭和52年度に開始し、平成10年度から全校で実施

公開講座の区分

区 分		対 象
高等学校等	リカレント型講座	成人
	地域的・現代的 課題講座	児童・生徒 親子
特別支援学校	障害者本人講座	障害者
	ボランティア養成講座	高校生以上

施設開放の区分

区 分		対 象
高等学校等 特別支援学校	体育施設開放	登録団体
	学習・文化施設開放	登録団体(図書館は個人)
特別支援学校	障害者のためのプール開放	障害者等で構成された団体

② 社会教育を行う者への研修

1 行政職員等を対象とした社会教育の施策普及研修

- 行政職員を対象とした研修は、主に都教育委員会の社会教育施策の普及を目的に実施している。
 ○地域コーディネーター等を主対象とした「教育コーディネーターフォーラム」を年1回実施している。

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
関係職員研修	学校教育支援施策研修	4	383	6	260	2	67
	学校外教育施策研修	3	101	3	110	3	155
	家庭教育施策研修	4	258	4	302	4	152
	都立学校「自立支援チーム」スタッフ研修	—	—	19	675	28	1,066
関係団体研修	教育支援コーディネーターフォーラム	1	491	1	497	1	437
合計		12	1,233	33	1,844	38	1,877

② 社会教育を行う者への研修

2 社会教育関係団体を対象とした研修機会の提供

- 東京都レベルのPTA連合会と連携して、「合同研修」と「学校種別研修」を実施している。
 ○研修の目的は、各学校単位のPTA活動の活性化を図ることにあり、単位PTA活動の中核を担うリーダー（PTA役員）を対象に、時期に適ったテーマを設定し、研修を実施している。

研修会名	回数	平27 参加者	平28 参加者	平29 参加者
PTAリーダー 合同研修会	1回	85	108	116
東京都幼稚園 PTAリーダー研修会	1回	447	700	350
東京都小学校 PTAリーダー研修会	1回	56	43	54
東京都中学校 PTAリーダー研修会	1回	94	60	58
東京都高等学校 PTAリーダー研修会	1回	63	42	89
合計	5回	745	953	667

実施先	加盟校数 (加盟率)	総学校数
東京都公立幼小中高 PTA連絡協議会		
東京都公立幼稚園・こども 園PTA連絡協議会	119園 (66%)	幼稚園 175園 こども園 6園
(一社)東京都小学校 ピーティーエー協議会	216校 (17%)	1276校
東京都公立中学校 PTA協議会	182校 (30%)	613校
東京都公立高等学校 PTA連合会	74校 (43%)	173校

③ 地域学校協働活動 現状と取組実績

○地域学校協働活動推進のため、目標に向けて、都として以下のように取り組んでいる。

対象	目標	現状	都の取組
小中学校 支援	①地域学校協働本部を全区市町村で実施 ②地域未来塾を全区市町村で実施 ③放課後子供教室を全区市町村で実施	①31自治体が本部設置 (50%) ②29自治体で実施(47%) ③55自治体で実施(89%)	①・コーディネーター基礎研修 ・地域学校協働フォーラム(新) ②・スタディ・アシスト事業の実施(新) (都委託、2地区) ・運営マニュアルの作成、配布 ③・スタッフ対象研修 ・事業担当者情報交換会 ①～③ともに都補助(1/3)
都立学校 支援	①普通科高校等における企業・NPO等の教育支援プログラムの導入	①都立高校普通科等138校 で導入	①企業・NPO等と連携した都立 高 校生の社会的・職業的自立支援教 育プログラム事業
ネットワーク 構築	①企業・大学・NPO等と連携 した広域的教育支援ネット ワークを確立し、学校支援を 活性化する。 ②小中学校における広域的 教育支援ネットワーク活用	①地域教育推進ネットワーク 東京都協議会 ・559団体の企業・NPO等 が加盟(平成30年6月現在) ②「部活動支援」、「教科学 習」及び「キャリア教育」の3 分野で企業等の支援を順 次実施(平成30年度～)	①・地域学校協働フォーラム(再掲) ・都立高校生対象「ジョブシャドウ」 の実施 ②・部活動推進統括コーディネーター 事業(都委託、2地区) ・プログラムアドバイザー(新規)

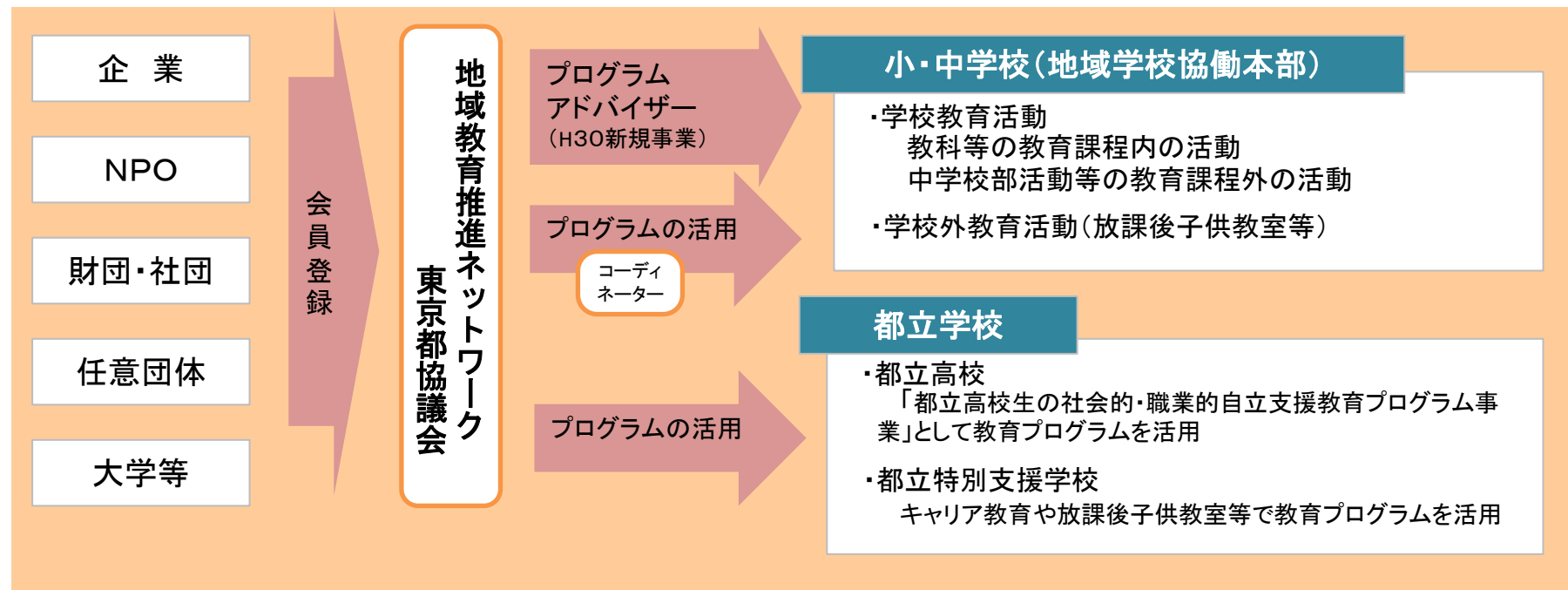
小中学校支援における都の取組

- 小中学校への取組は、本来区市町村が担うべき役割であるが、都としても、地域学校協働活動の全般的展開を目指し、以下のような取組を実施している。
- 放課後子供教室の活動が都内全域に広がっているが、地域学校協働本部や地域未来塾の取組は十分に浸透していない。学校関係者がこれらの事業に対する理解を深めることが事業展開のポイントである。

対象	都の取組	評価
地域学校協働本部 (目標) 全区市町村で実施 (現状) 31自治体(50%)	①財政的支援(都補助2/3そのうち1/2は国費) ②事業担当者会の開催(年3回) ③教育支援コーディネーターフォーラム(年1回) ④地域コーディネーター基礎研修(年2回) ⑤未設置区市町村教育委員会への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働推進のために、区市町村の生涯学習部門への働きかけをしてきたが、事業ごとに区市町村の部門が分かれており、推進に不可欠な学校関係者の事業理解が進んでいない。
地域未来塾 (目標) 全区市町村で実施 (現状) 29区市町(47%)	①財政的支援(都補助2/3そのうち1/2は国費) ②事業担当者会の開催(年3回) ③スタディ・アシスト事業(進学型モデル事業・モデル地区2地区) ④未設置区市町村教育委員会への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が課題としている地域コーディネーターの確保・養成に関する支援の仕組みが整っていない。
放課後子供教室 (目標) 全区市町村で実施 (現状) 55区市町村(89%)	①財政的支援(都補助2/3そのうち1/2は国費) ②事業担当者会の開催(年2回) ③放課後スタッフ等を対象とした研修会開催(年8回) ④事業担当者情報交換会(ブロック会)の開催(年1回・4ブロックで開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来塾や放課後子供教室の担い手の確保や育成支援が進んでいない。そのため、元気高齢者をはじめとした地域人材を効果的に活用することが求められている。 ・地域社会にとって、地域学校協働活動への参加に対する馴染みがなく、魅力的な場所になっていない可能性がある。

地域教育推進ネットワーク東京都協議会

- 都内広域の企業・大学・NPO等が有する専門的教育力を、学校教育をはじめとした地域における教育活動へ効果的に導入するため、会員団体の教育プログラムの紹介や地域コーディネーター研修等を実施
- 会員団体数は年々増加し、都立高校を中心に会員団体のプログラム活用を進めてきた。その一方で小・中学校への支援は地域コーディネーターを対象とした情報提供にとどまっている。
- 新学習指導要領が目指す教育課程の実現を支援するとともに、地域学校協働活動を活性化させるため、小・中学校での会員団体のプログラム活用を推進する方策が求められている。



会員団体数	企業	NPO法人	財団・社団	任意団体	大学	行政	その他	計
	214	121	72	66	13	17	56	559

※平成30年6月1日現在

教育支援コーディネーター・フォーラム

地域コーディネーターや学校関係者に
会員団体が教育プログラムを紹介



地域コーディネーターを対象とし
たワークショップと情報交換



学校で会員団体の教育プログラムを活用

「自動車産業の仕事」を
体験する授業
デザイナーと一緒に新車の
デザインを考える。



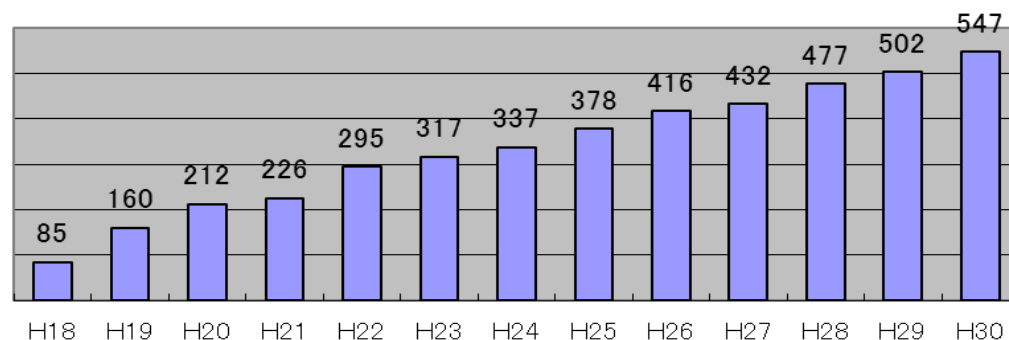
「化学とオリンピックのつ
ながり」を知る授業
選手の記録更新を支える新
素材開発の工夫を聞く。

コーディネーター基礎研修

新任の地域コーディネーターを対象とした
研修の企画、運営

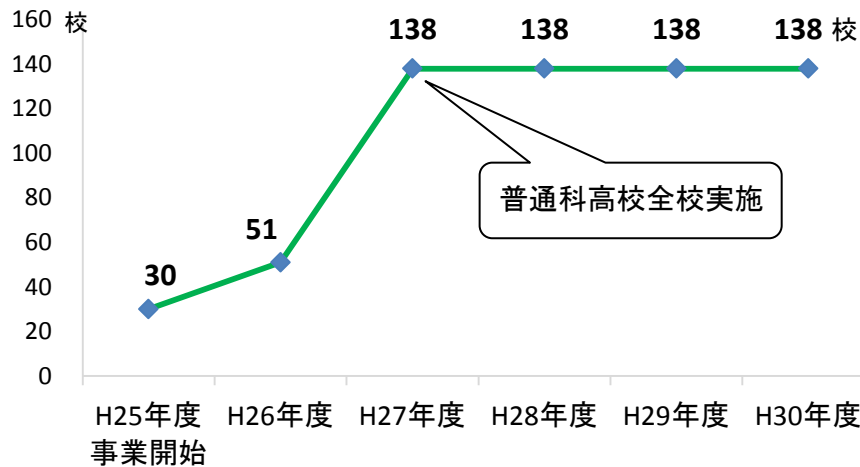


会員団体推移(4月1日団体数)

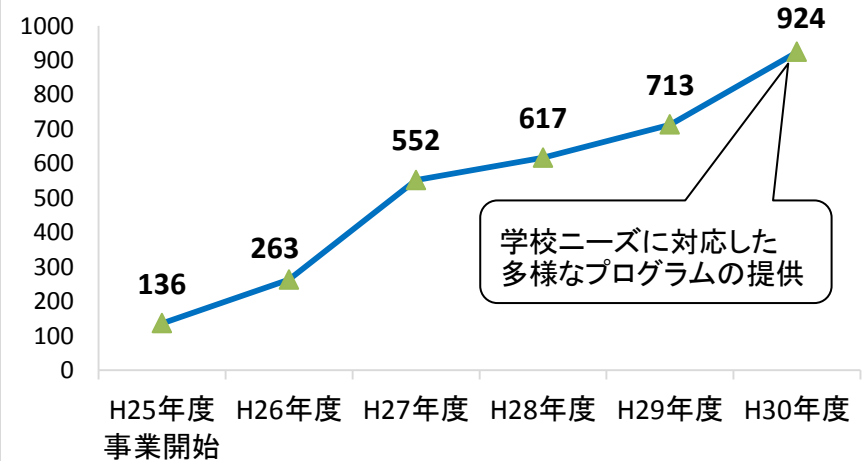


- 企業や大学及び若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等（58団体）と連携し、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを普通科高校（138校）を中心に実施
- 社会人・職業人とのインタビューやグループワーク等を通じて、働くことの意義や役割、将来設計等について学び考え合ったり、コミュニケーションスキル・チームワーク・課題対応能力の向上等を図るなど、学校ニーズに対応した多様な内容の教育プログラムであると学校から評価されている。
- 但し、キャリア教育の目的、年間計画の位置付け、生徒の状況、前後の教育活動等との関係を明確化する作業（プログラムの系統的活用）に課題がある。

◆ 実施校数の推移



◆ 実施プログラム数(延べ)の推移



【実施校の教員からの声】

- ・企業・NPO等支援団体の専門性を生かした多様な内容の教育プログラムが提供されているので活用しやすい。(実施上の課題等について)
- ・生徒の状況等を踏まえ、教育プログラム同士の関連や発展性を考慮した計画をどのように作成したらよいか。
- ・どのように教育課程に位置付け、授業時数を調整し、担当者等の校内体制を作りながら実施したらよいか。

○ クエストエデュケーションプログラム「企業探究コース」 (支援団体) 株式会社 教育と探求社 〈概要〉

企業におけるインターンシップを教室で体験学習するプログラム。企業6社の中から、高校生が希望の1社を選択し、インターンとして、フィールドワークやアンケート調査に取り組み、社会の中で企業が果たしている役割を実感する。その後、各企業から出されるミッション（例：「キミたちの“原体験”を活かした、新しい宇宙ビジネスを展開せよ！」）を受け、高校生がグループごとに、企画提案・プレゼンテーションを行う。

〈協力企業〉オムロン・カルビー・クレディセゾン・大和ハウス工業・テレビ東京・富士通

〈導入実績〉都立芦花高校、都立雪谷高校、都立両国高校、都立本所高校など

〈教員からの評価〉

- ・ 正直、「うちの生徒では無理」と思っていたが、生徒たちは、熱心にグループワーク等に取り組んだ。プレゼンも教員の想像以上の成果を挙げてくれた。



○ 「職業人へのインタビュー」ワークショップ (支援団体) NPO法人 16歳の仕事塾 〈概要〉

生徒は始めに職業人から、高校生時代の話や職業を選んだきっかけ、仕事をする上で大切なことなどを聞く。次に、ファシリテーターによる職業人へのインタビューの見本を見て、インタビューのポイントを学び、最後に、生徒がグループごとに職業人へインタビューを行う。自らの将来を考えるヒントを得るとともに、インタビューの仕方を学ぶことで、初めて会う人や異世代との会話の仕方、話の聞き出し方を学ぶことができる。

〈導入実績〉都立鷺宮高校、都立八潮高校、都立蒲田高校、都立翔陽高校、都立南平高校など

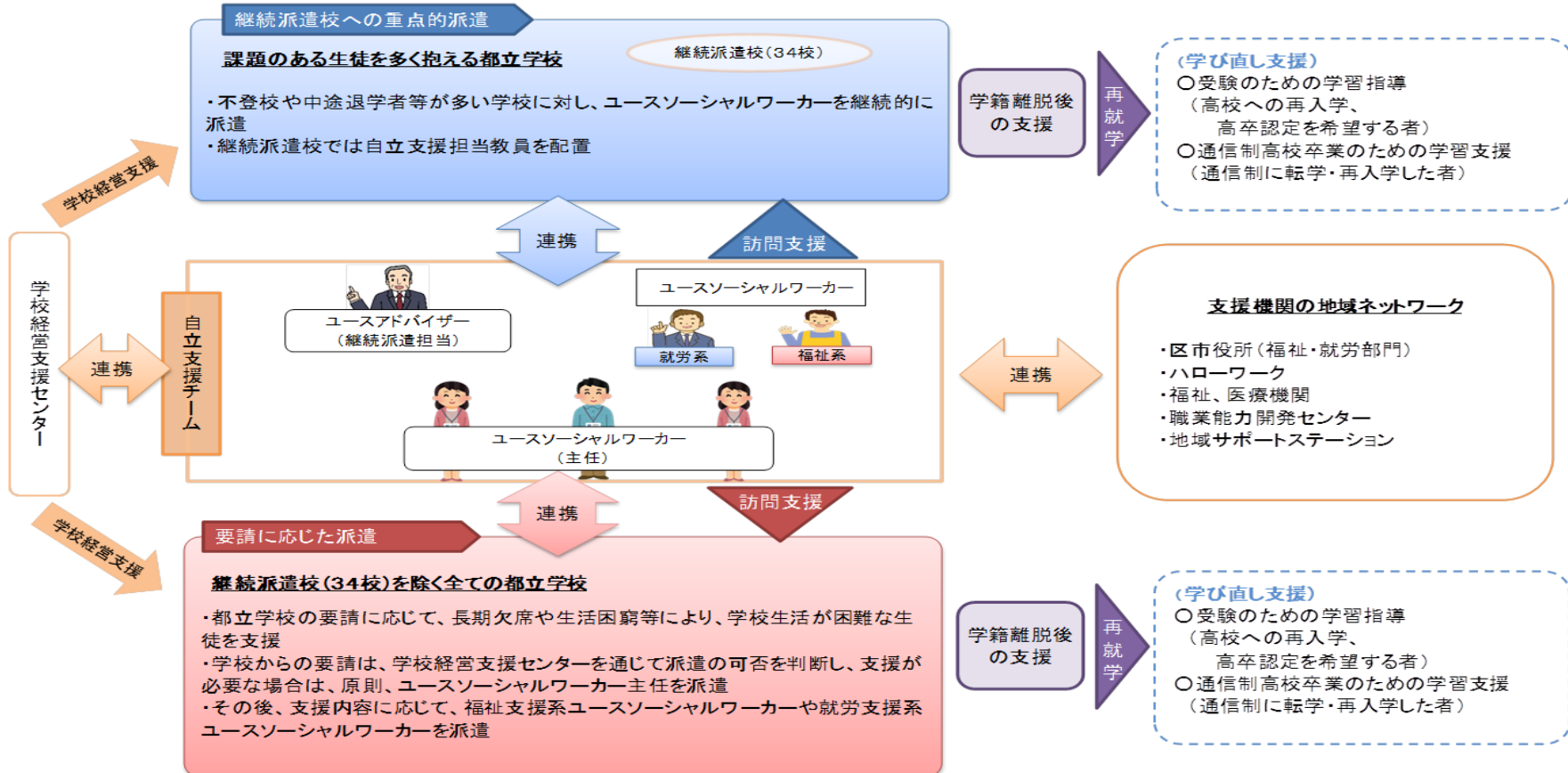
〈教員からの評価〉

- ・ 講師の話聞いて質疑応答という内容ではなく、インタビューの模範を見て、話し合い、インタビューするというプロセスを経ることで、生徒たちが、講師の働くことへの思いをしっかりと知ることができた。



都立学校「自立支援チーム」派遣事業

- 生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を派遣する。
- 不登校や中途退学及び進路未決定卒業者の課題を抱える都立学校（34校）を対象に継続的な支援をう。
- 上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じた派遣を行うとともに、より専門性の高いユースソーシャルワーカー（主任）が巡回訪問し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行う。



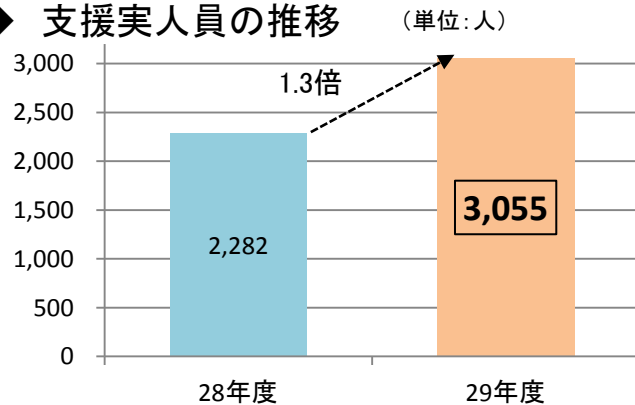
都立学校「自立支援チーム」派遣事業

○支援実人員は、28年度から1.3倍に増加しており、自立支援チームの活用が進んでいる。

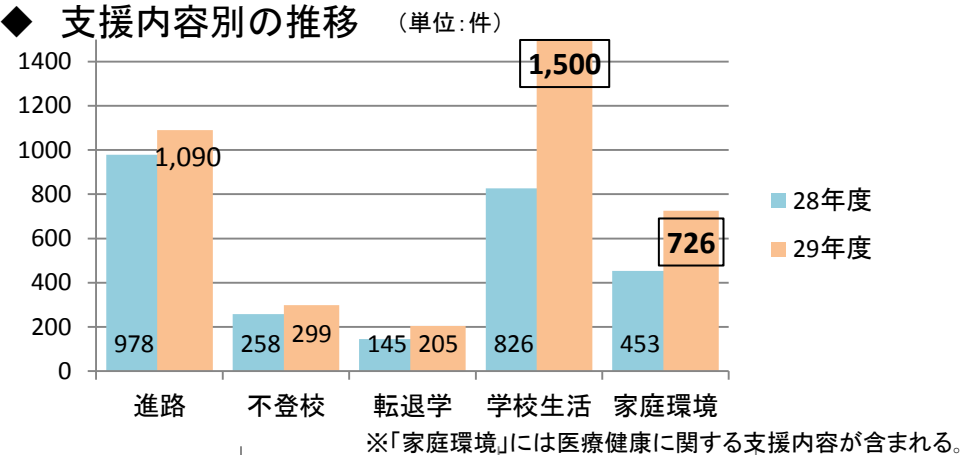
○支援内容は、学校生活及び家庭環境に起因する精神保健的支援が増加している。

○緊急的対応を必要とする支援困難案件が増加傾向にあり、課題解決に時間がかかる等の課題がある。このような急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門知識や豊かな支援経験を有する人材の確保が課題となっている。

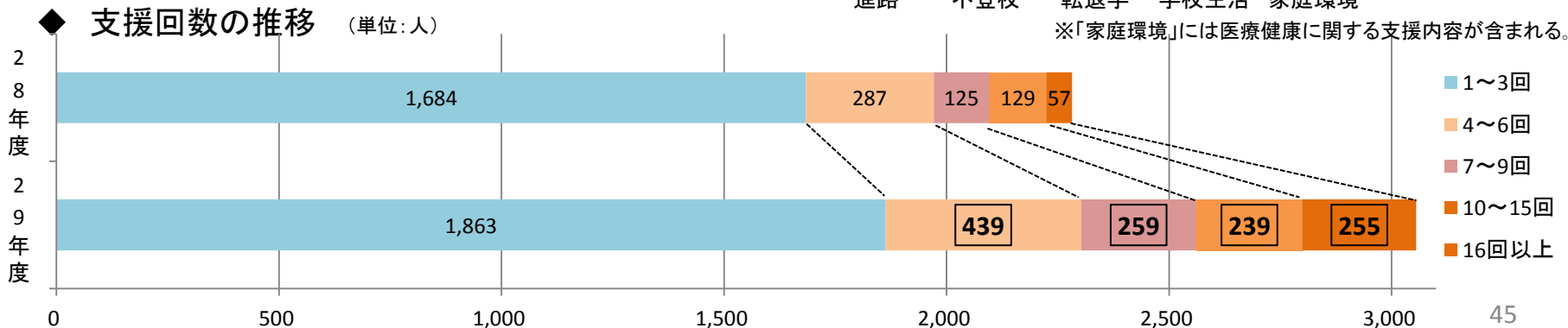
◆ 支援実人員の推移 (単位:人)



◆ 支援内容別の推移 (単位:件)



◆ 支援回数の推移 (単位:人)



第 1 章 社会教育の振興

[2] 社会教育事業

(2) 課題認識・まとめ

社会教育事業（地域学校協働活動）における課題

対 象	現状	都の取組	評価・課題
小中学校支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働本部の設置地区50% ○地域学校協働本部、地域未来塾、放課後子供教室が個々別々に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○財政的支援の実施 ○区市町村教育委員会への働きかけ ○事業担当者会の開催 ○地域コーディネーターや放課後スタッフ等を育成するための研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働推進のために、区市町村の生涯学習部門への働きかけをしてきたが、事業ごとに区市町村の部門が分かれており、推進に不可欠な学校関係者の事業理解が進んでいない。 ○区市町村が課題としている地域コーディネーターの確保・養成に関する支援の仕組みが整っていない。 ○地域未来塾や放課後子供教室の担い手の確保や育成支援が進んでいない。そのため、元気高齢者をはじめとした地域人材を効果的に活用することが求められている。 ○地域社会にとって、地域学校協働活動への参加に対する馴染みがなく、魅力的な場所ではない可能性がある。
都立学校支援	<ul style="list-style-type: none"> ○都立高校普通科等の全てで企業・NPO等の教育プログラムを活用 ○自立支援チームを派遣するほか、専門性の高いユースソーシャルワーカーの巡回訪問等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体と連携した教育プログラムの実施 ○継続派遣校への重点的派遣を中心に、要請に応じてその他の都立学校にも派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ニーズに対応した多様な教育プログラム提供が学校から評価されている一方、教員のカリキュラムマネジメントスキルの不足により、教育プログラムの系統的活用ができていない。 ○支援実人員が増加しており、自立支援チームの活用が進んでいる一方、複合的な課題を内包する支援困難事案については経験値の高いユースソーシャルワーカーの不足により十分な対応ができていない。
ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ○会員団体数547団体 ○各学校で教育プログラムを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援コーディネーターフォーラムやコーディネーター基礎研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○都立学校では教育支援プログラムを効果的に導入する取組が定着している。小中学校支援はこれまで情報提供にとどまっており、効果的プログラム提供が課題

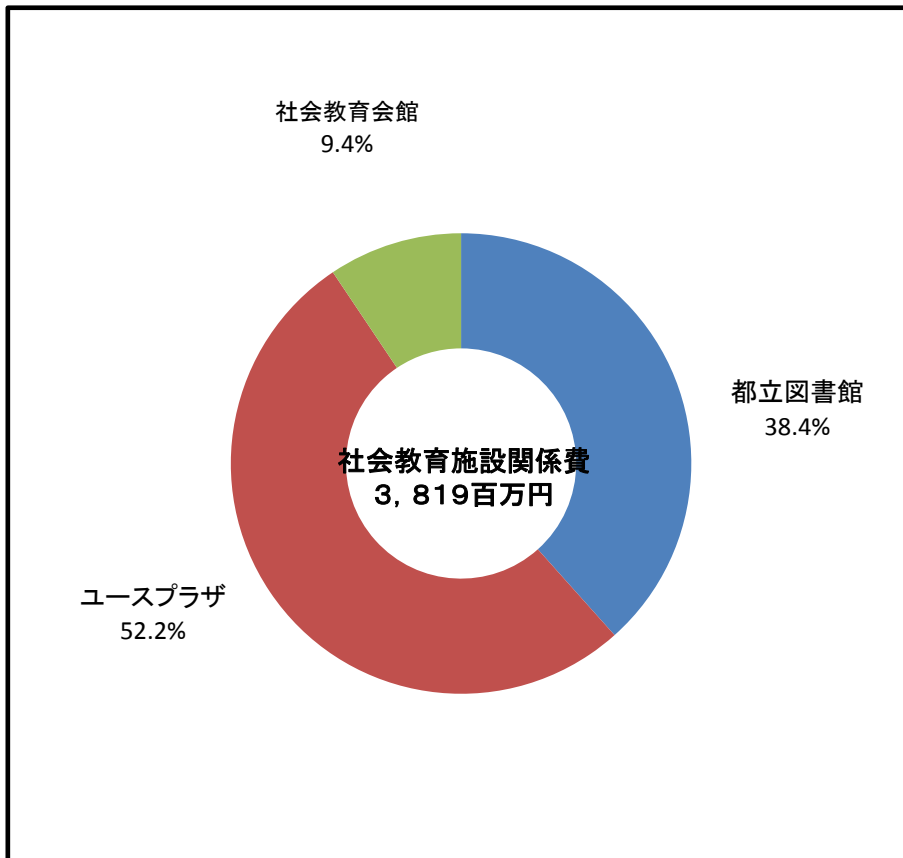
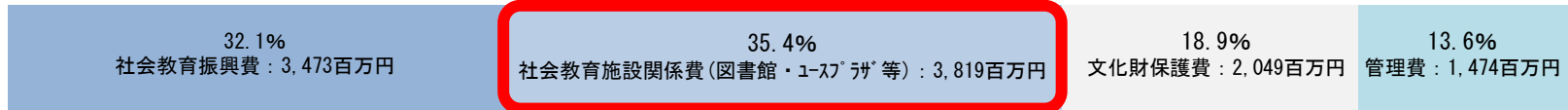
第1章 社会教育の振興

[3] 都立図書館

(1) 施設概要・役割分担

社会教育施設の予算

○地域教育支援部所管予算に占める社会教育施設関係費（管理課）の割合は35.4%となっている。



(単位:百万円)

事業名	予算額	割合
都立図書館	1,466	38.4%
管理運営費	20	0.5%
建物管理費	277	7.3%
サービス事業	165	4.3%
資料収集整理	387	10.1%
電算システムの運営	145	3.8%
業務委託	452	11.9%
その他(運営協議会等)	20	0.5%
ユースプラザ	1,994	52.2%
サービス購入料(区部)	846	22.1%
サービス購入料(多摩地域)	399	10.4%
その他(運営協議会等)	2	0.1%
改修工事費	747	19.6%
社会教育会館	359	9.4%
建物管理	12	0.3%
建物解体	347	9.1%
合 計	3,819	—

社会教育施設の予算 (内訳)

○平成30年度予算のうち、図書館が直接執行している金額は約8億円、民間委託している金額は約7億円である。
○直接執行しているのは図書館協議会などの運営に係るもので、委託になじまない性質の事業執行に伴うものであり、書庫資料の出し入れ業務や複写業務等については民間委託を活用して、効率化を図っている。

平成30年度 都立図書館予算

(千円)

項目	事業費	直接執行	金額	民間委託	金額
		主な事業内容		主な事業内容	
管理運営等	309,906 (11,900)	・物品購入費、研修参加費等 ・建物維持管理に要する光熱水費、修繕費等	20,356 131,637	・建物清掃委託、警備委託等 ・Wi-Fi運用保守委託	156,358 1,555
		計	151,993	計	157,913
サービス事業	164,693 (7,977)	・講座、講習会講師謝礼等 ・消耗品、備品購入費等一般事務費等	14,857 57,527	・区市町村への相互協力貸出 ・貴重資料の電子化、公開講座会場設営等	12,206 80,103
		計	72,384	計	92,309
資料収集・整理	387,113 (4,059)	・図書資料の購入費、修繕用備品 ・消耗品、備品購入費等一般事務費等	291,259 46,148	・図書資料の受入装備委託 ・図書資料のデータ入力等 ・中央図書館図書・雑誌の多摩図書館への移送	30,884 8,824 9,998
		計	337,407	計	49,706
電算システムの運営	144,623	・電算システムの消耗品購入等 ・電算システム機器リース料等	12,064 87,706	・電算システムの運用管理 (SE) 等	44,853
		計	99,770	計	44,853
図書館協議会	1,692 (1,292)	・協議会委員報酬等 ・協議会用事務費	1,292 400		
		計	1,692	計	0
業務委託	452,556 (130,299)	・資料保全等に係る一般事務費 ・業務委託に必要な消耗品等	130,262 2,878	・逐次刊行物収集整理業務 ・書庫資料の出し入れ等業務 ・フロア案内・総合案内業務 ・複写業務 ・その他の業務	12,063 164,172 62,922 47,290 32,969
		計	133,140	計	319,416
タイムリーな企画展	5,511	・大規模企画展等に要する謝礼等 ・大規模企画展等に要する消耗品等	322 1,889	・大規模企画展の設営委託等	3,300
		計	2,211	計	3,300
計	1,466,094 (155,527)		798,597		667,497

(注) ・予算額中の () は、給与関係費 (報酬、共済費、賃金、旅費) で内数

図書館施設の概要

○都立図書館は区部と多摩部に1館ずつの2館体制であり、いずれも一般への貸出は実施していない。

施設名	所在地	開館年	来館者 (※1)	蔵書数 (※2)	雑誌 タイトル 数 (※3)	新聞紙数 (※3)	職員数 (※4)	特徴		備考
								共通	独自	
中央 図書館	港区 南麻布	1973年	29万人	208万冊	6,427 タイトル	1,176紙	84人	<ul style="list-style-type: none"> ・都民の調査研究や学習活動を支援 ・都内区市町村立図書館への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館としては、国内最大級の蔵書数 ・重点的情報サービスをはじめ、幅広い分野の資料を所蔵 	
多摩 図書館	国分寺市 泉町	1987年	21万人	53万冊	19,214 タイトル	196紙	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への支援 ・東京都等の行政組織を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌や児童・青少年資料等に特化したサービスを展開 	2017年1月29日、立川市から移転開館

他府県立図書館との比較

- インターネット環境等の発展を受け、各府県立図書館とも入館者数は低減傾向にある。なお、都立図書館は一般貸出をしていない。
- 都立図書館では、多摩図書館のリニューアルオープンと中央図書館における業務改善により、平成29年度は入館者数が増加した。
- 大坂府立中之島図書館は、平成28年度にリニューアルをした効果と考えられる。

都府県立図書館における入館者数者数の推移

		平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	
埼玉県 (2館1分室)	入館者数	合計	336,169	329,080	273,591	486,628	496,894
		(熊谷)	146,170	133,152	93,420	138,590	138,323
		(浦和)	3,038	5,707	3,649	142,121	140,544
		(久喜)	186,961	190,221	176,522	205,917	218,027
	1日あたり利用者数合計	1,168	1,138	1,192	1,679	1,726	
千葉県(3館)	入館者数	合計	公表データ なし	412,731	451,425	458,321	475,124
		(中央)		67,004	98,312	104,306	97,755
		(西部)		179,590	189,574	192,651	200,138
		(東部)		166,137	163,539	161,364	177,231
	1日あたり利用者数合計	1,453	1,541	1,570	1,627		
神奈川県 (2館)	入館者数	合計	256,247	326,556	337,858	354,764	387,769
		(県立)	168,237	177,670	183,624	191,849	203,719
		(川崎)	88,010	148,886	154,234	162,915	184,050
	1日あたり利用者数合計	1,017	1,111	1,153	1,199	1,306	
大阪府(2館)	入館者数	合計	915,000	907,130	782,000	737,842	805,198
		(中央)	556,718	545,570	589,999	520,220	559,305
		(中之島)	358,282	361,560	192,001	217,622	245,893
	1日あたり利用者数合計	3,114	3,092	3,102	2,741	2,829	
東京都(2館)	入館者数	合計	511,388	386,629	354,379	381,158	404,087
		(中央)	295,682	277,228	278,867	291,408	313,717
		(多摩)	215,706	109,401	75,512	89,750	90,370
	1日あたり利用者数合計	1,569	1,242	1,082	1,165	1,235	

(参考)平成28年度蔵書冊数	
合計	1,527,000
熊谷	954,000
浦和	0
久喜	573,000

合計	1,381,000
中央	863,000
西部	254,000
東部	264,000

合計	1,188,000
県立	927,000
川崎	261,000

合計	2,691,000
中央	2,102,000
中之島	589,000

合計	2,537,000
中央	2,020,000
多摩	517,000

※埼玉県立浦和図書館は、平成27年3月に閉館し熊谷図書館分室となっている。
 ※東京都立図書館以外の図書館は、住民に対して貸出を行っている。

図書館の役割分担

- 都立図書館は、都道府県立図書館として、区市町村立図書館と役割分担しながら、サービスを提供している。
- 都立図書館の主な役割は、①都民に対する資料提供、②区市町村立図書館への支援、③都内図書館間の連絡調整等の推進の3つである。

	国立国会図書館	都立図書館	区市町村立図書館
役割及び機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 国会議員の職務遂行に資する。 ② 行政及び司法の各部門の職務の遂行に資する。 ③ 上記の目的を妨げない限り、日本国民に対して図書資料等を提供 (「国立国会図書館法」(昭和23年2月9日法律第5号)第21条要約) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な課題に直面する都民(個人・団体)に対し、広範囲かつ豊富な蔵書を整備し、提供する。きめ細かいレファレンスサービスにより都民の課題解決の総合的な窓口としての役割を担う。 (「都立図書館の基本的方向」平成17年8月25日) ② 区市町村立図書館への支援 ③ 都内図書館間の連絡調整等の推進 (「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」平成24年12月改正) 	<p>図書、記録その他必要な資料を収集し、一般公衆の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置する。(「図書館法」第二条)</p> <p>その在り方としては、「地域の情報拠点」として、地域の実情に即したきめ細かな直接サービスを行う。 (「都立図書館の基本的方向」平成17年8月25日)</p>
サービス及び特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○館内閲覧のみ ○納本制度のもと、広範な資料を収集・保存し、行政、司法及び国民に対して、すべての出版物を提供 ○国会へのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・国会の諸活動を調査・情報提供の面で補佐 ○行政・司法へのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・行政および司法の各部門の業務遂行に必要なサービスの提供 ○国民へのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・来館利用のほか、他の図書館を通じたサービス、インターネットを通じたサービスを提供 ○国内の図書館へのサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ○館内閲覧のみ ○資料は、原則一点のみの収集 ○都民へのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・来館利用のほか、インターネットを通じたサービスで利用者の調査研究、学習等を直接支援 ○都内区市町村立図書館、学校等へのサービス ○政策立案支援サービス <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の行政の業務遂行に必要な資料を提供するほか、求めに応じて調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民へ貸出を実施 ○住民の要望に応えるため、同じ資料を複数冊所蔵している場合もあり ○地域住民へのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に即した蔵書構成や個人貸出などにより、きめ細やかなサービスを提供 ○当該区市町村の行政へのサービスを実施している図書館もあり

第 1 章 社会教育の振興

[3] 都立図書館

(2) 取組の実施状況

① 都民に対する資料提供

○都民の調査研究・学習活動のニーズに対して、以下の取組を実施し、一定の成果を上げている。

事項	内容	実績
閲覧サービス	都民の幅広い調査研究・学習活動のニーズに対応	都立中央図書館・多摩図書館合わせて200万冊超の資料を所蔵・閲覧
レファレンスサービス	調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内する。質問は、来館のほか、電話やメール、手紙でも受け付けている。	平成29年度は、2館を合わせて年間8万件を超える調査を受け付けた。
重点的情報サービスの実施	都政の重要課題であり、都民が課題を解決するために幅広い情報収集を必要とするテーマについて、通常の図書分類にとらわれずに利用者のニーズに即して図書の抽出・整理を行ったコーナーを設置している。	P56参照
特別文庫	特別文庫室の資料は、大正天皇即位礼に際し、東京市に下賜された10万円を基金として東京関係資料を収集した東京誌料のほか、第二次世界大戦中に東京都が民間の学者や蔵書家から買い上げ、疎開させることによって戦災を免れた戦時特別買上図書などから成っている。	江戸時代後期から明治時代中期の資料を中心に約24万3千点を所蔵。江戸城造営関係資料は国の重要文化財に指定されている。
資料のデジタル化と公開	都立図書館の江戸・東京関係のデジタル化資料を検索・閲覧することができる「TOKYOアーカイブ」（平成25年度から提供開始）等を整備し、貴重資料のデジタル化と公開に取り組んでいる。	江戸城の図面等はテレビ番組等や研究者にも利用されている。また、画像の高精細度化も進み、自宅に居ながらにして貴重資料の閲覧が可能

① 都民に対する資料提供（重点的情報サービス）

○都立図書館における重点的サービスの概要は以下のとおりである。

中央図書館	①都市・東京情報	②ビジネス情報	③健康・医療情報	④法律情報
概要	「東京」に関する様々な分野の資料や東京都の行政資料等を収集・提供	企業情報や業界・市場動向等を調べるための資料を収集・提供	病気や薬等、医療に関する一般的な資料から専門的な医学書まで収集・提供。患者や家族等が書いた手記を集めた「闘病記文庫」を設置	身近な法律問題から法令の専門的な解説書まで収集・提供。判例情報を検索できるオンラインデータベースもあり
サービス開始年度	平成20年度 *昭和48年開設「東京室」を移設・拡充	平成15年度	平成16年度	平成18年度
コーナー配架数	37,477冊	4,635冊	10,759冊	9,233冊
評価・外部コメント (各蔵書評価※における有識者コメントより)	都市・東京に関するものはマイナーなものでも集めるべき(平成27年度)	業界における情報源は概ね網羅されている(平成24年度)	利用者支援のための資料が充実している。一般都民に積極的にPRすべき(平成25年度)	蔵書については基本的資料は収集できており、法律情報コーナーも充実している。(平成26年度)
多摩図書館	雑誌(東京マガジンバンク)		児童・青少年資料	
概要	週刊誌から学術雑誌まで幅広い雑誌を収集・提供する「東京マガジンバンク」を開設。公立図書館としては初の雑誌の集中的サービスを実施		東京都における子供の読書活動推進の拠点として、読書相談や調査研究支援を実施(啓発資料の作成・配布、学校支援)	
サービス開始年度	平成21年度		平成14年度	
蔵書数	18,247タイトル		233,595冊	
評価・外部コメント	他図書館ではバックナンバーを廃棄するところが多いが、多摩図書館ではまとめて閲覧可能である。雑誌は世相を反映しており、その時代の状況を知ることができる。永年保存を希望する。(H29雑誌の大量利用調査から)		蔵書が豊富で、他図書館に置いていない資料がある。新刊の児童書があり、大変役に立つ。棚の高さが、子供の目線に合わせた設計となっている点が良い。(平成28年度都立図書館利用実態・満足度調査から)	

他府県立図書館のサービスとの比較

- 都立図書館の重点的サービスと同様のサービスが、他府県立図書館においても提供されている。
 ○特に都立図書館では、外国語資料について、他府県立図書館と比較しても群を抜いて多く所蔵している。

他県立図書館における重点的サービスの例

埼玉県	埼玉資料	ビジネス支援	健康・医療	子ども読書支援	多文化サービス	
千葉県	法律・判例情報	医療・健康情報	子育て支援情報	シニア支援情報		
神奈川県	神奈川県資料	科学技術情報	知財関係情報	社史情報	やさしい科学情報	行政支援情報
大阪府	大阪資料・ 古典籍サービス	ビジネス支援	国際児童文学館			
東京都	都市・東京情報	ビジネス情報	健康・医療情報	法律情報	雑誌(東京マガジ ンバンク)	児童・青少年資料

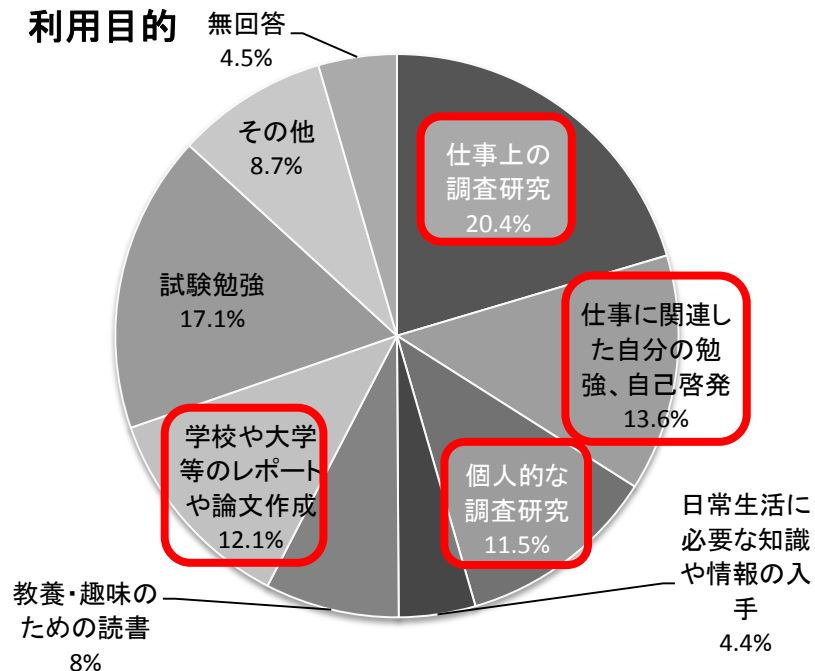
外国語資料冊数(平成28年度)

	図書	新聞	雑誌
埼玉県	18,256冊	13紙	45誌
千葉県	35,170冊	—	—
神奈川県	22,282冊	—	2,174誌
大阪府	228,876冊	—	—
東京都	289,377冊	1,363紙	25,463誌

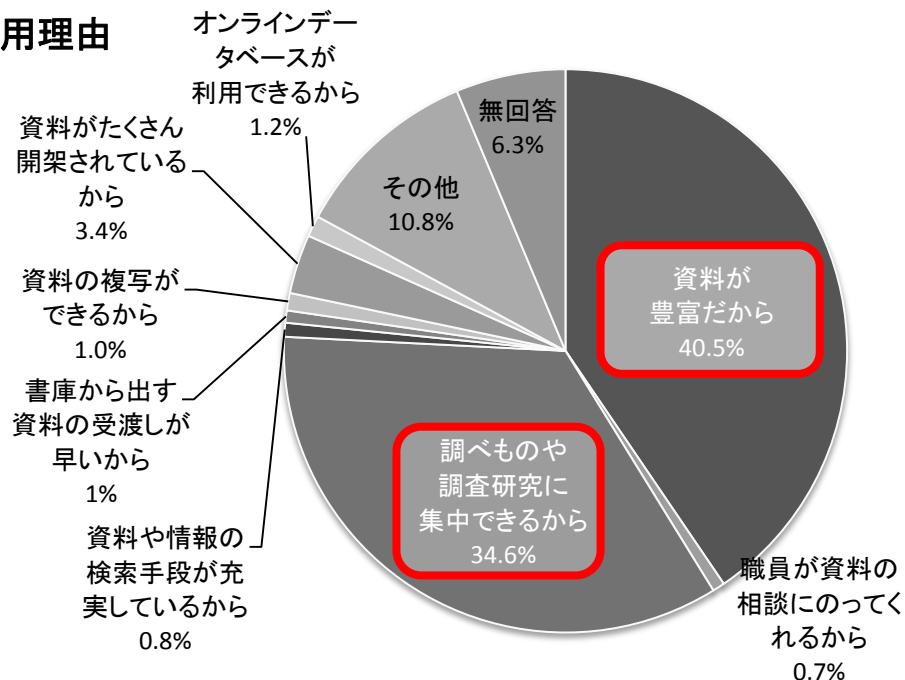
※「—」の項は、統計資料で確認ができなかったもの

- 調査研究等を目的とする利用が半数以上を占めている。
- 資料の豊富さや調査研究等に集中できる環境を求めて来館する利用者が多い。
- 各分野の図書と重点的情報サービスの図書の利用比は4:1となっており、開架の蔵書構成比が5:1ということから考えても高い利用率となっている。

利用目的



利用理由



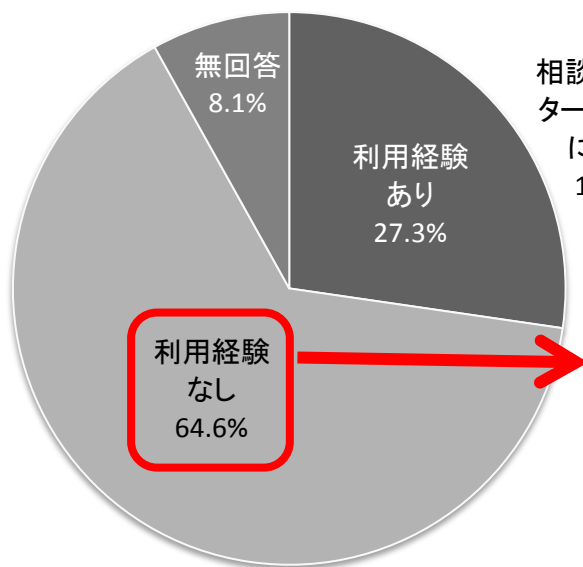
図書の利用件数・冊数

※新聞・雑誌・住宅地図は除く

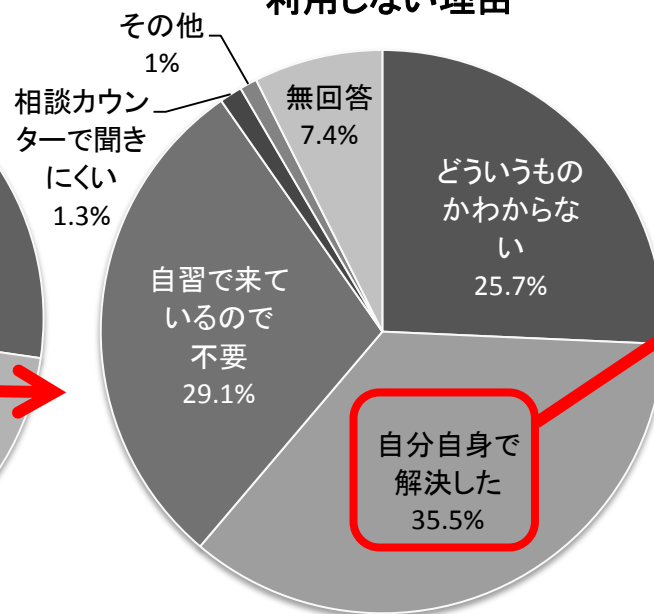
フロア(コーナー)	利用件数	開架冊数
参考図書・展示コーナー(1階) 社会科学・自然科学系の図書(2階) 人文科学系の図書(3階)	622件	約29万冊
重点的情報サービスコーナー(1階)	172件	約6万冊
合計	794件	約35万冊

- レファレンス利用者の満足度は高い水準であるが、レファレンスサービス自体を利用したことがあると回答した割合は3割程度である。
- レファレンスサービスを利用しない理由としては、「自分自身で解決した」とする割合が一番高く、利用者自身が調査研究を行うことのできる環境が整備されていると考えられる。
- 一方、「(レファレンスサービスとは) どういうものかわからない」と回答した割合が25.7%あり、引き続きサービスのPR強化を図っていく必要があると考えている。

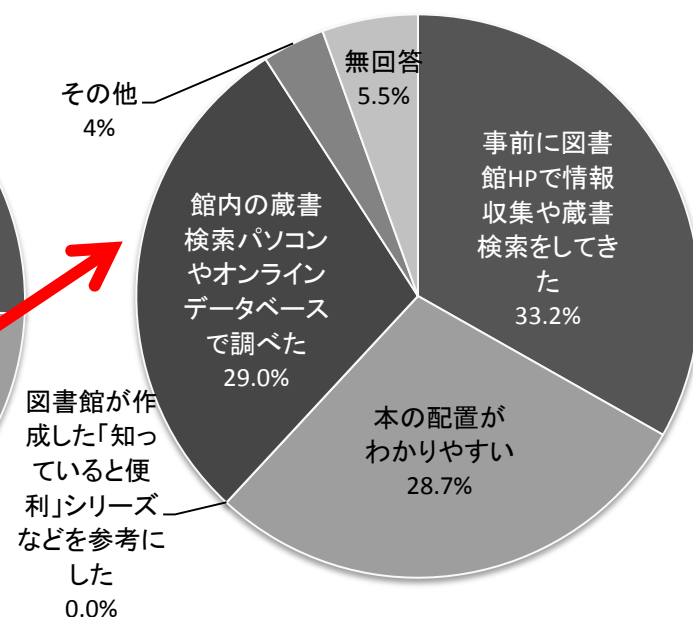
レファレンスサービス
利用件数割合



レファレンスサービスを
利用しない理由



自分自身で解決した理由



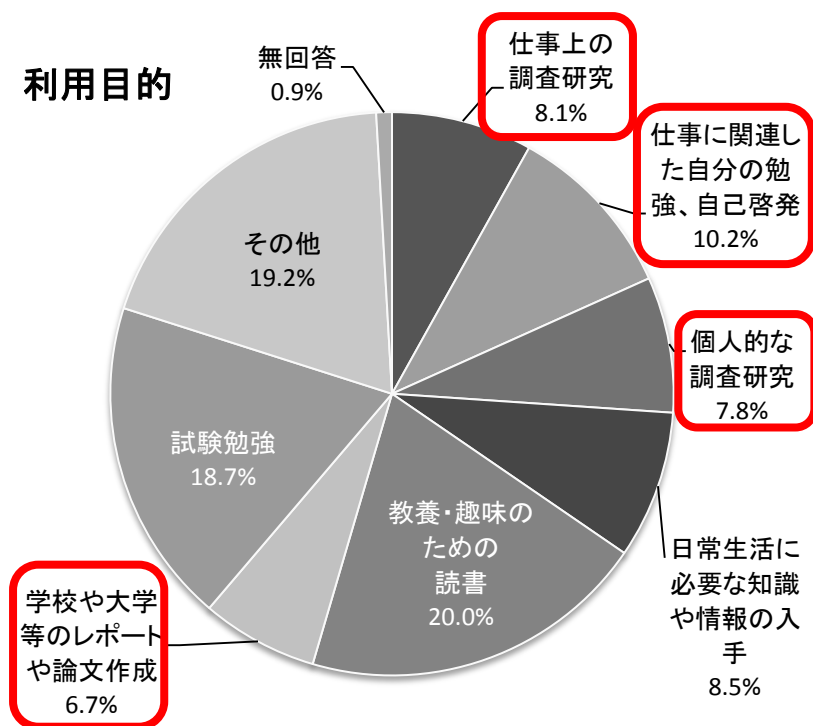
満足度 (レファレンス質問)

※評価は5点満点

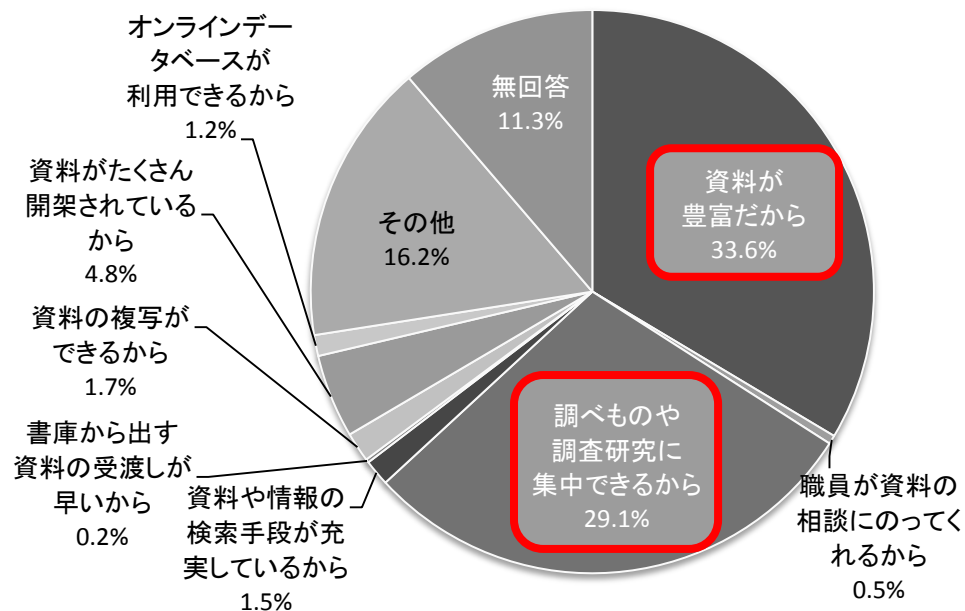
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回答の内容	3.90点	3.98点	3.96点
回答の速さ	3.89点	4.01点	3.97点
職員の対応	3.94点	4.04点	4.00点

- 調査研究等に関連する利用目的での利用は3割程度になっており、中央図書館と比較すると、教養・趣味のための読書を目的とする割合が高い。
- 資料の豊富さや調べものに集中できる環境を求めて来館する利用者が多い。

利用目的

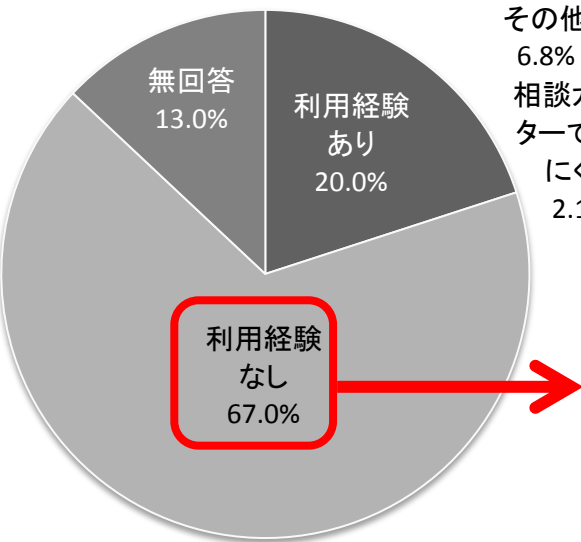


利用理由

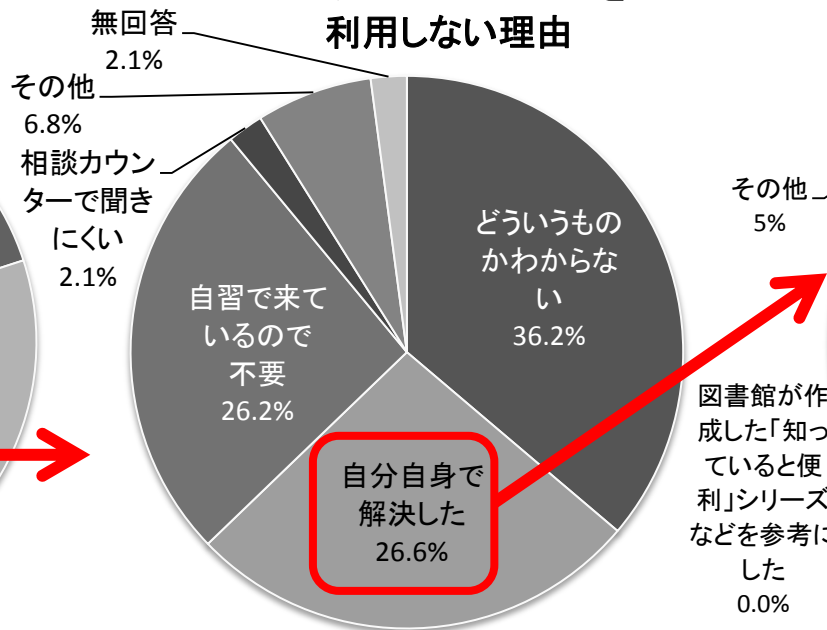


- レファレンスサービスを利用したことがあると回答した割合は2割程度である。レファレンスサービスへの満足度は、中央図書館と比べやや低かったが、平成29年度には、ほぼ同水準にまで改善した。
- レファレンスサービスを利用しない理由としては、「(レファレンスサービスとは) どのようなものかわからない」と回答した割合が36.2%あり、引き続きサービスのPR強化を図っていく必要がある。
- 一方、「自分自身で解決した」とする割合も3割程度あり、その4割程度が、「本の配置がわかりやすい」としており、移転開館に伴って、わかりやすい配置を心がけた効果と考えられる。

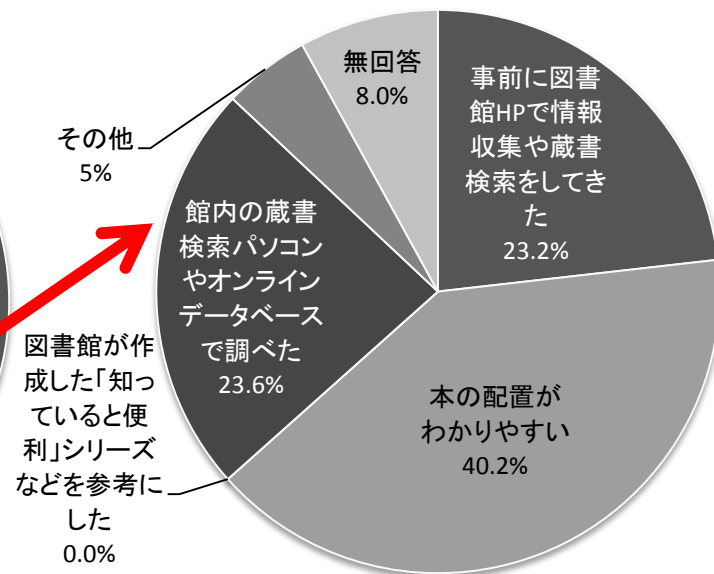
レファレンスサービス
利用件数割合



レファレンスサービスを
利用しない理由



自分自身で解決した理由



満足度 (レファレンス質問)

※評価は5点満点

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回答の内容	3.72点	3.84点	3.95点
回答の速さ	3.78点	3.83点	3.95点
職員の対応	3.83点	3.91点	3.97点

② 区市町村立図書館や行政機関等への支援

○区市町村立図書館や、都内の学校・行政機関に対し、様々な支援を実施しており、一定の成果を上げている。

		平成29年度	平成28年度	平成27年度
(1) 区市町村立図書館に対する支援 ・都内区市町村立図書館が自館で受け付けた質問や自館で所蔵していない資料について、都立図書館が求めに応じて調査・回答及び資料の提供を実施 ・都内の図書館サービスの全体的な向上を目的として、区市町村立図書館職員を対象に研修を実施	協力レファレンス(区市町村立図書館からの質問受付)件数	340件	283件	222件
	協力貸出冊数	73,719冊	63,856冊	82,835冊
	区市町村立図書館等職員に対する研修等の実施 レファレンス研修、児童サービス研修、 障害者サービス研修、製本研修等	34回 1,567名	34回 1,666名	35回 1,563名
(2) 学校支援サービス ・来館型調べ学習の支援、学校からの質問受付・読書相談の実施 ・学校での読書活動や調べ学習を支援するガイドブックを作成・配布するほか、学校へ出向き講座等を実施	レファレンス・子供の読書に関する相談件数	189件	86件	197件
	職業インタビュー・インターンシップ等の受入れ校数	43校	9校	13校
	出張おはなし会・選書支援・資料貸出等の支援	44校	25校	25校
	研修への講師派遣	7回	2回	5回
(3) 政策立案支援サービス ・東京都の行政の業務遂行に必要な資料を提供するほか、求めに応じて調査を実施	レファレンス件数	2,051件	2,231件	1,763件
	都庁内貸出冊数	954冊	980冊	781冊
	複写枚数	7,473枚	6,795枚	6,163枚

※平成28年度：多摩図書館は移転準備期間あり

※(1)協力レファレンス件数には、他道府県図書館及び大学図書館等も含まれる。

③ 都内公立図書館間の連絡調整等の推進

○東京都公立図書館長連絡会などを通じ、連絡調整や情報交換を行っている。

	開催実績		議題と対応
2017年度	①東京都公立図書館長連絡会 ②東京都図書館研究交流会	2回開催 4回開催	①オリンピック・パラリンピックの一斉展示について検討した。 ②資料保存と図書館建築に関する講演会及び新館見学会を開催した。
2016年度	①東京都公立図書館長連絡会 ②東京都図書館研究交流会	2回開催 5回開催	①23区と多摩地域間の相互貸借等について検討した。 ②図書館展示と高齢者サービスに関する講演会及び新館見学会を開催した。
2015年度	①東京都公立図書館長連絡会 ②東京都図書館研究交流会	2回開催 5回開催	①多摩図書館移転に係る協力支援事業等について説明した。 ②Web社会における広報等に関する講演会及び新館見学会を開催した。
2014年度	①東京都公立図書館長連絡会 ②東京都図書館研究交流会	2回開催 5回開催	①都内図書館における子供の読書推進等について検討した。 ②地域と人をつなげる図書館に関する講演会及び新館見学会を開催した。
2013年度	①東京都公立図書館長連絡会 ②東京都図書館研究交流会	2回開催 6回開催	①都内図書館の情報共有掲示板の設置について説明した。 ②ビブリオバトルとWeb活用に関する講演会及び新館見学会を開催した。

※ 「東京都図書館研究交流会」とは、公立図書館の経営に役立つ情報等を紹介し、都内公立図書館職員等に今後の図書館の在り方を考える機会や他自治体職員との交流の場を提供することを目的とする事業である。

各取組に対する評価

○これまでに示したとおり、都立図書館は役割を踏まえた取組を着実に実施し、一定の成果を上げている。

役割	取組	評価
①都民に対する資料提供	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の閲覧サービス ・レファレンスサービス ・重点的情報サービスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都立図書館を利用する目的としては、「資料の豊富さ」が高い割合を占めている。 ・利用実態・満足度調査の結果によると、レファレンスサービスに対する満足度は高い水準で推移している。 ・重点的情報サービスについては、有識者から資料の充実度に関して高い評価を得ている。
②区市町村立図書館や学校、行政機関等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービス (区市町村立図書館、学校、庁内等) ・資料の貸出サービス (区市町村立図書館、庁内) ・職員に対するレファレンス研修等の実施 (区市町村立図書館) ・都立図書館職員を要望に応じて講師等として派遣 (区市町村立図書館、学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村立図書館・学校・行政機関等への支援の一環として、様々な取組を実施しており、一定の成果を上げている。 ・都内の図書館職員が、資質・向上を図る機会を設けている。
③都内公立図書館間の連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館長連絡会の開催 ・協力支援事業、レファレンス事業等において、都内公立図書館の職員を招集し、担当者会等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・館長連絡会では、都内公立図書館発展のため必要な連絡調整・情報交換を行っている。 ・都内公立図書館の担当者が情報共有等を図る機会を設けている。

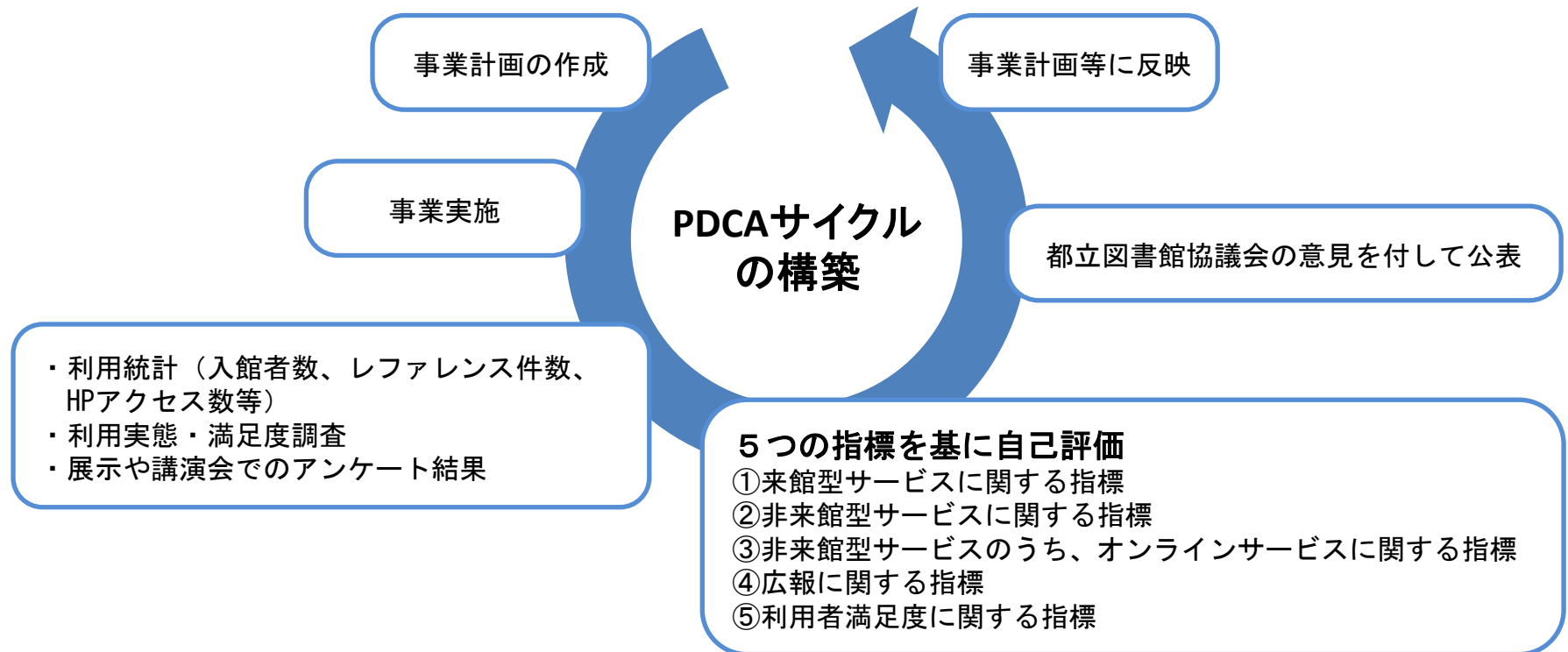
第1章 社会教育の振興

[3] 都立図書館

(3) PDCAサイクルによる改善等

都立図書館自己評価に係るPDCAの仕組み

○第23期都立図書館協議会の提言（平成20年11月）を受けて、事業の効果的な実施や図書館の運営状況を評価する目的で毎年「都立図書館自己評価」を実施しており、自律的なサービス改善を行っている。



都立図書館協議会での意見及び対応

○近年は以下のような意見が出ており、それぞれに対応をしている。

年度 (協議会開催年月)	協議会での意見	対応
平成28年度 (平成29年12月)	SNS 利用状況については、ユーザーの居住地や年齢、性別などを把握し、図書館が発信する内容が都民にどのように届き、広がっているのかを分析していくとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット(ユーザーの年齢・性別等)を意識したSNSの文案作成 ・アクセス数の多い時間帯の投稿
平成27年度 (平成28年10月)	<p>これからは人が交流して新たなものを生み出し、発信する場として機能するような、場としての図書館を考えることが必要である。</p> <p>利用実績が上がっているもの(学校支援サービスなど)については、ニーズがあると捉え、強化を図ることが必要である。</p>	<p>「東京マガジンバンクカレッジ」(都立多摩図書館)では、以下のような取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会やセミナー、ワークショップ、現場探訪等 ・イベント参加者、講師及び図書館職員とが協力した雑誌の作成や配布、都立図書館ホームページ上での公開 ・ガイドブック「都立図書館で学ぶ！ はじめてのレポート・論文作成ガイド」(生徒向け)、リーフレット「都立図書館の学校支援サービス」(学校関係者向け)作成、配布 ・校外学習の積極的受入れ
平成26年度	評価項目の大幅見直しを実施 (基礎指標の数値取得のみ実施)	
平成25年度 (平成27年3月)	潜在的利用者層のニーズの把握は、効率的かつ多角的な方法で行うとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「みなと区民まつり」、「国分寺まつり」、「東京国際ブックフェア」等、都民が多数集まるイベントでアンケートを行い、分析(平成27年度より新規実施)
平成24年度 (平成25年9月)	重点的情報サービス(ビジネス、法律、健康・医療)は、他県の模範になるように、今後ますます質を高めていくべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関と連携した相談会や外部会場での講演会等の実施 ・属性に応じた参加しやすい時間帯・曜日でのイベント開催(例:ビジネスパーソン向けの講演会は平日夜間に開催) ・レファレンス研修(都内公立図書館職員向け)の実施

自主的な改善への取組

○満足度調査等により、利用者ニーズを常に把握し、内部においても自主的によりよい図書館を目指して改善を実施している（満足度調査における利用目的達成状況：中央→29年度82.8%、28年度79.4%、多摩→29年度76.7%、28年度60.4%）。

実施の考え(ニーズ・運営改善等)	対応	中央	多摩
図書館施設の利便性向上 ・情報化への対応 ・滞在型図書館としての機能の維持に向けた環境の整備 ・子育て世代への対応 ・多様なニーズに対応できる閲覧環境の提供 (個室席やグループワーク席などのニーズへの対応)	・Wi-Fi環境の整備	○	○
	・原則手荷物持込自由へと緩和	○	○
	・授乳室、キッズルーム等の設置	○	○
	・多様な閲覧環境の創設 (調査研究用の個人スペースの設置及びソファの配置)	○	移転開館時に設置
	・アクティブラーニング、異業種等の交流スペースの設置 (平成30年秋以降予定)	○	移転開館時に設置
	・食堂の運営(図書館事業と連携したメニューの提供など)	○	—
	・カフェの設置 (中央:平成27年9月、多摩:平成29年1月)	○	移転開館時から運営
東京2020大会に向けた取組 ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・多文化共生教育の推進	・展示コーナーを活用したギャラリートーク等の実施 (オリンピック・パラリンピック関連情報など)	○	○
	・外国人利用者に対応するための受入環境の整備 (翻訳アプリの導入など)	○	○
	・国際交流団体、大使館等との連携事業の実施	○	○
	・東京観光案内窓口の設置		○
来館促進・サービスの向上	・Eメールレファレンスサービスの受付方法改善	○	○
	・複写受付時間の拡大 (閉館時刻1時間前まで→閉館時刻30分前まで)	○	○
	・利用者層の拡大に向けた新規イベントの実施 (図書館ナイトツアー、謎解きイベントなど)	○	○

事業に対する外部からの評価

○包括外部監査や満足度調査の結果に対しても、適切に対応をしている。

包括外部監査の実施（平成27年度）

事項	監査人の意見	措置状況報告
雑誌の収集等について (多摩図書館)	<p>多摩図書館「東京マガジンバンク」の雑誌の収集・保管について、図書館利用者以外を含む様々な都民ニーズを客観的に幅広く調査・分析するとともに、収集・保管されている雑誌についても利用実態を調査・分析し、これらの結果を踏まえ、経済性・有効性などの観点から、雑誌の収集・保管の対象を見直す仕組みを構築し、都民一般に開示されたい。</p>	<p>○平成27～29年度 ・各種利用調査を移転前後に実施、分析</p> <p>○平成29～30年度 ・外部有識者による蔵書評価を実施 ・同評価結果を踏まえ、収集・保管の考え方を整理。結果を公表（平成31年度）</p>
都立図書館の利用者増加に向けた対策について	<p>都立図書館の本質的なサービスは来館型サービスであると言える。したがって、グループでも利用できる場の提供やアクティブ・ラーニングなど学校教育を支える機能の強化など、新しいニーズに対応し、来館型の利用者数の増加策を講じられたい。</p>	<p>・展示コーナー新設(オリンピック・パラリンピック、伝統文化、Books on Japan)、講演会等イベントの充実、各種広報媒体の多言語化など、利用者増に向けた様々な取組を実施</p> <p>・館外イベント出展時のアンケートや教育モニターアンケート等によりニーズを把握・分析</p>

都立図書館の潜在的需要

○広く都民に利用される施設となるため、現在の利用者の利便性や満足度の向上だけでなく、潜在的な利用者の掘り起しにも努めているが、様々な調査等から都立図書館には、なお潜在的な需要があることが判明している。

○都立図書館の認知度

- ・ 講演会のアンケートで都立図書館を知らなかった（=初めて都立図書館を知った）割合
 伝統・文化系講演会…約30% ビジネス系講演会…約35% 東京についての講演会…約25%
- ・ 館外イベントでのブース出展時のアンケートで初めて都立図書館を知った人数の割合
 26年度48.2%、27年度45.2%、28年度30.8%

○外国人へのサービス

中央・多摩あわせて29名の外国人来館者から回答（平成28年度利用実態・満足度調査）

- ・ 来館目的
 「学校や大学の勉強のため」（9件、31%）
 「仕事に必要な情報収集のため」（6件、20.7%） など
- ・ 来館のきっかけの情報源
 「知人・友人からの紹介」（10件、34.5%）
 「インターネットの情報」「新聞・雑誌など」（いずれも4件、13.8%） など

外国人利用者向けの新規サービス「英語による図書館ツアー」の実施結果

- ・ 「英語の本がこんなにあるのを知らなかった」「非居住者であっても使えることを知った」など

※ 都立図書館自己評価結果概要（平成28年度）より

多摩図書館の移転改築による改善点

○多摩図書館は移転改築に当たり、様々な改善を行った結果、来館者数が増加した。

事項	旧	新
来館者数	平成27年度 年間 75,512人 1日平均 229人	平成29年度 年間 215,706人(約3倍) 1日平均 662人
利用環境	開館時間 平日 9:30-19:00 土日祝 9:30-17:00 閲覧席 158席	開館時間 平日 10:00-21:00【1.5時間延長】 土日祝 10:00-17:30 閲覧席 227席(約1.5倍) グループ閲覧室、セミナールーム、カフェの設置 展示エリアの拡充、Wi-Fi環境の整備
蔵書	収蔵可能冊数 103万冊 開架冊数 3.8万冊	収蔵可能冊数 285万冊(約3倍) 開架冊数 10万冊(約3倍)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京マガジンバンク」 (雑誌の特性を活かしたサービス) ・約17,000タイトルのバックナンバーを保存・提供 ・雑誌を活用した講演会・セミナーや企画展示の実施 ○児童・青少年サービス ・児童書や青少年資料、児童研究書等を所蔵し提供 ・東京都における子供の読書活動の拠点として読書相談等を実施 ・学校支援サービスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京マガジンバンクカレッジの開始 (パートナー登録制度の開始、ワークショップ、講演会、セミナー、フィールドワーク等の実施) ○児童・青少年資料サービスの充実 (子供専用のカウンター・子供用蔵書検索端末・授乳室・親子トイレの設置等) ○開架書庫の設置 (選書コーナーを拡大し、学校支援等を充実)
施設・サービス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩教育センター内の1階 ・事務5名、司書11名、非常勤7名体制(平成28年度定数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上3階の単独施設 ・事務4名、司書11名、非常勤8名体制 東京マガジンバンク支援員(非常勤職員1名)の増員(平成29年度定数)

中央図書館老朽化の現状

- 中央図書館は築45年を経過し、老朽化が著しいため、平成29年度に劣化度調査を実施した。
- 現地での改築・大規模改修は困難なことから、移転改築を視野に入れ、当面必要最低限の改修・設備更新等を検討している。

【劣化度調査結果】

- ・竣工以後の諸条件の変更（建築基準法の改正等）により、現地での大規模改修は極めて困難
- ・現地改築についても、書庫を含めた仮移転先等の確保、書籍の移送に伴う経費、長期間に渡る休館（4年程度）等のため、極めて困難。

平成29年度建物等の劣化度調査概要と今後の取組方針

敷地条件

第1種中高層住居専用地域
建ぺい率 60%
容積率 200%
17m第3種高度地区

建物等現状

- ①構造・規模：
地上鉄骨鉄筋コンクリート造 5階・地下鉄筋コンクリート造2階
- ②面積： 建築面積 3,115.48㎡
延べ面積 23,196.21 ㎡
- ③竣工時期：昭和47年3月

現状【主な劣化箇所】

施設面
・タイル外壁劣化
・サッシ廻りシーリング劣化

劣化による影響

・雨漏りが発生しており、蔵書に被害が発生する危険性がある。

今後の取組方針

・外壁打診調査
・外壁、シーリング等打替工事

設備面
・熱源設備劣化
・空調設備劣化 ほか

・冷房・暖房等の作動に影響を及ぼす危険性がある。

・熱源機器更新
・空調設備更新等検討

第 1 章 社会教育の振興

[3] 都立図書館

(4) 課題認識・まとめ

都立図書館の課題

○都立図書館の利用を更に促進するため、潜在的需要の掘り起こしが不可欠といえる。また、中央図書館の老朽化対応も今後、検討を進めていく必要がある。

対 象

現状・取組

評価・課題

利用
促進

【広報の充実】

- 地域情報紙誌での広報や、SNS等での発信強化
- 館外デジタルサイネージを活用した広報
- 館外イベント出展による広報

- 各種取組により認知度は年々向上しつつあるが、一層の向上を図る必要がある。
(都立図書館の認知度は、概ね60～70%)

【サービスの向上】

- 滞在型図書館としての環境の整備
- Eメールレファレンスサービスの受付方法改善、講演会・セミナー等の充実、新たなイベントの実施
- 外国人向けの英語による図書館見学ツアー実施、多言語対応の促進

- 潜在的利用者層のニーズを把握し、利用促進につなげる。
- 約29万冊の海外資料等を活用し、外国人向けのサービス及びPR方法を検討する必要がある。

【ICT対応】

- タブレット貸出による電子書籍サービス
- 江戸東京関係のデジタル化資料の公開促進
- 翻訳アプリの導入

- ICT技術は急速な発展段階であることから、今後、AIなどの発達を見据え、新たなサービスのあり方を検討していく必要がある。

【施設・設備対応】

- 都立中央図書館は施設の老朽化が進行しているが、現地での大規模改修・改築は困難
- 当面、必要最小限の施設改修・設備更新を検討

- 都立中央図書館の既存施設では、アメニティの向上やICTへの対応において限界があるため、将来的な移転改築も視野に入れながら、施設やサービスを検討する必要がある。

第 1 章 社会教育の振興

- [4] ユース・プラザ
- (1) 施設概要・仕組み

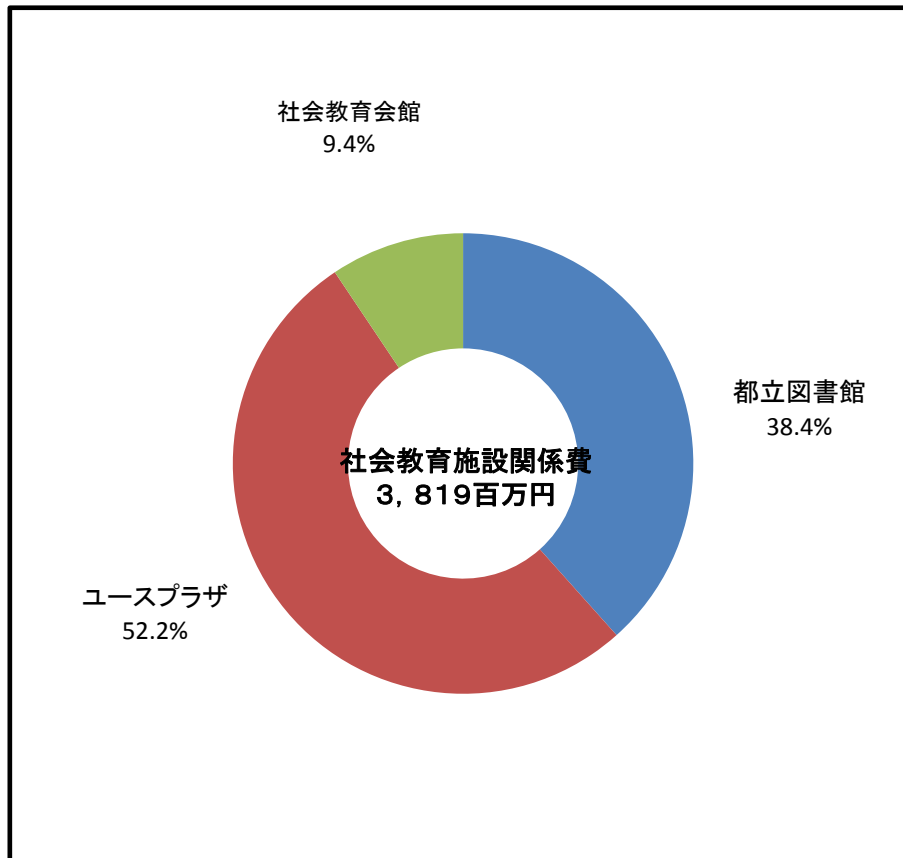
○地域教育支援部所管予算に占める社会教育施設関係費（管理課）の割合は35.4%となっている。
うち、ユース・プラザの割合は52.2%である。

32.1%
社会教育振興費：3,473百万円

35.4%
社会教育施設関係費(図書館・ユースプラザ等)：3,819百万円

18.9%
文化財保護費：2,049百万円

13.6%
管理費：1,474百万円



(単位:百万円)

事業名	予算額	割合
都立図書館	1,466	38.4%
管理運営費	20	0.5%
建物管理費	277	7.3%
サービス事業	165	4.3%
資料収集整理	387	10.1%
電算システムの運営	145	3.8%
業務委託	452	11.9%
その他(運営協議会等)	20	0.5%
ユースプラザ	1,994	52.2%
サービス購入料(区部)	846	22.1%
サービス購入料(多摩地域)	399	10.4%
その他(運営協議会等)	2	0.1%
改修工事費	747	19.6%
社会教育会館	359	9.4%
建物管理	12	0.3%
建物解体	347	9.1%
合 計	3,819	—

ユース・プラザの予算 (内訳)

○平成30年度予算のうち、PFI事業契約に基づく単年度支払い分が区部で約8億円、多摩地域で約4億円、運営協議会等費用が約2百万円、区部ユース・プラザ改修工事費用が約7億円である。

平成30年度予算 (単位: 百万円)						
事業名	内容	事業費	主な事業内容	金額		
社会教育の振興	ユース・プラザ整備等事業	PFI事業契約に基づく 区部ユース・プラザへの 単年度支払い分 (PFI)	■ 施設運営・サービス提供	497		
			■ 新棟(宿泊棟)建設等	204		
			■ 既存棟(旧「夢の島体育館」)改修等	73		
			■ 計画修繕	65		
			■ 社会教育事業	7		
			計	846		
		PFI事業契約に基づく 多摩地域ユース・プラザへの 単年度支払い分 (PFI)	■ 施設運営・サービス提供	348		
			■ 計画修繕	44		
			■ 社会教育事業	7		
			計	398		
		運営協議会等の実施 (直接執行)	■ 運営協議会等における事務費・報償費	2		
			計	2		
		区部ユース・プラザ 施設老朽化に伴う改修工事 (直接執行)	■ 平成30年度改修工事	747	732	
			■ 突発修繕工事		15	
			計	747		

※表示単位未満の数値を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合がある。 77

ユース・プラザとは

○ユース・プラザは、「ユース・プラザ整備方針」に基づき設置されている施設であり、PFI事業として運営されている。

◆ 基本コンセプト

青少年の自立と社会性の発達を支援するための社会教育施設

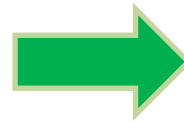
ユース・プラザの主な機能

◆ 体験学習の場

◆ 主体的活動や交流の場

◆ 自立(律)を促す場

◆ ネットワークの拠点



ユース・プラザの主な事業

①ユース・スクエア事業

・青少年の活動に関する相談対応や情報提供、
団体等の活動成果の発表や交流機会の提供

②社会教育事業

・特に公共性・社会性が強く、都の政策的要請
を踏まえた講座、体験活動、交流事業等

③貸館業・宿泊事業

・会議室、体育館、プール等の貸出し及び宿泊

施設概要

- 既存の青年の家（7施設）を再編・整備し、新たな青少年社会教育事業として、ユース・プラザ事業を開始した。
- ユース・プラザは区部と多摩地域にそれぞれ1施設の合計2施設がある。

施設名	所在地	開館年	施設利用者数 (※1)	PFI事業者	契約期間	特徴
東京スポーツ文化館	江東区 夢の島 2-1-3	平成16年 3月31日	約77万人	区部ユース・プラザ株式会社	20年	青少年を中心として、多くの都民が文化・芸術活動やスポーツ活動を通じて交流・学習活動を行う施設
高尾の森わくわくビレッジ	八王子市 川町55	平成17年 4月1日	約32万人	京王ユース・プラザ株式会社	I期 10年 II期 10年	多摩地域の自然環境・野外施設を生かした多様な体験学習活動や周辺の福祉施設・関連団体と連携した様々なボランティア活動を行う施設

※1 施設利用者数(レストラン等を含む施設全体の利用者数、延べ数)は平成29年度実績

区部ユース・プラザ

○施設設置のコンセプト

東京都スポーツ文化館（通称：BumB）は、文化・芸術活動を通して交流・学習を行う文化・スポーツ型施設としてPFI事業契約により設置運営している。

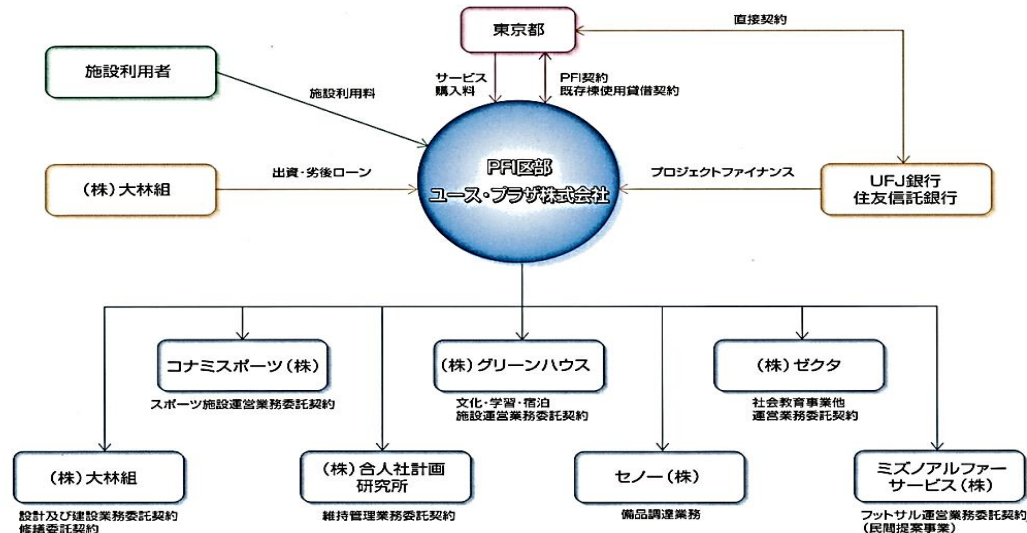
○契約期間

平成16年3月31日～平成36年(2024年)3月30日（20年間）

○運営費

項目	金額
①都との契約金額(人件費・建物維持管理費等相当額)	162億8806万円(8億1400万円/年)
②都からの委託(社会教育事業)	706万円
事業者の売上高(①及び②を含む。)	12億8784万円
事業者の売上純利益	3397万円

○運営体制



○施設設置のコンセプト

高尾の森わくわくビレッジは、多摩地域の自然環境を生かした多様な体験活動を行う野外活動型施設としてPFI事業契約により設置運営している。

○契約期間

第Ⅰ期 平成17年4月1日～平成27年3月31日（10年間）
第Ⅱ期 平成27年4月1日～平成37年(2025年)3月31日（10年間）

○運営費

項目	金額
①都との契約金額(人件費・建物維持管理費等相当額)	I期:64億4870万円(6億4500万円/年) II期:39億4383万円(3億9400万円/年)
②都からの委託(社会教育事業)	735万円
事業者の売上高(①及び②を含む。)	5億1604万円
事業者の売上純利益	5240万円

○運営体制



○毎年度、以下の流れで事業者と調整しながら、事業を進めている。

◆事業計画(運営全体)

2月までにPFI事業者が計画書を作成し、東京都は確認を行う。

◆事業計画(社会教育事業)

前年度の第2回社会教育等事業企画委員会にて決定に基づき、事業者が作成する。

PLAN

◆社会教育事業等企画委員会

東京都・PFI事業者・有識者で開催

・第1回 5～6月開催

事業報告後、協議を経て、東京都から次年度事業のスキームを発表

・第2回 7～8月開催

PFI事業者から次年度の事業計画の提出後、協議を経て事業計画が決定される。

◆協議会(運営全体)

東京都・PFI事業者で7月に開催

PFI事業者から前年度の事業報告

東京都とPFI事業者で協議を行う。

◆苦情等への対応

東京都・PFI事業者で対応

PFI事業者は東京都へ報告し、協議を行う。

ACTION

◆事業実施(運営全体・社会教育事業)

事業計画に基づき、PFI事業者が事業を実施する。

DO

◆毎月の報告(運営全体・社会教育事業)

PFI事業者から東京都へ報告。

東京都は事業確認及び協議を行う。

(報告内容)

◎運営及び維持管理状況

◎利用統計

◎利用者アンケート・苦情等

◎社会教育事業実施状況

◆モニタリング(四半期ごとに実施)

東京都が両施設ともに現地で実施する。

主に、運営及び維持管理状況の検査を行う。

◆利用者懇談会

事業者が年に1回開催し、結果について都は報告を受ける。

CHECK

第1章 社会教育の振興

[4] ユース・プラザ (2) 取組の実施状況

① ユース・スクエア事業（エントランスホール運営）

[4]ユース・プラザ（2）取組の実施状況

○青少年の活動に関する相談対応・情報提供、団体等の活動成果の発表や交流機会を提供するもので、事業者により実施されているものの、多摩地域に対して区部の実績が低い傾向にある。

		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	備考
◆ 相談	区部	11件	18件	19件	19件	21件	◆ 演奏や競技のやり方等の相談
	多摩	78件	97件	100件	60件	87件	◆ 運営ボランティアからの相談対応 ◆ ボランティア団体活動・発表の相談
◆ 情報提供	区部	92件	93件	173件	195件	162件	◆ 他施設の文化・スポーツ関係 ◆ 青少年の育成に関する団体・NPO関係
	多摩	428件	475件	543件	518件	528件	◆ 近隣施設（高尾の森自然学校）で実施される青少年の育成に関する情報等
◆ 交流機会	区部	20回	14回	14回	13回	17回	◆ ミニコンサート実施 ◆ カローリング団体の交流会等
	多摩	34回	27回	28回	26回	25回	◆ 演奏や舞踊などの活動発表、作品展示 ◆ ボランティアによる理科実験教室実施等

② 社会教育事業（都からの委託事業）

○十分に組み組んでおり、参加者も確保できているが、両施設とも事業内容について課題がある。

事業観点	事業例
①東京都の施策に連動した事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子での体験活動 ◆ 自然体験活動
②青少年の自立と社会性の発達に必要なもので先導的・誘導的な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年企画企画事業 ◆ 青少年の自立体験活動
③区市町村では対応しにくい事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年活動プログラム指導者等研修事業 ◆ 障害者スポーツ事業

事業実績	東京スポーツ文化館	高尾の森わくわくビレッジ
実施事業数	7事業	9事業
応募者	797人	1,380人
参加者	364人	325人

- 着実に実施されているものの、「文化・芸術・スポーツ活動の場」という施設コンセプトからすれば、芸術分野の事業が不足していると言える。
- 都の他施設等と連携した事業展開を行うなどの検討の余地がある。

平成29年度「東京スポーツ文化館」社会教育事業概要

	1	2	3	4	5	6	7	8
事業名	親子で体験IN夢の島 (1)低学年編 (2)高学年編	子供のお仕事塾	大江戸探検倶楽部	楽しい科学教室	Web動画を作ろう	社会参画支援 ワークショップ	チャレンジ・アシスト ・プログラム	スポーツリーダーズ セミナー
事業観 点	①、③に該当 ・家庭の教育力を高める ・コミュニケーション力をつける	①、②に該当 ・キャリア形成力をつける ・社会参画、社会貢献力 をつける	①、③に該当 ・知的好奇心・想像力を伸ばす ・社会参画・社会貢献力をつける	②に該当 ・知的好奇心・想像力を伸ばす	②に該当 ・健全な価値観を醸成する ・企画力・創造力をつける	①、②、③に該当 ・社会参画・社会貢献力 をつける ・コミュニケーション力 をつける ・他者理解の力をつける	①、②、③に該当 ・社会参画・社会貢献力 をつける ・コミュニケーション力 をつける ・企画力・創造力をつける	①、③に該当 ・企画力・創造力をつける ・キャリア形成力をつける
対象定 員	(1)小学校低学年と保護者 (2)小学校高学年と保護者 各20組40名	小学4年～6年生 20名	小学4年～6年生 各回20名程度(2回実施)	小学4年～6年生 20名	中学生・高校生 20名	高校生から約35歳の青年 まで 30名	・概ね18歳以上30歳まで の者が中心として活動する グループ ・これから発足するグル ープ、または発足3年 以内のグループ	小中学校教員、体育指導 関係者等 50名
応募者 数	(1) 119人 (2) 101人	54人	(1) 47人 (2) 125人	(1) 55人 (2) 46人 (3) 74人	58人	54人	15グループ応募	64人
参加者 数	(1) 38人 (2) 38人	40名	(1) 20人 (2) 20人	(1) 20人 (2) 20人 (3) 20人	48人	36人	4グループ 35人 (助成団体)	47人
時期 回数	(1)6月10日～11日 (2)5月13日～14日 2回(それぞれ1泊2日)	9月23日～24日 1回(1泊2日)	(1)8月5日～6日 (2)8月26日～27日 2回(それぞれ1泊2日)	(1)6月18日 (2)6月25日 (3)7月9日 3回(日帰り)	8月1日～3日 全3回(日帰り)	11月19日、23日、 2月18日 全3回	通年	8月22日、31日 全2回(日帰り)
内容(プログラム)	(1)低学年・保護者向け ・親子でスポーツ体験 ・親子で文化体験と学習 ・参加者の交流会 (2)高学年・保護者向け ・親子でスポーツ体験 と学習 ・親子で文化体験と学習 ・参加者の交流会	工事現場見学 ・オリエンテーリング ・見学、体験 ・講話 アスリート、メディア 関係等仕事紹介 ・講話 ・ワークショップ ・マップ制作 ・ワークショップ ・発表	・伝統工芸や伝統文化、 講話、歴史や伝統文化 のある場所での実地体験 ・落語講座、伝統・産業文 化体験活動 ・「大江戸探検記録」作成 ・成果発表	(1)古代生物 ・講話 ・体験学習 ・発表 (2)コンピューター科学 ・講話 ・体験学習 ・発表 (3)宇宙 ・講話 ・体験学習 ・発表	講話とワークショップ ・Webの動画について ・メディアリテラシーに ついて ・企画の考え方 ・撮影方法 ・撮影 ・編集方法 ・編集 ・成果の発表 ・作品の上映会 ・作品公開	・コミュニケーション 技術の講話とワー クショップ ・ネットワーク作りの 事例発表とワー クショップ	・事業説明会 ・審査(書類審査・公 開プレゼン) ・実施オリエンテー ション ・助成金の交付 ・各グループの活動 状況の確認 ・グループによる活動 報告書の確認 ・合同報告会	なわとび ・実技 ・理論 ・指導法他 ダブルダッチ ・実技 ・理論 ・指導法他

高尾の森わくわくビレッジの社会教育事業

- 施設の特徴を生かして、着実に実施されている。
- 通年型の事業を行うなどの更なる改良の余地がある。
- 都の他施設等と連携した事業展開を行うなどの検討の余地がある。

平成29年度「高尾の森わくわくビレッジ」社会教育事業概要

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業名	大使館へ行って世界を身近に感じよう！	わくわくの森キャンプ	わくわくの森 YOUTH CAMP	English Camp ~Let's communicate!~	小学校教師の SKILL UP CAMP	エンジョイ ファミリーキャンプ	ひとり親家庭のための 1 DAY プログラム (A) Summer編 (B) Autumn編 (C) Winter編	僕たちのキャンプ (A) プロジェクトキャンプ編 (B) キャンプを楽しもう編	車椅子バスケットボールをやってみよう！
事業観	①に該当 ・グローバル人材の育成 ・コミュニケーション力をつける ・他者理解の力をつける	①、②、③に該当 ・コミュニケーション力をつける ・社会参画、社会貢献力をつける ・生活スキルを身につける	①、②、③に該当 ・コミュニケーション力をつける ・社会参画、社会貢献力をつける ・生活スキルを身につける	①、②、③に該当 ・グローバル人材の育成 ・コミュニケーション力をつける ・健全な価値観を醸成する	①、②、③に該当 ・キャリア形成力をつける ・企画力・創造力をつける	①、②、③に該当 ・家庭の教育力を高める ・コミュニケーション力をつける ・他者理解の力をつける	①、②、③に該当 ・家庭の教育力を高める ・コミュニケーション力をつける ・他者理解の力をつける	①、②、③に該当 ・企画力・創造力をつける ・社会参画、社会貢献力をつける ・コミュニケーション力をつける	①、③に該当 ・コミュニケーション力をつける ・他者理解の力をつける ・健全な価値観を醸成する
対象定員	小学3年～小学6年生 20名	小学3年～小学6年生 30名	中学生・高校生 20名	中学生 30名	現役の小学校教師 20名	小学生の子と保護者 20組 (1組5名まで)	年中～小学6年生のひとり親家庭の親子 20組	(A) 中学生・高校生 10名 (B) 小学3年～小学6年生 20名	小学4年～中学3年生 30名
応募者数	(1) 18名 (応募15通) (2) 36名 (応募32通)	143名 (応募132通)	44名 (応募40通)	74名 (応募72通)	6名 (応募6通)	254組 (応募254通)	(A)48組 (応募48通) (B)18組 (応募18通) (C)18組 (応募18通)	(A)13名 (応募13通) (B)37名 (応募34通)	8名 (応募7通)
参加者数	(1) 18名 (2) 20名	40名	23名	33名	6名	19組43名	(A)24組62名 (B)12組27名 (C)14組31名	(A) 6名 (B)23名	6名
時期回数	(1) 8月21日 (2) 3月26日 日帰り 2回	8月11日～8月14日 1回(3泊4日)	8月11日～8月14日 1回(3泊4日)	8月17日～19日 1回(2泊3日)	8月5日～6日 1回(1泊2日)	9月23日～24日 1回(1泊2日)	(A) 7月9日 (B) 10月8日 (C) 2月12日 3回(日帰り) (各回毎に参加可能)	(A) 1月14日、1月28日、 2月4日、3月4日、 3月25日 5回(日帰り) 3月10日～11日 1回 (1泊2日) (B) 3月10日～11日 (1泊2日)	11月26日 日帰り 1回
内容(プログラム)	・講演等による事前学習 ・大使館職員等への質問作成 ・大使館等訪問 ・大使館職員等へのインタビュー ・文化体験プログラム	・テント泊 ・野外炊事 ・火起こし ・刃物の使い方 ・キャンプファイヤー ・レクリエーション ・自然体験	・テント泊 ・野外炊事 ・火起こし ・刃物の使い方 ・キャンプファイヤー ・レクリエーション ・自然体験	外国人の講師及び補助者との交流活動 ・レクイエーション ・アウトドアアクッキング ・スポーツアワー ・タレントショー ・レッスンタイム	・クラス運営のヒント講座 ・野外炊さん指導法 ・キャンプファイヤー ・参加者による事例発表 ・情報交換会	・テントでの宿泊体験 ・野外炊事 ・レクイエーション ・キャンプファイヤー ・家族間交流	・レクリエーション ・子どもの交流会 ・親の交流会 ・親子共同作業(調理プログラムやクラフトなど)	(A) ・プログラムの企画 ・実技トレーニングの実施 (B) ・プロジェクトキャンプ編で決まった内容に基づくキャンプの実施	・車椅子バスケットボール概要講義、体験

③貸館業・宿泊事業

- 両施設とも宿泊施設とスポーツ施設の稼働率は良好である。
 ○高尾の森わくわくビレッジの文化施設は、稼働率が高いとは言えない。しかし、元々都立高校であったこともあり、教室数が多くあるため一概に利用者数が低いとは言えない。

◆ ユース・プラザ利用者数

東京スポーツ文化館(区部ユース・プラザ)

	宿泊施設(室数60室 定員251人)			文化施設		スポーツ施設		総合計
	年間利用者数	室稼働率	利用者稼働率	年間利用者数	施設稼働率	年間利用者数	施設稼働率	延べ利用者数
平成29年度	54,658人	74.0%	59.6%	54,427人	50.2%	242,424人	68.2%	351,509人
土日祝	19,141人	80.2%	64.6%	26,373人	71.2%	106,400人	82.7%	151,914人
繁忙期	13,096人	89.7%	84.2%	9,212人	58.1%	49,358人	80.6%	71,666人

高尾の森わくわくビレッジ(多摩地域ユース・プラザ)

	宿泊施設(室数29室 定員194人)			文化施設		スポーツ施設		野外活動施設		総合計
	年間利用者数	室稼働率	利用者稼働率	年間利用者数	施設稼働率	年間利用者数	施設稼働率	年間利用者数	施設稼働率	延べ利用者数
平成29年度	33,612人	67.7%	46.6%	121,565人	29%	110,620人	68%	14,397人	12%	280,194人
土日祝	11,465人	71.3%	47.9%	44,390人	36%	44,013人	86%	5,246人	20%	105,114人
繁忙期	7,679人	83.5%	61.7%	26,662人	34%	20,418人	74%	4,256人	24%	59,015人

※活動施設(文化学習・スポーツ・野外活動)は、延べ人数
 ※年間利用者数及び稼働率は、暫定数値

※区部ユース・プラザにおける宿泊施設の室稼働率は、年間の室稼働率を基に推計
 ※繁忙期とは、7月及び8月の期間

他県比較

○役割が違うため一概には比較できないが、両施設とも他県と比較しても、良好な稼働率を維持している。

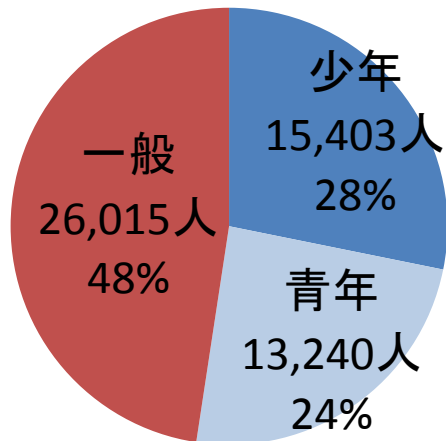
自治体	運営形態	施設数	施設の役割	宿泊定員	宿泊利用者数	宿泊室稼働率
都	◆ PFI	2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化・芸術活動を通して交流・学習を行う文化・スポーツ型施設 ◆ 多摩地域の自然環境を生かした多様な体験活動を行う野外活動型施設 	計 455人	計 88,270人	46.6%～59.6%
A県	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 直営 ◆ 指定管理者 	6	◆ 集団宿泊、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図り、県民の生涯学習の振興に資するための社会教育施設	計 1,050人	計 92,558人	39.3%～51.5%
B県	◆ 指定管理者	5	◆ 団体生活を通じて、青少年の健全な育成を図ることを目的とした施設	計 1,424人	計 111,141人	32.2%～45.9%
C県	◆ 指定管理者等	3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海型の海洋野外教育施設 ◆ 自然体験、野外活動やスポーツ活動などを通じ、社会性を育む施設 	計 1,267人	計 227,754人	20.0%～57.5%

※平成29年度宿泊利用者数・室稼働率(A県は平成28年度)、聞き取りによる調査

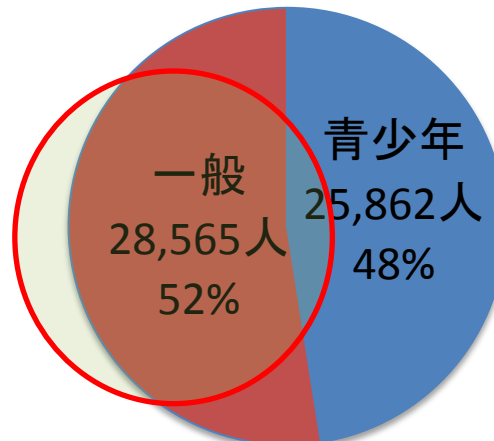
属性別利用者（東京スポーツ文化館）

- 宿泊、スポーツ施設において、青少年の利用が50%を超えており、青少年の利用が多いことがわかる。
○一方で、文化学習施設については一般利用が多いと言える。

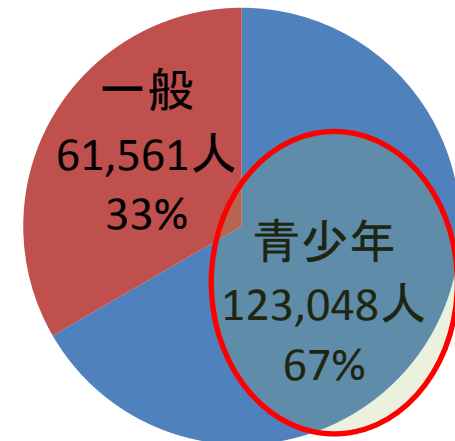
宿泊施設



文化施設



スポーツ施設



（ユース・プラザ事業における少年・青年の区分）

少年：小学校入学1年前から小学生及び中学生まで

青年：22歳以下及び大学院生を除く学生で少年以外

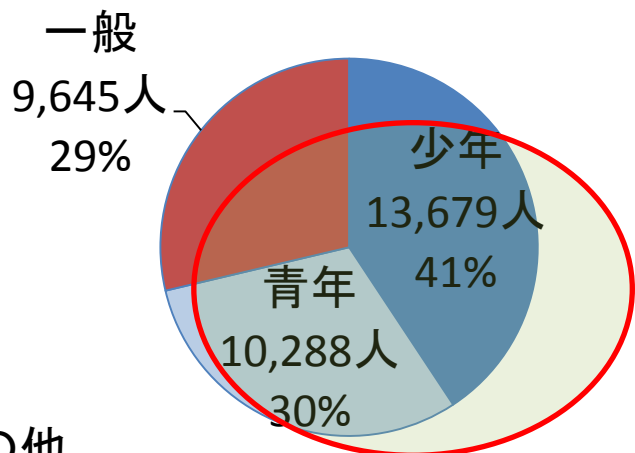
青少年：少年と青年

一般：青少年以外

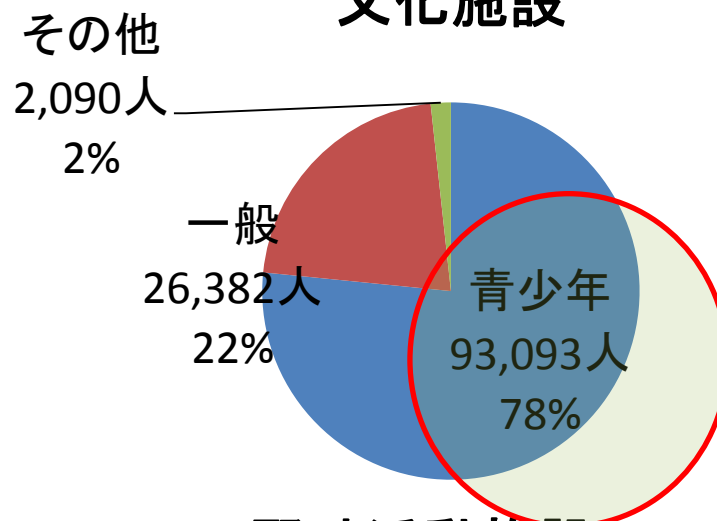
その他：営利団体

○全ての施設において、青少年の利用割合が70%を超えており、青少年の利用が多いことがわかる。

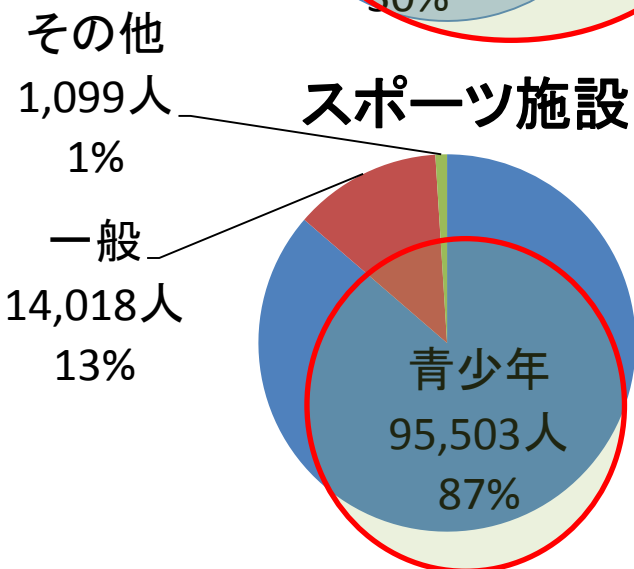
宿泊施設



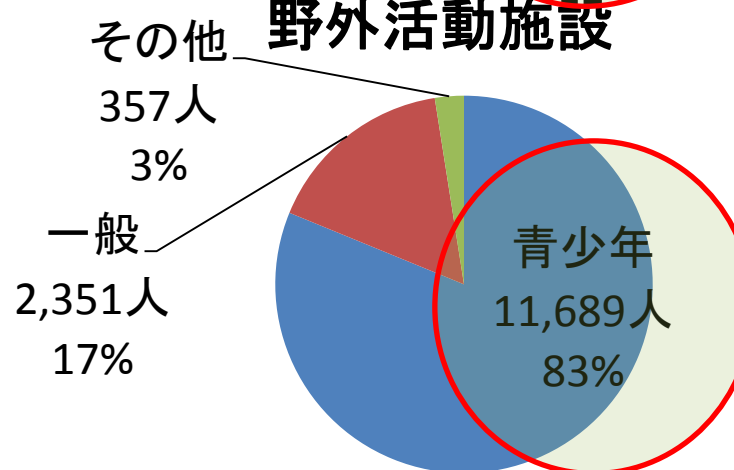
文化施設



スポーツ施設

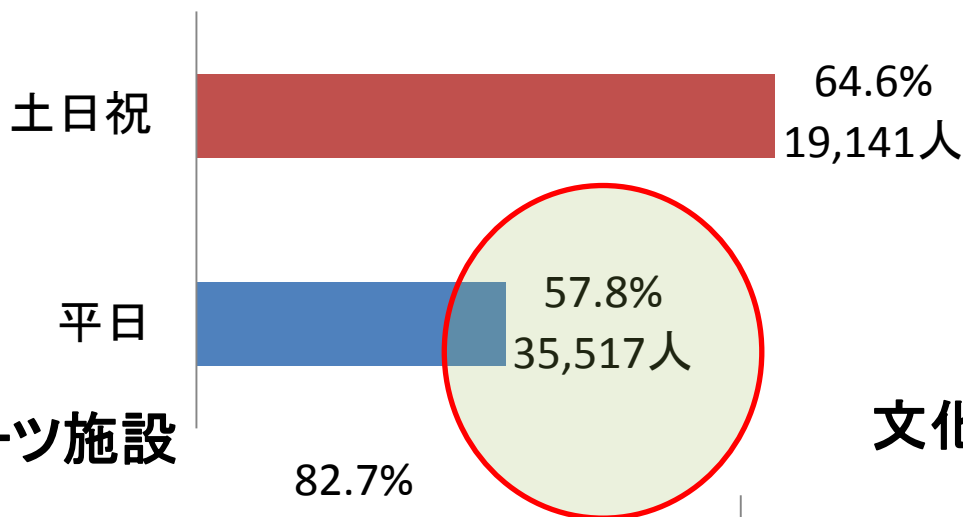


野外活動施設

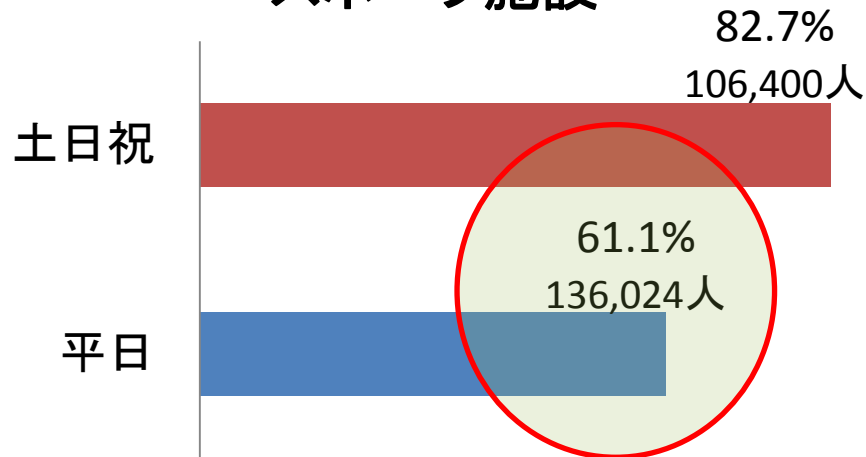


- 全ての施設において、土日祝の稼働率が高い。
- 宿泊、スポーツ施設は、平日の稼働率が55%を超えており、平日の利用もある程度は確保できている。
- 相対的に、平日の文化学習施設の稼働率が低い傾向にある。

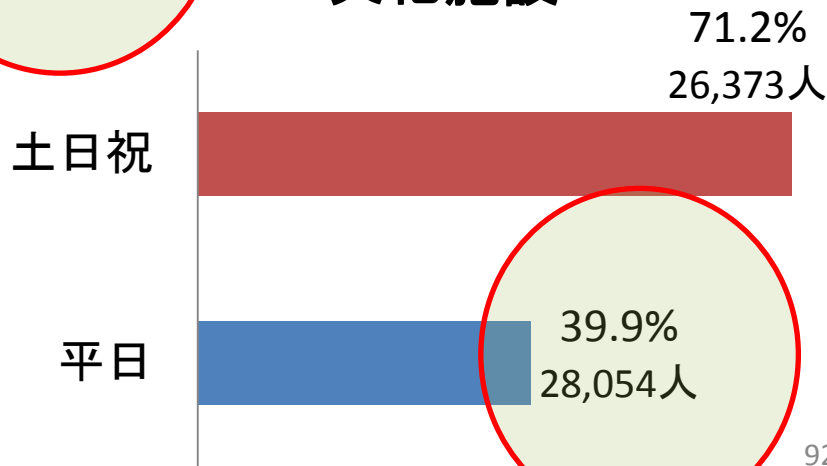
宿泊施設



スポーツ施設

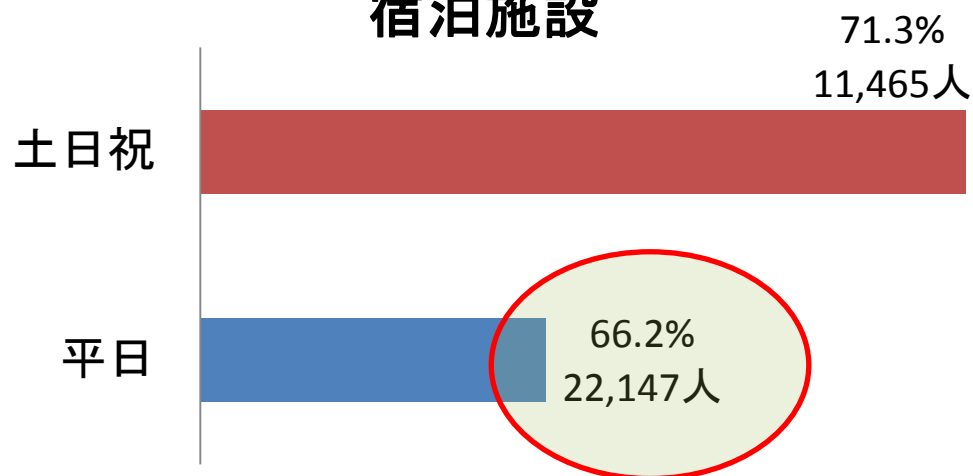


文化施設

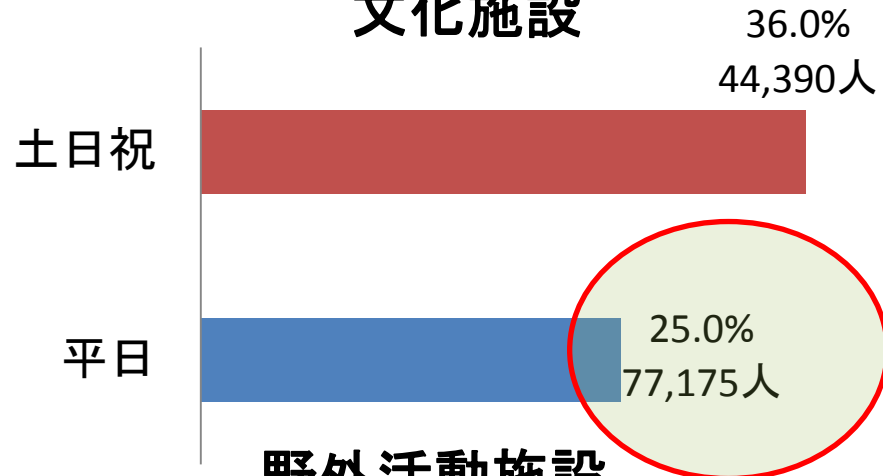


- 文化施設及び野外活動施設は全体的に稼働率が低い一方で、宿泊施設及びスポーツ施設について平日は50%、土日祝は70%程度の稼働率を確保している。
- 相対的に、平日のスポーツ施設稼働率が低い傾向にある。

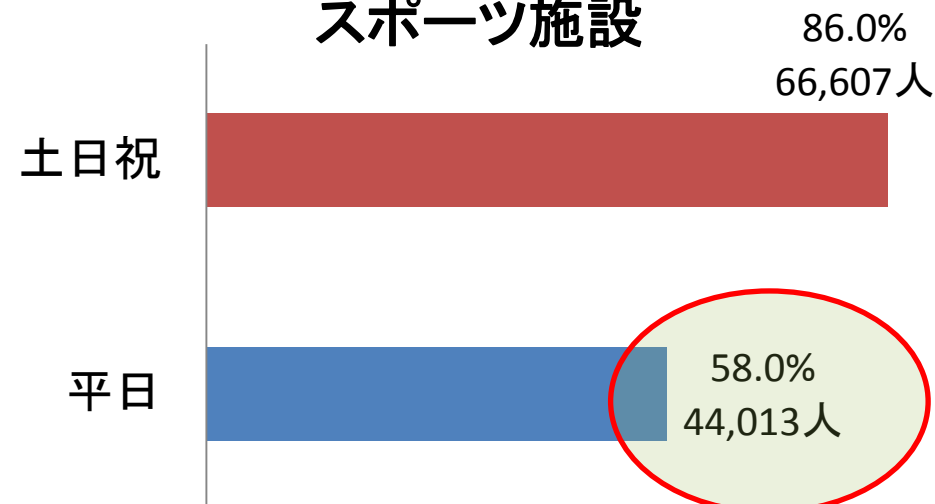
宿泊施設



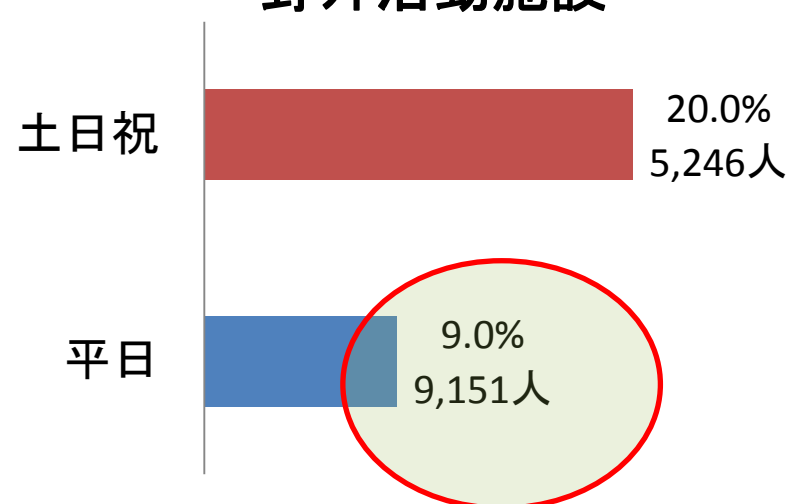
文化施設



スポーツ施設



野外活動施設



第 1 章 社会教育の振興

- [4] ユース・プラザ
- (3) 課題認識・まとめ

ユース・プラザの課題

○ユース・プラザは現状の運営形態の中で適切に運営されているものの、契約終了を見据えて、社会環境の変化等を踏まえて、今後の施設の在り方や運営手法についての検討が必要になる。

対 象	現状・取組	評価・課題
運営形態	<ul style="list-style-type: none"> ○両施設ともPFIにより運営 ○区部は平成35年度、多摩地域は平成36年度に契約終了 ○PDCAサイクルが実施されている。 	<p>○PFI事業者により適切に運営されている。契約終了を見据えて、社会環境の変化等を踏まえた施設の在り方や都の意見をより反映できる運営手法について検討する必要がある。</p>
ユーススクエア事業	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年活動に関する相談や情報提供、交流機会の提供を実施 ○都は事業計画の承認等に関与 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者により実施状況が異なり、相談内容の広がりや十分ではなく、多摩地域に対して区部の実績が低い傾向にある。 ○要求水準を満たしているかのチェックが中心で、更なる活用に関する協議等は十分ではなかった。
社会教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○区部で年間7事業、多摩で年間9事業を実施し、その多くが募集人数を超える参加人数を確保 ○実績を踏まえ、企画委員会で要求水準を満たしているのかをチェックするとともに、次年度計画策定を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○参加者の確保はできており、事業内容についても、教育施策に連動していたり、青少年の自立等に先導的な役割を果たす事業を実施しており、都の要求水準を満たしている。 ○一方で、例年同じような事業が中心となっており、都の新しい課題への対応など、一層の活用余地がある。
貸館業 宿泊事業	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊施設及びスポーツ施設の稼働率は高い。 ○青少年の利用が多い。 ○平日の施設稼働が低い。 	<p>○十分な利用率を確保している施設が多い一方、青少年の利用が少ない平日の稼働率が高いとは言えない。一般利用を含めた稼働率の改善への検討が必要である。</p>

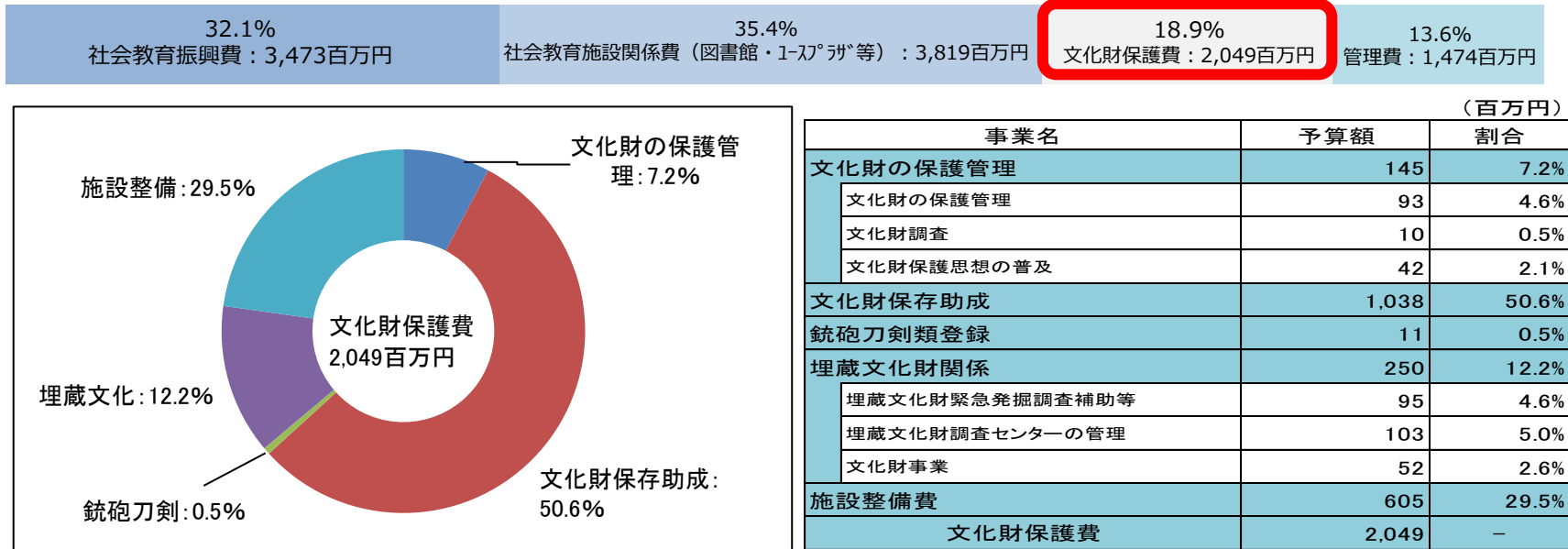
第2章

文化財の保護

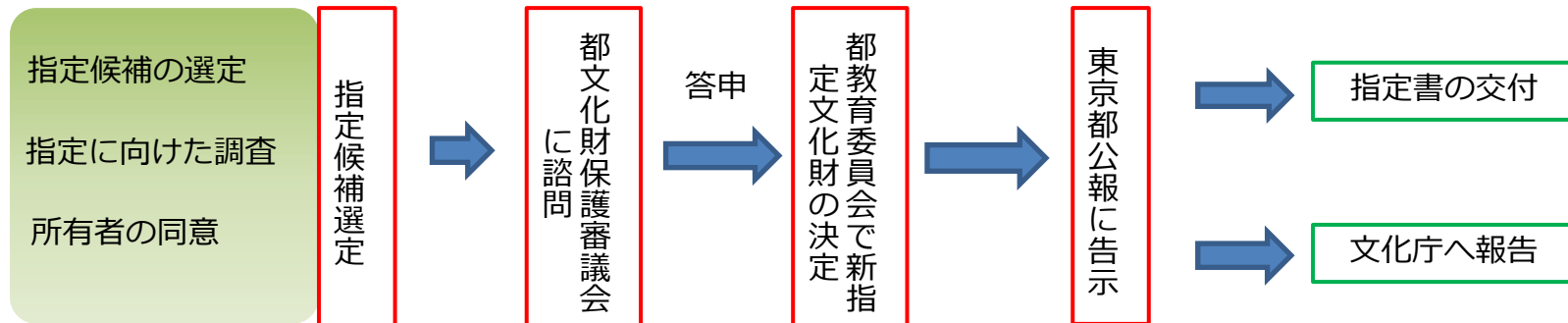
第2章 文化財の保護

(1) 文化財保護

○地域教育支援部所管予算に占める文化財保護費（管理課）の割合は18.9%となっている。



●文化財指定の流れ



文化財保護の予算（内訳）

○平成30年度予算の文化財保護関係予算は約2,049百万円で、そのうち約52%が文化財保存助成費である。

文化財保護関係予算内訳

(千円)

項目	事業費	直接執行		委託		補助金	
		主な事業内容	金額	主な事業内容	金額	主な事業内容	金額
文化財の保護管理	93,354	・保護管理に要する人件費、物品購入等	14,594	指定文化財環境整備委託等	14,422		
		・世界遺産推進協議会に要する旅費等	3,013	世界遺産委員会出席に伴う通訳委託	1,536		
		・前田邸運用の物品購入、通信費等	18,979	前田邸建物清掃、設備管理委託等	9,864		
		・指定文化財管理公開謝礼	30,946				
		計	67,532	計	25,822	計	
文化財の調査	9,501	・指定解除調査に伴う旅費等	2,834	・美術工芸品、カモシカ調査委託	3,457		
		・指定調査に要する物品購入、印刷等	2,303				
		・市町村交付金	907				
		計	6,044	計	3,457	計	
文化財保護思想の普及	42,288	・思想普及資料の印刷、物品購入、人件費等	9,952	民俗芸能記録映像作成委託	2,006		
		・文化財ウィークに要する印刷費、謝礼等	10,307	文化財情報DB運用委託外	648		
		・伝統工芸展分担金	1,500	文化財ウィーク集計業務委託	1,830		
		・外国人旅行者への情報提供に要する説明板の作成等	15,400	HP、説明板の多言語化に係る翻訳	645		
		計	37,159	計	5,129	計	
文化財保存助成	1,037,593					国指定保存助成	704,498
						都指定保存助成	333,095
		計		計		計	1,037,593
刀剣銃砲刀剣類登録	10,729	審査委員謝礼・消耗品費	8,994	登録データ入力委託	1,408		
		刀剣システムリース	327				
		計	9,321	計	1,408	計	
埋蔵文化財緊急発掘調査補助等	95,243	調査謝礼、旅費、人件費等	19,488	遺跡地図作成委託	1,240	区市町村緊急発掘調査補助	56,520
		調査に伴う物品購入費、運搬費等	1,280	収蔵庫清掃、警備委託	2,464		
		補修費、光熱水費、物品購入費等	14,251				
		計	35,019	計	3,704	計	56,520
埋蔵文化財調査センターの管理	103,303	評価委員会謝礼等	103	管理運営委託費	103,200		
		計	103	計	103,200	計	
文化財事業	51,955					埋蔵文化財センター運営費	51,955
		計		計		計	51,955
施設整備費	604,323	旧前田邸保存整備	565,041				
		埋蔵文化センター施設整備	39,282				
		計	604,323	計		計	
計	2,048,289		759,501		142,720		1,146,068

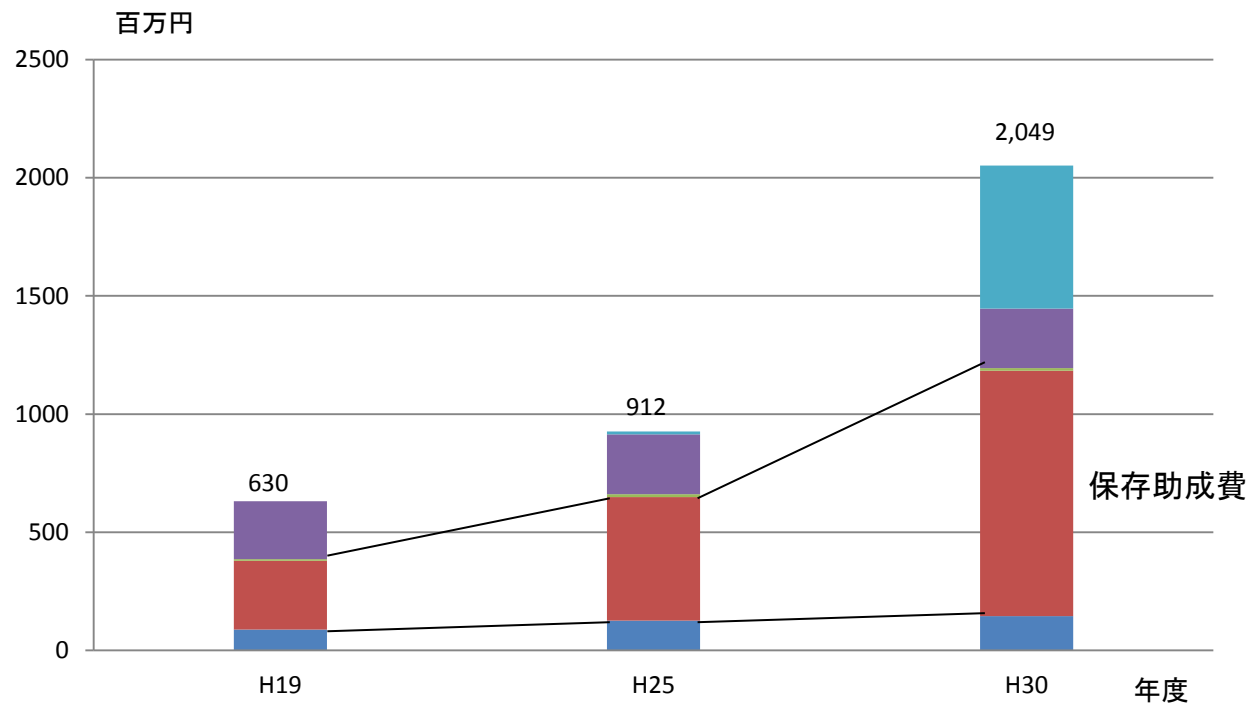
国・都・区市町村の役割分担

○文化財の保護に関する役割分担は下記のとおりであり、都は主に都内の国及び都指定文化財の総合的な保存・活用といった役割を担っている。

	国	都	区市町村
役割 ・ 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国宝・重要文化財等の指定 〔文化財保護法〕 ・文化財保存・活用技術の研究 〔文化財保護法〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都都指定文化財の指定 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条第14号〕 〔東京都文化財保護条例〕 ・都内に存する文化財（国指定及び都指定）の保存・管理 〔文化財保護法第百八十四条〕 〔文化財保護法施行令第五条〕 〔東京都文化財保護条例〕 ・区市町村の文化財行政支援 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条の二第2項〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村指定文化財の指定 ・区市町村内に存する文化財（区市町村指定）の保存・管理 ・国及び都指定文化財の保存・活用に関する意見具申 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条〕 〔東京都文化財保護条例第五十七条及び第五十八条〕
具体的 実施 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助による保存事業の推進 ・世界の文化遺産に係る国際協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び都保存助成事業による文化財の保存・管理 ・東京都指定文化財の指定 ・文化財ウィーク等、保護思想の普及啓発 ・文化財保護大綱の策定 ・区市町村等における文化財保存活用計画及び地域計画の策定支援 ・都内世界遺産の保存・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村補助事業による文化財の保存・管理 ・区市町村指定文化財の指定 ・展覧会や講演会等の実施による文化財保護思想の普及・啓発 ・地域計画の策定

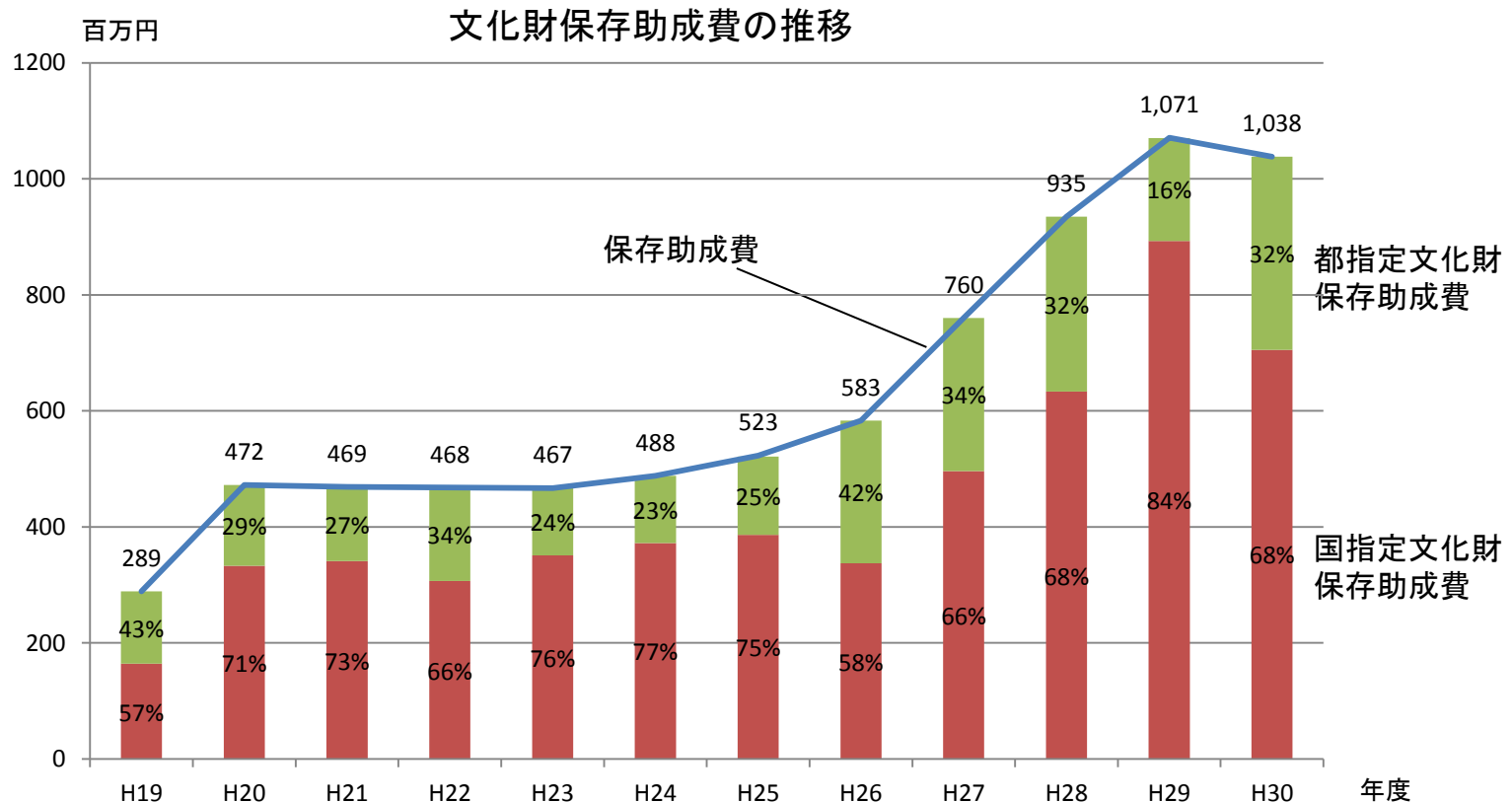
○平成19年度に630百万円だった文化財保護予算は、平成30年度には2,049百万円となり、10年前に比べると約3.2倍となっている。その大きな要因は、建造物の保存修理時期の到来といった理由から文化財保存助成費が増大しているからである。

文化財保護費の推移

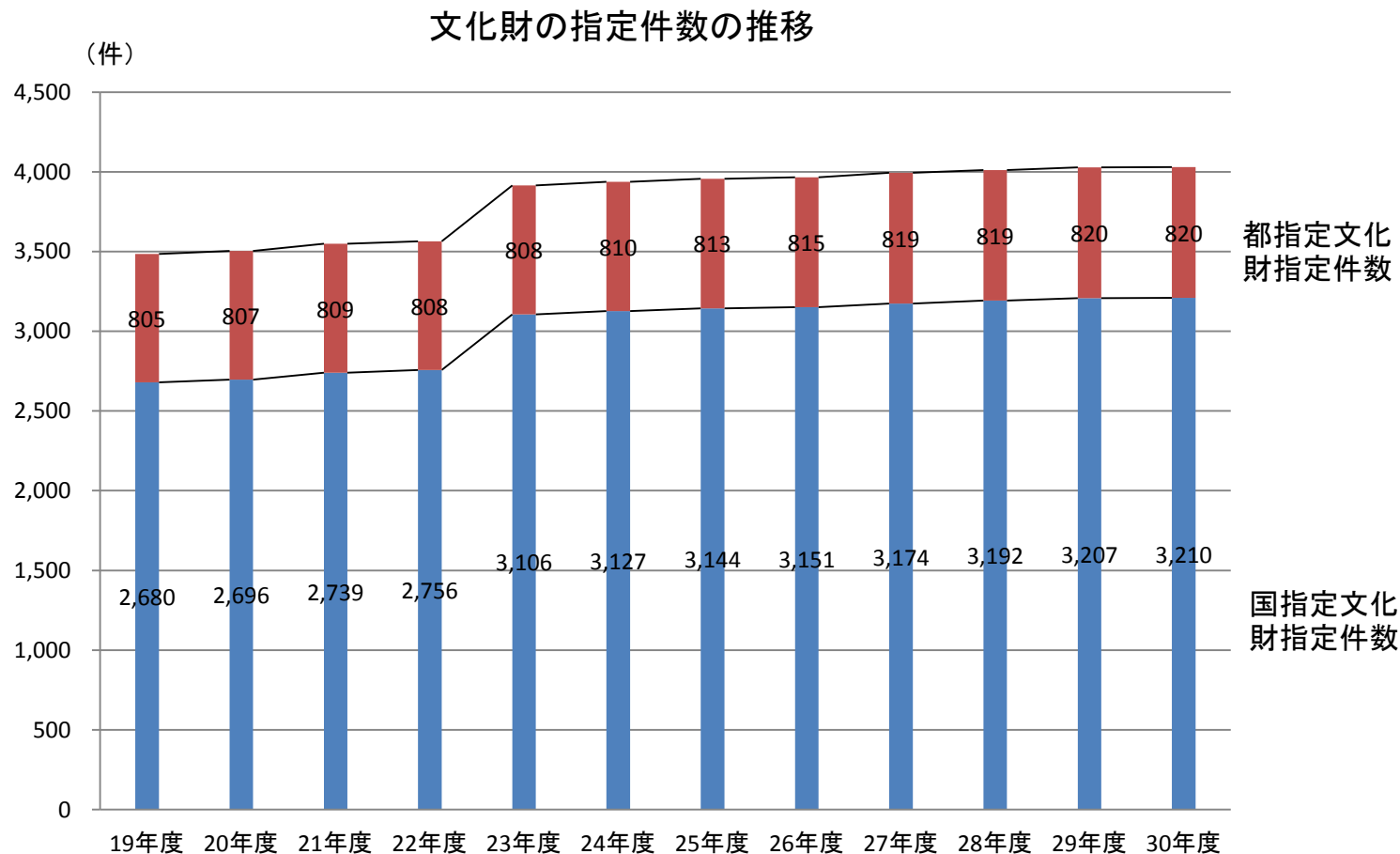


文化財保存助成費の推移

- 文化財保存助成費とは、国指定及び都指定文化財を良好な状態に保存するため、解体復原修理等多額の経費を要するものに対し補助するものである。
 - ・国指定文化財は、対象経費の50～80%を国が補助し、都が25～10%を補助する。
 - ・都指定文化財は、対象経費の50～85%を補助する。
- 平成30年度において、文化財保存助成費は1,038百万円で、文化財保護予算全体の約51%を占めており、その約70%を国指定文化財保存助成費が占めている。国指定及び都指定文化財の増加、東京2020大会に向けて史跡の整備事業が増加、建造物の保存修理時期の到来といった理由から国指定文化財保存助成費が増大している。



○文化財の指定件数は年々増えており、今後も保存助成費に反映されていく。



※平成22年度から平成23年度に国指定文化財指定件数が増加した理由は、独立行政法人国立美術館等の国の機関が保管していた歴史的資料が指定されたことにより増加した。

○平成10年度から実施しており、文化財に触れる機会を提供するとともに、文化財保護と活用の新しい仕組みづくりと区市町村との連携協力の促進を目的とし、積極的に呼びかけを行い、近年実施規模が拡大している。

文化財ウィーク実施状況

事業		平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成29年度
公開事業	公開物件数	102か所 161件	229か所 386件	254か所 430件	310か所 478件	224か所 489件
	観覧者数	285,650人	246,938人	485,784人	585,648人	740,528人
企画事業	企画事業数	113事業	138事業	193事業	255事業	264事業
	参加団体数	20区15市 3町村5団体	23区23市 4町村14団体	23区27市 3町村16団体	22区22市 1町村32団体	21区25市 3町村17団体
	参加人数	45,772人	191,920人	91,337人	72,641人	286,093人
予算		17,305千円	11,806千円	12,203千円	12,980千円	15,361千円

※企画事業は平成11年度から実施

国の動向等

- 文化財保護法等が改正され、平成31年4月より施行されることになった。
- 都道府県としては、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができるようになる。それを踏まえて区市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、国の認定を申請できるようになる。

文化財保護法の改正内容

項目	内容	対象
地域における文化財の総合的な保存・活用	文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定可能	都道府県
	都道府県の大綱を勸案し、文化財の保存・活用に関する総合的計画を作成し、国の認定を申請可能(計画策定には協議会の設置も可能) →認定を受けると、国の登録文化財とすべき物件を提案できる等の効果有	区市町村
	文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定可能	区市町村
個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し	保存活用計画を作成し、国の認定を申請可能 →認定を受けると、許可を届出とするなど手続きが弾力化されたり、美術工芸品に限り、美術館等に寄託、公開した場合、相続税の納税猶予などの効果有	文化財所有者 管理団体 (主に地方公共団体)
	所有者に代わり、文化財を保存・活用する管理責任者について、専任できる用件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を促進	-
地方における文化財保護行政に係る制度の見直し	地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、地方文化財保護審議会の設置を義務付け	地方公共団体
	文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく区市町村も設置が可能	区市町村
罰則の見直し	重要文化財等の損壊等に係る罰金刑の引き上げ等	-
所管の見直し	条例等により地方公共団体の長でも、文化財保護の事務を所管することが可能(地教行法の改正)	地方公共団体 ¹⁰⁵

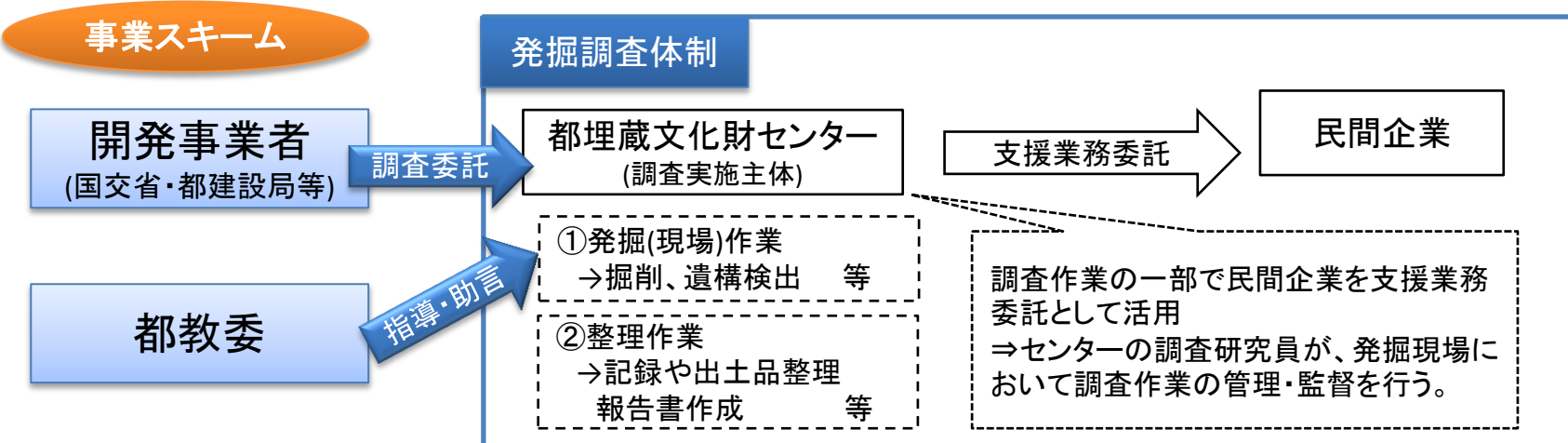
第2章 文化財の保護

(2) 埋蔵文化財

< 1 > 発掘調査

発掘調査の事業スキーム・体制比較

○「埋蔵文化財が包蔵されている土地(遺跡)」において、「開発事業」が行われ、その結果として「やむを得ず現状保存できない(遺跡が破壊される)」場合に、文化財保護法に基づき、当該埋蔵文化財を記録として保存するための発掘調査を行う必要がある。



体制比較

調査体制	他道府県状況	特徴
法人設置	28(都含む)	調査件数の変動に合わせた臨機応変な体制がとれるため、調査規模に合わせた柔軟な対応が可能
直営	25	文化庁は、地方公共団体が調査実施主体として望ましいとしている。
民間	0	文化庁が、民間のみで行う調査体制を認めていない。※

※ 「今後の埋蔵文化財保護行政のあり方について(報告)」(平成20年 文化庁等)

「適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について(報告)」(平成26年 文化庁等)

行政目的調査は、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施。例外的に、民間調査組織が調査主体となる場合も、本来地方公共団体が行うべき発掘調査の一部を補完する役割にとどめること。また、専門職員の常駐又は1日1回の確認など、地方公共団体が強く関与(監理)することが必要

都内区市町村の実施体制

- 埋蔵文化財の発掘調査は地方公共団体による行政目的調査として実施している。
○都内における発掘調査等は以下の区分のとおりである。

	開発事業対象	調査実施主体	説明
都	<ul style="list-style-type: none"> ・国 (国土交通省等) ・都 (建設局等) ・それらの外郭団体 (公社・公団等) 	東京都埋蔵文化財センター (法人調査組織)	<ul style="list-style-type: none"> ○都は広域的自治体として、各種基準を整備し、調査指導や区市町村支援を実施 ○都は広域的自治体として、あらゆる時代の種別と埋蔵文化財の行政調査について法人組織により調査実施
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村 ・民間事業者 ・個人 	<ul style="list-style-type: none"> ①区市町村教育委員会 (直営調査) ②任意団体 (遺跡調査会等) ③民間調査組織 	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村は基礎的自治体として、埋蔵文化財の所在や内容の把握をし、開発事業等への窓口対応を実施 ○区市町村は区市町村による開発事業や民間・個人事業者による開発事業に係る発掘調査に対応

出土品の保管・他県比較

- 発掘調査で出土した出土品は都道府県に帰属し(法第105条)、展示や解説等で活用等を積極的に実施
- 他県の類似施設と比較しても利用者数は格段に多く、総合満足度も高いことから埋蔵文化財の保存と活用は現行体制で十分に図られている。

- 出土品は、展示や解説、学校教育における活用等を積極的に行うこととされている。
(「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」、「出土品の取扱いについて」(文化庁次長通知))
- 東京都では東京都立埋蔵文化財調査センター(以下「調査センター」という。)に出土品を収蔵し、併せて出土品活用のための展示施設を併設している。
- 調査センターの管理運営は、平成18年度より指定管理者制度を導入し、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団(東京都埋蔵文化財センター)に委託している。埋蔵文化財に特化した展示施設として、体験型の教室や講演会を実施し、保存と活用を図っている。

- 調査センターは出土品の活用に特化した施設であり、幅広い分野や指定文化財を展示する博物館とは異なる。出土品を収蔵し、活用のために展示室を有する同様の施設は全国的に少なく、関東地方では群馬県と茨城県(平成28年7月開館)に類似の施設がある。

施設名	調査組織	運営形態	展示面積	利用者数	
				29年度	28年度
東京都立埋蔵文化財調査センター	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	指定管理	397.4㎡	28,039人	28,107人
群馬県埋蔵文化財調査センター	公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団	管理委託	462.4㎡	13,407人	13,056人
茨城県埋蔵文化財センター	公益財団法人茨城県教育財団	直営	162.0㎡	3,109人	1,997人

第2章 文化財の保護

(2) 埋蔵文化財

<2> 指定管理状況

○調査センターの管理運営状況については、教育庁による一次評価、第三者の視点を含めた評価委員会による二次評価の結果を受けて、総合評価を決定し、公表している。

○制度導入以来、毎年、高評価を得ており施設利用の充実と効率化が図られている。

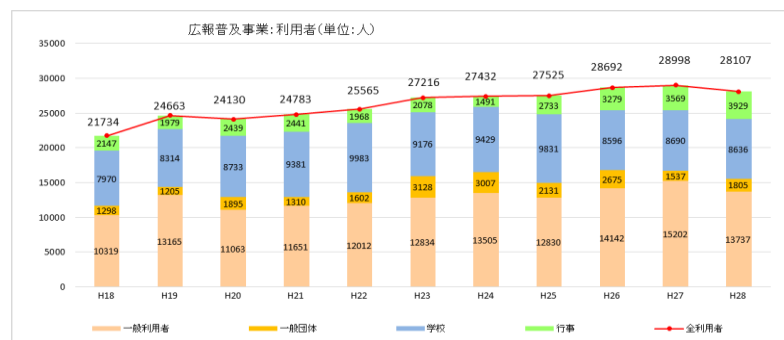
指定
管理
者
評
価

◇指定管理者管理運営状況評価結果

年度	教育庁	評価委員会	総合評価
24	A	A	A
25	A	A	A
26	A	A	A
27	A	A	A
28	A ⁺	A ⁺	A ⁺

※平成28年度から4段階評価

◇利用者の推移



◇評価委員からのコメント

- ・小学校では4月、5月に縄文・弥生の勉強が始まるので、その時代の展示が充実していてとても良い。
- ・年間利用者数を維持しながら、新規事業も少しずつ加わっていて事業の方向性は正しい。
- ・一般利用者も半数を占めており、必ずしも学校見学に偏りがあるわけではなく、バランスが取れている。

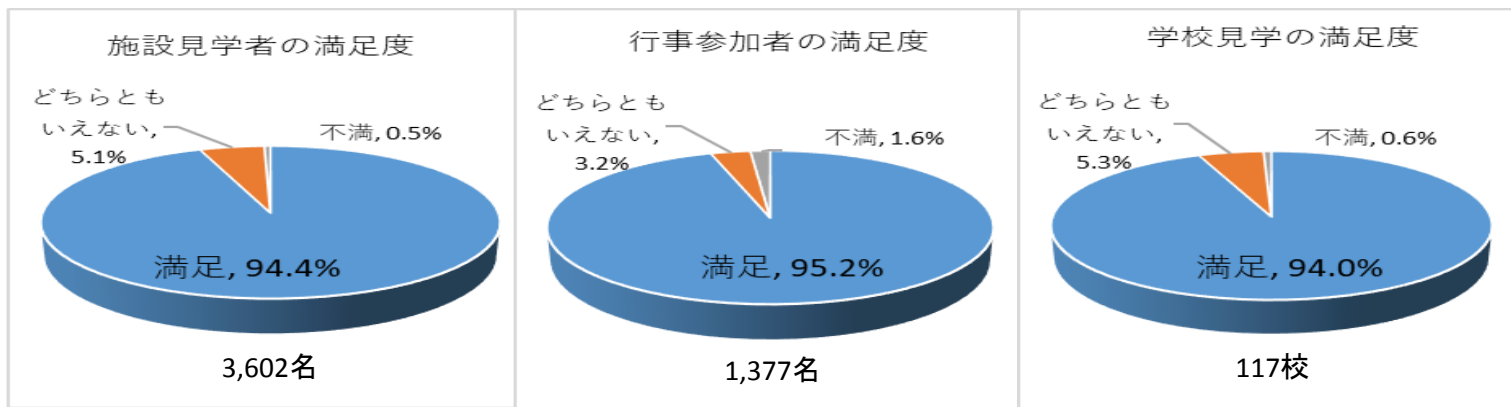
◇教育庁の評価

- ・利用者の視点に立った様々な取組みを実施し、安定した利用者数と高い総合満足度を維持している点は高く評価できる。
- ・展示スペースや事業規模からみても高い目標値を設定し、埋蔵文化財の保存活用を適切に実施している。

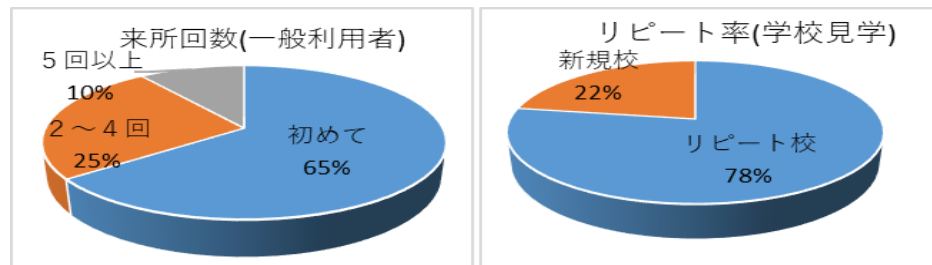
○利用者アンケート

施設見学、行事参加者及び学校見学のいずれも満足度は90%を超える高い評価となっている。こうした高い満足度は、一般利用者の35%、学校見学の78%がリピート利用者となっている点にも表れている。

〔お客様満足度と利用者の分析〕



学校見学をされた先生へのアンケートでは、職員の接遇や説明、遺跡庭園見学が特に好評でした。これは、先生との綿密な事前打ち合わせと、生徒が楽しみながら学べるように工夫している成果と言えます。



(平成28年度指定管理事業報告書から)

第2章 文化財の保護

(3) まとめ

文化財の保護 まとめ

○文化財の保護については、保護と活用のいずれの面からも適切な事業実施が行われており、今後も引き続き事業を進めていく。

対 象

取組・評価

方向性

文化財 保存 活用

○東京都では、域内の文化財の保護全般について所有者等に指導・助言を行うとともに、文化財の指定や整備等を実施している。

○文化財の保存整備について、国・都指定文化財に対する保存助成(補助金)を要綱に基づき適切に行っている。

○国や都の指定文化財所有者等が行う文化財の活用について「文化財ウィーク」事業を実施し、積極的に公開・活用を図っている。

○文化財保護法が改正され、平成31年4月より施行されることへの対応が必要である。

○国の政策動向を踏まえ、今後も適切に文化財保護を実施していく。

埋蔵 文化財

○埋蔵文化財保護について、自治事務として埋蔵文化財行政の各段階に対応した体制を整備している。

○調査組織として公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団 東京都埋蔵文化財センターを設立し、開発事業に伴う記録保存調査に適切に対応している。

○発掘調査で出土した出土品は、東京都立埋蔵文化財調査センターで収蔵し、指定管理により活用を行っている。

○出土品の活用等については、指定管理に係る評価委員会において高い評価を得ている。

○今後も埋蔵文化財の保存と活用を適切に実施していく。

第3章

今後の改革の進め方

○ 1章及び2章で点検・分析した各事業分野についての課題認識及び今後の方向性は以下のとおり。
 ○ 特に、取組を強化する必要がある地域学校協働活動については、P117～120に具体的な検討案を記載した。

対 象	課 題	今後の方向性	検討案	
社会教育事業 (地域学校協働活動)	小中学校支援	○学校及び区市町村関係者の地域学校協働活動の理解不足 ○コーディネーター等地域人材確保の困難性	○区市町村及び学校関係者に「地域学校協働活動」のメリットを周知 ○コーディネーター等の地域人材を確保し、活躍する場所を作るための支援	P117
	都立学校支援	○教育支援プログラムの系統的活用 ○急迫した課題を抱える生徒対応	○教員のカリキュラムマネジメント力の向上支援 ○専門的知識や経験を有するユースソーシャルワーカー(主任)の配置拡大	P120
	ネットワーク構築	○小中学校への効果的プログラム提供	○学校コースを踏まえた、小中学校支援の充実	
社会教育施設	都立図書館	○利用者ニーズを踏まえ、自主的な改善に積極的に取り組んでいる。 ○図書館の利用促進と老朽化対策が課題	○利用者増に向けた効果的な広報と、各種サービスの一層の充実 ○将来的な移転改築を視野に入れた、図書館施設やサービスの検討	
	ユース・プラザ	○PFI事業者により適切に運営されているが、各事業の質・量ともに見直し・改善する仕組み作りが必要である。	○社会教育事業はPFI事業者の提案事業であるが、企画・実施に当たっては、都から方向性のみを提示するのではなく、より具体的内容を示すようにし、企画内容に確実に反映 ○事業契約終了を見据え、社会環境の変化等を踏まえた施設の在り方や都の意見をより反映できる運営手法について検討	
文化財の保護	○改正文化財保護法の施行に対応が必要	○国の動向を踏まえ、適切な保護施策を実施		

地域学校協働活動(小中学校支援)の具体的な検討案

○小中学校支援については、学校関係者に地域学校協働活動のメリットを理解や地域人材の確保・養成に向けた更なる取組を検討する。

小中学校支援

課題認識 P47

○地域学校協働活動に関する理解不足

・地域学校協働推進のために、区市町村の生涯学習部門への働きかけをしてきたが、事業ごとに区市町村の部門が分かれており、推進に不可欠な学校関係者の事業理解が進んでいない。

○地域コーディネーターをはじめとした教育支援を担う地域人材が不足

・区市町村が課題としている地域コーディネーターの確保・養成に関する支援の仕組みが整っていない。

・地域未来塾や放課後子供教室の担い手の確保や育成支援が進んでいない。そのため、元気高齢者をはじめとした地域人材を効果的に活用することが求められている。

・地域社会にとって、地域学校協働活動への参加に対する馴染みがなく、魅力的な場所になっていない可能性がある。

今後の方向性

○学校への働きかけ

・学校関係者に地域学校協働活動のメリットを伝える。

○区市町村への働きかけ

・区市町村に対し、①地域学校協働本部、②地域未来塾、③放課後子供教室を一体的に実施することの意義を伝え、効果的な実施体制整備を図る。

○人材の確保・環境づくり

・都の立場から、教育支援を担う地域人材の確保等に関する具体的支援策を提案する。

・地域人材が地域学校協働活動に参加したくなるような、魅力的な場を構築する。

具体的取組

・地域学校協働活動の実施が学校の教育活動の活性化につながり、学校の働き方改革に寄与するものであることをデータとして整理し、学校関係者に周知

・都が先進的な取組を進めている区市町村の事例を分析し、そのエッセンスを地域学校協働フォーラム等を通じ、区市町村にフィードバックする。

・区市町村単位での統括コーディネーターの配置支援
※P118参照

・都は、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援
※モデル案はP119参照

- 各学校区での地域学校協働活動を区市町村が配置する統括コーディネーターがフォローすることで、各学校区における活動の推進や事業の調整を推進していく。
- 都は地域で対応できないプログラムの提供やコーディネーター人材の育成・確保等で支援を行う。

現在の取組の課題

学校支援活動

地域未来塾

放課後子供教室

- ・地域住民等が担う教育活動は、個々の目的ごとに実施されている。
- ・事業ごとにコーディネーターが配置

学校区単位における教育活動の一体的推進が課題

- ・地域学校協働活動を一体的に推進する組織体制が確立していない。

- ・企業やNPOの教育支援活動を組織化し、地域における教育活動を支援
(現在は、都立学校支援が中心)
- ・コーディネーターへの研修機会の提供

地域における教育活動の一体化を通じ地域力の向上

今後 目指すべき方向

学校支援活動

地域未来塾

放課後子供教室

地域学校協働活動

地域コーディネーター (地域学校協働本部の中核)

- 地域関係機関との連絡調整
- 地域人材の確保・活用

統括コーディネーター

- ・地域コーディネーターへ助言機能
- ・区市町村レベルの社会資源の開拓
- ・都が提供する企業等のプログラム活用

企業やNPO等のプログラム提供

- ・地域では対応できない企業やNPOのプログラムを提供
コーディネーターの育成・確保を支援

○学校の敷地内に地域交流拠点を設け、「元気高齢者」の地域における社会参加を進めるとともに、教育支援人材として参加しやすい環境づくりを通じ、学校支援活動や子供たちの放課後活動の活性化を目指す。

- 次世代を担う子供たちの育成を図るためには、地域と学校の協働が不可欠
- 地域住民の教育参加により、学校の働き方改革に寄与

学校を拠点とし 持続可能な地域づくり
(地域の人々のつながりを通じて、「地域力」を高める。)

- 地域社会の様々な課題を解決する担い手として、「元気高齢者」が活躍する場を、日常生活圏域の中に創出

地域学校協働活動の拠点づくり



- ①学校支援活動
(授業支援、教育環境整備等)
- ②高齢者の教育参加
(ゲストティチャー、異世代間交流)
- ③放課後活動支援
(地域未来塾、放課後子供教室)



- ④地域生涯学習活動
- ⑤乳幼児の一時預かり
- ⑥地域交流サロン



地域人材の活用



地域コーディネーター
(学校支援のためのネットワーク)

地域学校協働本部



地域コーディネーター
(地域社会資源のネットワーク)

- ・ 自治会
- ・ NPO
- ・ 企業
- ・ 大学
- ・ 福祉団体
- ・ 民生・児童委員

- 都立学校支援は、教員研修カリキュラムの充実やユースソーシャルワーカー(主任)の配置拡大を検討する。
- ネットワークの構築は、小中学校への支援機能を強化充実させる。

課題認識 P47

今後の方向性

具体的取組

都立学校支援

・ 教育支援プログラムの系統的活用ができていない。

・ 企業・NPO等の教育支援プログラムの効果的活用のため、教員のマネジメントスキルを向上させる。

・ 新学習指導要領(社会に開かれた教育課程)の趣旨を具現化するために、企業・NPO等の教育支援プログラムを効果的に活用できるカリキュラムマネジメント力を教員が習得する機会の提供など研修カリキュラムの充実を検討する。

・ 支援困難事案への十分な対応ができていない。

・ 都立学校自立支援チーム派遣事業における支援困難事案への対応力を向上させる。

・ 支援困難事案に迅速な対応をするため、専門的知識や豊富な経験を有するユースソーシャルワーカー(主任)職の配置拡大などといった体制の強化を検討する。

ネットワークの構築

・ 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の機能を見直し、小中学校への支援の充実が必要である。

・ 学校ニーズを踏まえた小中学校支援を充実させる。

・ 新学習指導要領に対する理解を踏まえるとともに、学校側が活用しやすいプログラム提供の在り方を検討する。

・ 企業・NPO等が提供する教育支援プログラムを学校が活用しやすいよう分野・領域ごとに整理し、情報提供を行う。

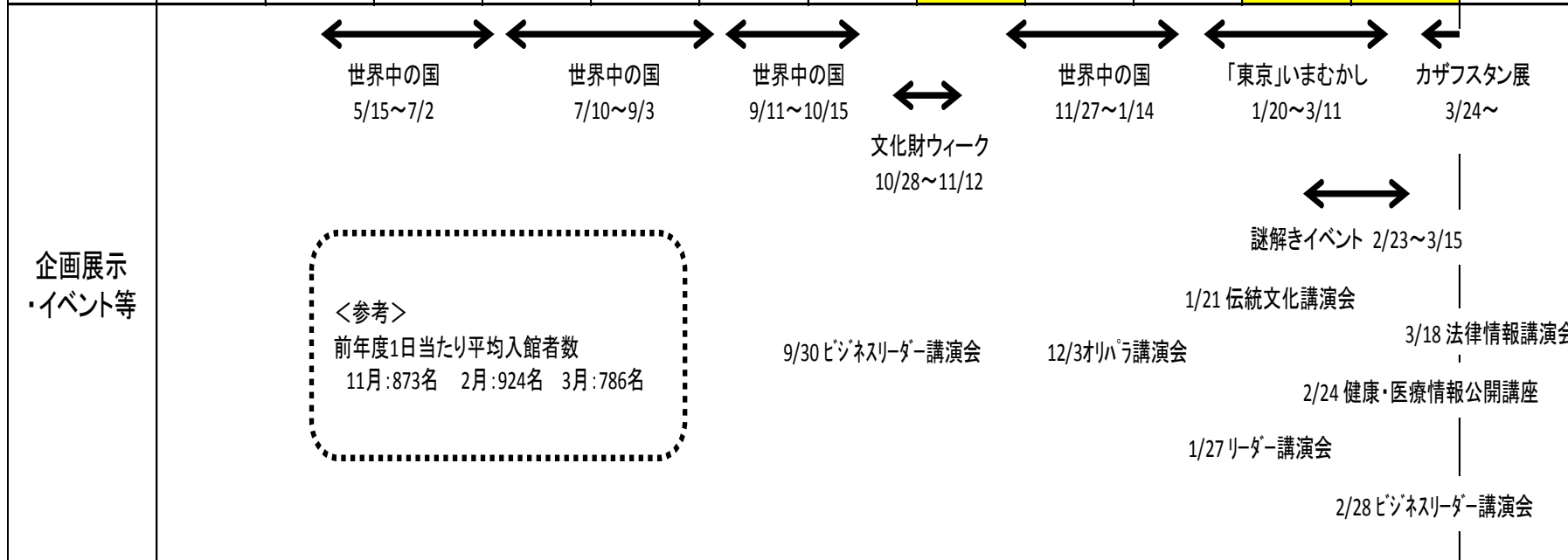
・ 教育支援プログラムを効果的に普及するために配置したプログラムアドバイザーによる、小・中学校への導入支援を拡充する。

參考資料

・ 都民の興味が深い企画展示等と来館者数は関連している。

平成29年度中央図書館来館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
月合計	22,376	26,381	16,916	26,403	26,468	24,154	24,213	26,828	24,144	24,247	26,370	27,182	24,640
1日当たり	799	910	890	910	913	863	835	958	929	933	1,014	937	908



○都立図書館改革の取組状況

- (1) 第一次都立図書館あり方検討委員会報告「今後の都立図書館のあり方」（平成14年1月）
地域分担から機能分担への転換（多摩図書館：児童青少年、文学、多摩行政資料）
※平成14年4月：中央図書館と多摩図書館を機能分担し、複本を廃止
- (2) 第二次都立図書館あり方検討委員会報告「都立図書館改革の基本的方向」（平成17年8月）
社会経済状況の変化を踏まえた都立図書館の役割及びサービス内容の明確化
- (3) 都立図書館改革の具体的方策（平成18年8月）
「都立図書館改革の基本的方向」を具体化、平成21年度を目途に改革実施
※平成21年1月：中央図書館でワンストップサービスを開始
※平成21年5月：多摩図書館に「東京マガジンバンク」を開設
※平成21年7月：個人貸出を行っていた日比谷図書館を千代田区へ移管

都立図書館の入館者数等の推移

入館者数の推移

年度	年度	日比谷	中央	多摩	合計	備考
昭和61年	1986年	883,829	471,440	—	1,355,269	中央図書館利用者数最大
平成25年	2013年	※	313,717	90,370	404,087	
平成26年	2014年		291,408	89,750	381,158	
平成27年	2015年		278,867	75,512	354,379	
平成28年	2016年		277,228	109,401	386,629	平成29年1月 都立多摩図書館移転開館
平成29年	2017年		295,682	215,706	511,388	多摩図書館利用者数最大

※多摩図書館は、昭和62年5月に開館

※日比谷図書館の利用者数は、平成4年度が最大で1,063,365人。平成21年7月に千代田区へ移管

なお、日比谷図書館では貸出を行っていた。

職員定数の推移

	中央図書館			多摩図書館			日比谷図書館			合計		
	事務	司書	非常勤	事務	司書	非常勤	事務	司書	非常勤	事務	司書	非常勤
平成17年度	25	91	0	3	20	0	5	13	0	33	124	0
平成20年度	24	79	0	3	14	0	5	13	0	32	106	0
平成30年度	23	61	28	4	11	8	—	—	—	27	72	36

※この間、出納業務や整理業務等の委託を進めてきた。

※平成17年度は、「第二次あり方検討委員会報告書」が提出された年度

※平成20年度は、中央図書館、多摩図書館、日比谷図書館の3館体制の最終年度

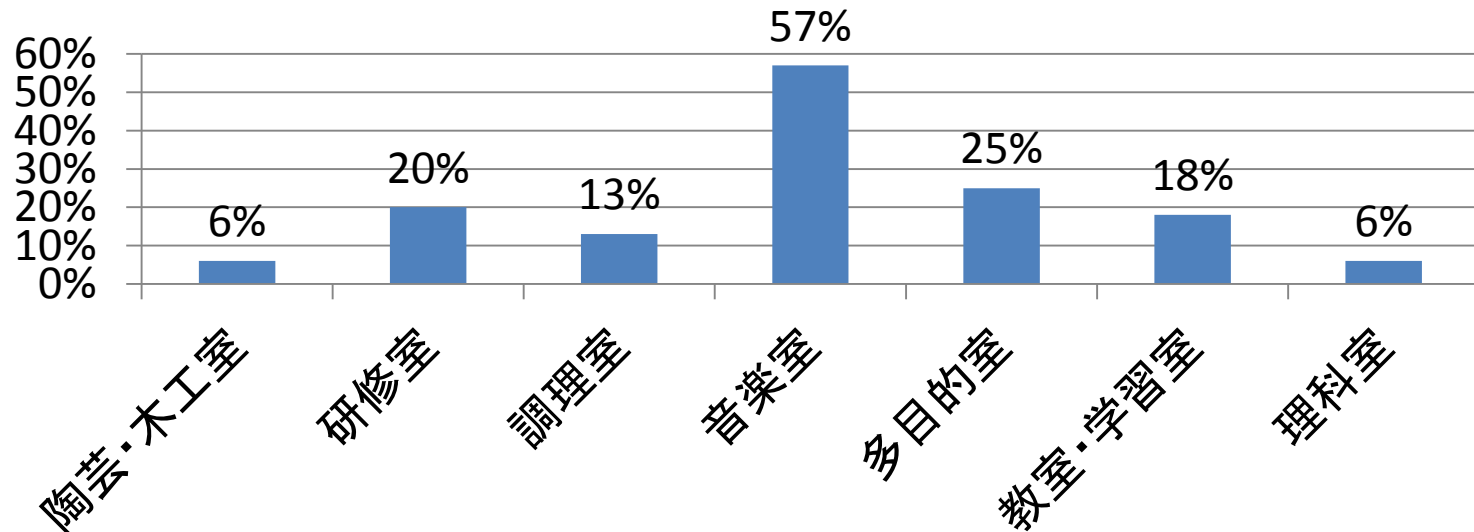
高尾の森わくわくビレッジ 文化施設利用動向①

高尾の森わくわくビレッジの文化施設は、利用目的に応じた施設が8種類25部屋あり、利用状況は以下のとおりである。

施設全体としての稼働率は低いが、大学新聞への広告掲載など広報活動に努めた効果が音楽室の稼働率に表れているものと考えられる。

施設名	陶芸・木工室	研修室	調理室	音楽室	多目的室	学習室・教室	理科室	計
室数	陶芸室 1 木工室 1	3	1	7	4	学習室 3 教室 4	1	25
利用人数	4,861人	24,429人	2,665人	20,695人	21,402人	48,329人	2,856人	121,565人
稼働率	6%	20%	13%	57%	25%	18%	6%	29%

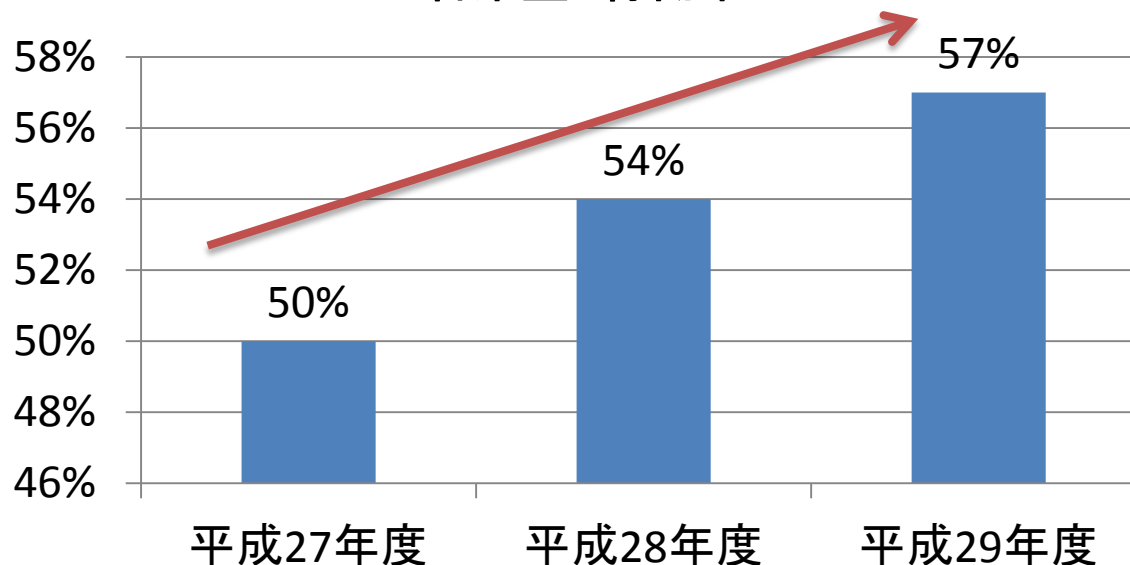
稼働率



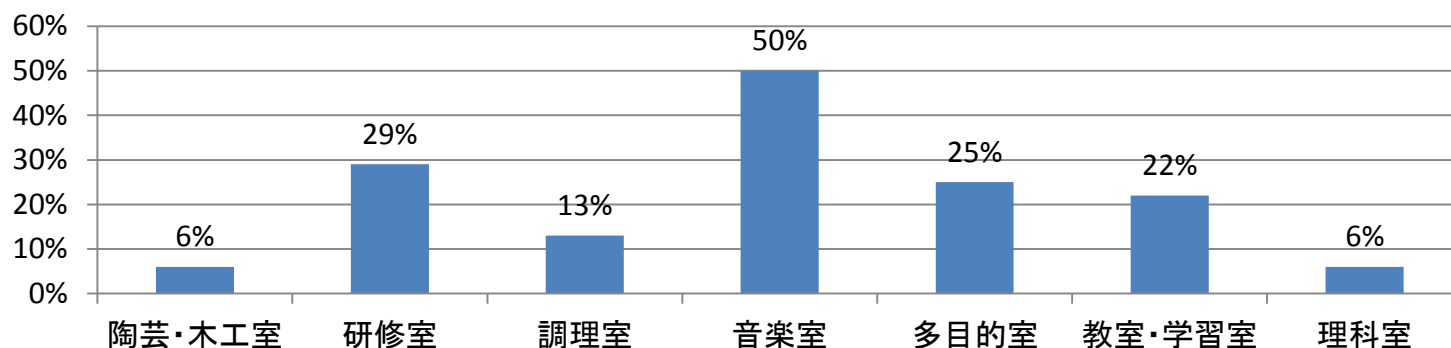
広報営業を大学合唱団や子供発表会に行ったことで、音楽室の稼働率が年々上昇していると考えられる。

広報掲載月	広報掲載先
平成27年12月	第60回早稲田大学合唱団定期演奏会
平成28年8月	八王子こどもミュージカル第12回公演
平成28年12月	第61回早稲田大学合唱団定期演奏会
平成29年7月	みなみ野キッズシンガーズ第2回定期演奏会

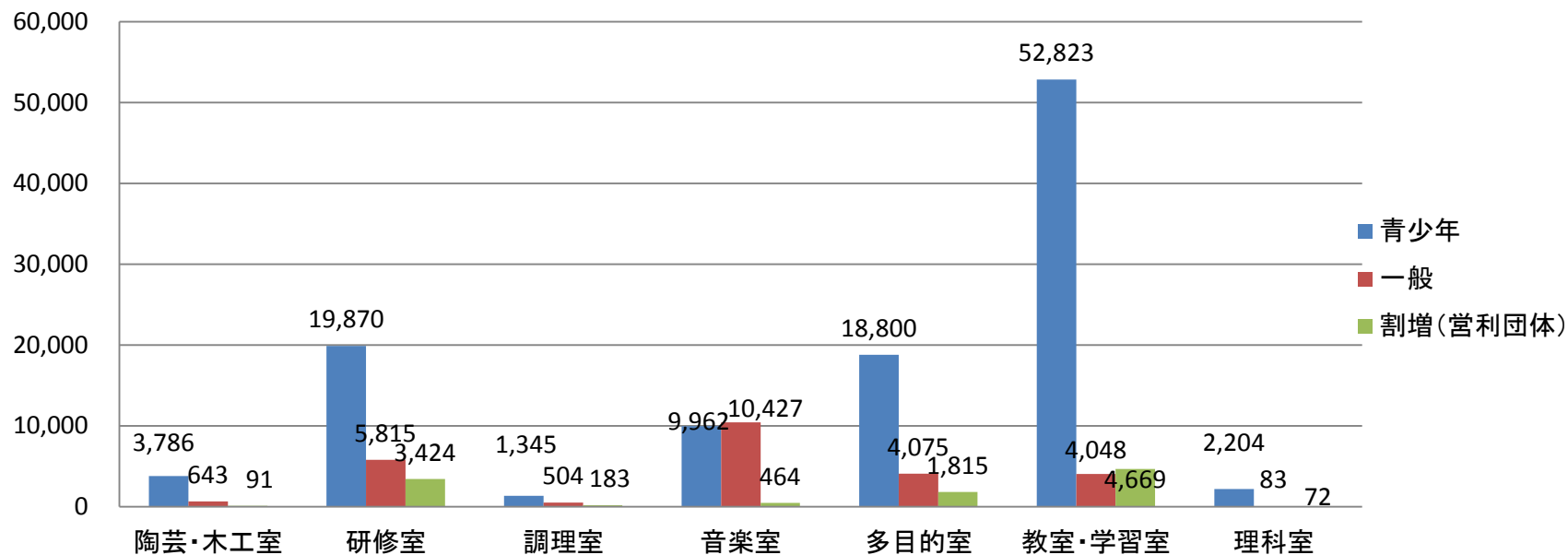
音楽室 稼働率



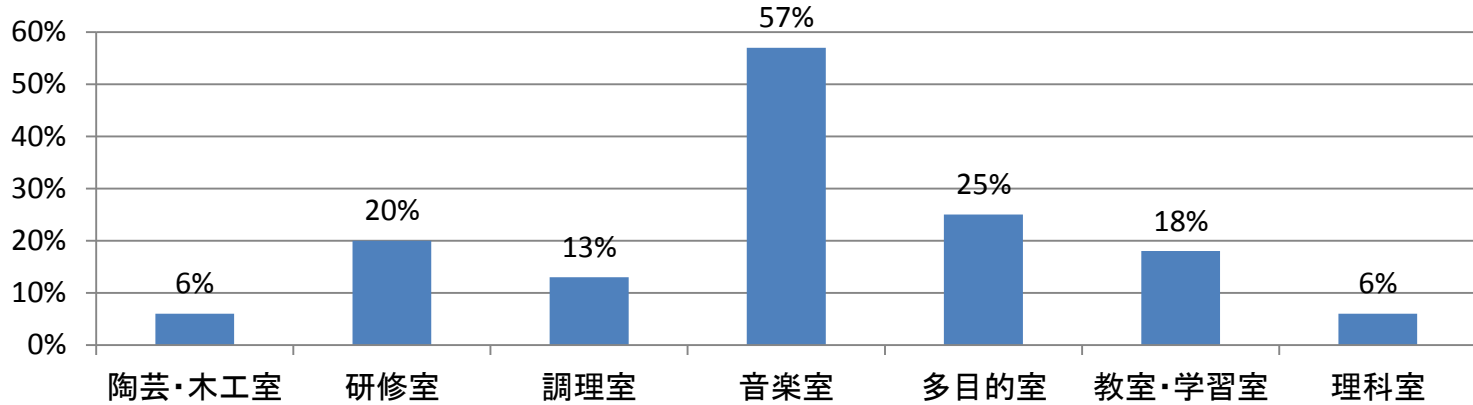
平成27年度 文化施設 施設別稼働率



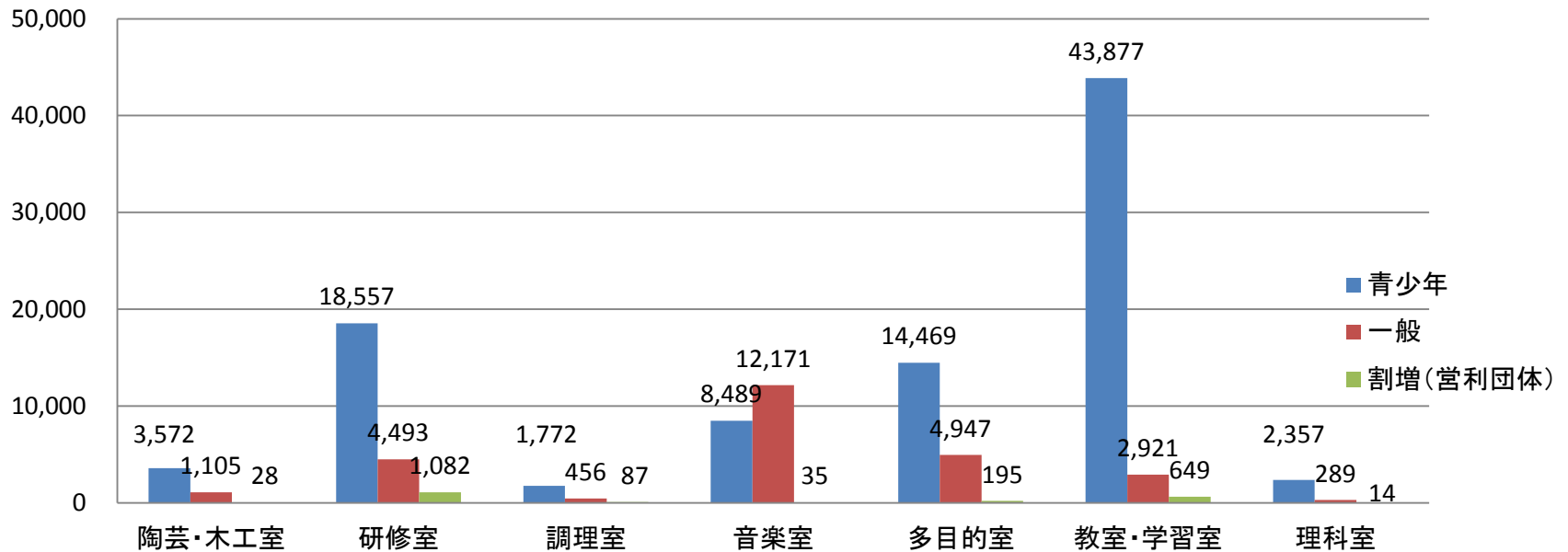
平成27年度 文化施設 施設別利用人数(人)



平成29年度 文化施設 施設別稼働率



平成29年度 文化施設 施設別利用人数(人)



東京スポーツ文化館 料金比較①

東京スポーツ文化館 体育施設 料金比較①

体育館の料金比較において、東京スポーツ文化館は類似施設より安価な料金設定と言える。

施設名		東京スポーツ文化館		江東区スポーツ会館		東京体育館			
運営形態		PFI		指定管理者		指定管理者			
部屋名		メインアリーナ		大体育室		メインアリーナ			
フロア面積(m ²)		1,410m ²		1,596m ²		3,220m ²			
						入場料等 無			
利用区分		青少年団体	一般	平日	土日祝日	アマチュアスポーツ		その他のスポーツ等	
						スタンド未使用	スタンド使用	スタンド未使用	スタンド使用
利用料金 (円、税込)	午前	11,880	23,760	15,800	18,950	45,000	135,000	90,000	269,000
	午後	11,880	23,760	25,300	30,350	45,000	135,000	90,000	269,000
	夜間	16,416	32,832	31,650	38,000	63,000	189,000	126,000	376,600
	全日	32,400	64,800	63,350	76,050	122,000	367,000	245,000	733,600

東京スポーツ文化館 料金比較②

東京スポーツ文化館 体育施設 料金比較②

屋内温水プール（個人利用）の料金比較において、東京スポーツ文化館は類似施設より安価な料金設定と言える。

施設名		東京スポーツ文化館	江東区スポーツ会館	東京体育館	辰巳国際水泳場
運営形態		PFI	指定管理者	指定管理者	指定管理者
施設仕様		屋内温水	屋内温水	屋内温水	屋内温水
利用可能時間帯		9:00～22:00	2時間	2時間30分	平日・土曜日 9:00～22:00 日曜日・祝日 9:00～21:00
利用料金 (税込)	少年	210円	150円 (中学生以下)	260円 (中学生以下)	260円 (中学生以下)
	青年	310円	400円 (高校生以上)	600円 (高校生相当以上)	600円 (高校生以上)
	一般	310円	400円 (区内在住・65歳以上 150円)	600円	600円

東京スポーツ文化館 料金比較③

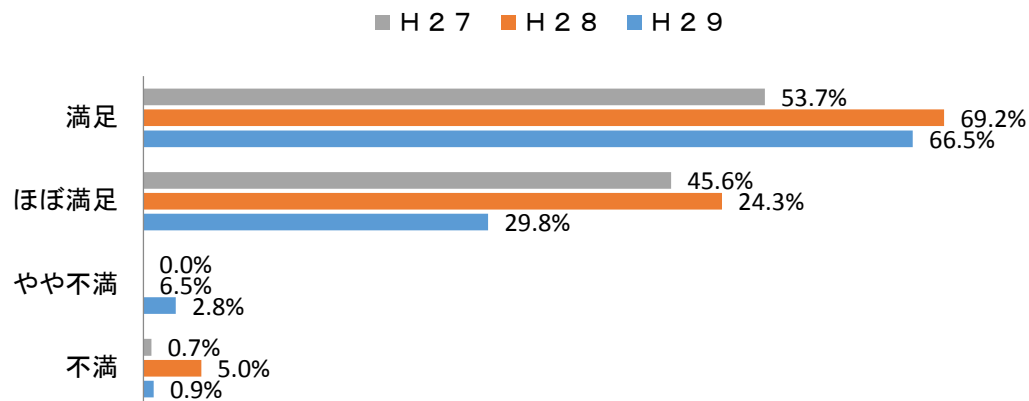
東京スポーツ文化館 体育施設 料金比較③

スポーツジム（平日、都度利用）の料金比較において、東京スポーツ文化館は類似施設より比較的安価な料金設定である。

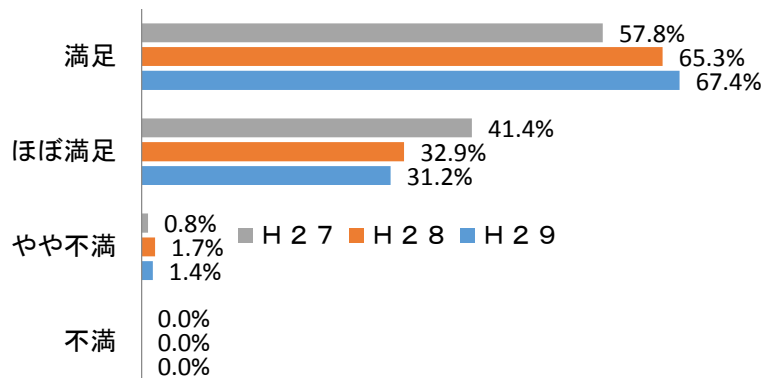
施設名		東京スポーツ文化館	江東区スポーツ会館	東京体育館	民間事業者 (A社)	民間事業者 (B社)
運営形態		PFI	指定管理者	指定管理者	民間	民間
利用時間帯		2時間	4時間	2時間30分	10:00~ 23:00	5時間
利用料金 (税込)	少年	利用不可				
	青年	520円	400円 (中学生を除く15歳以上)	600円 (高校生相当以上)	1,944円 (16歳以上)	2,700円 (16歳(中学卒業)以上)
	一般	520円	400円 (区内在住・65歳以上 100円)	600円	1,944円	2,700円

東京スポーツ文化館における利用者満足度アンケート結果
 施設・設備、サービス提供ともに満足・ほぼ満足の回答が多く、利用者の満足度は高い。

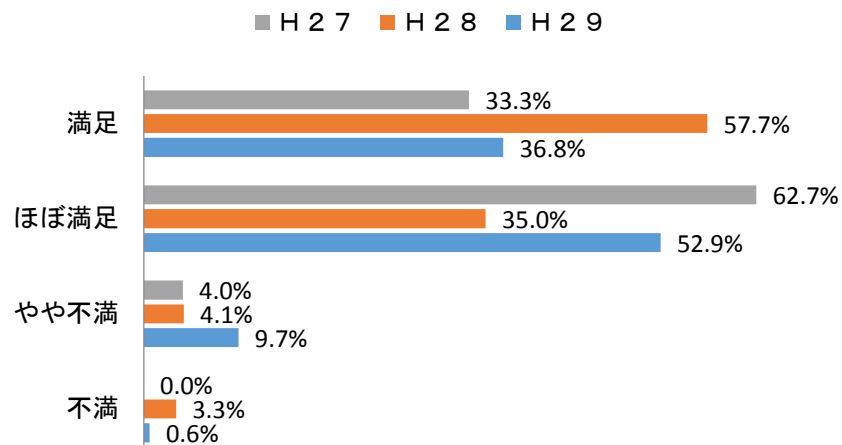
宿泊施設 宿泊室(和室・洋室)について



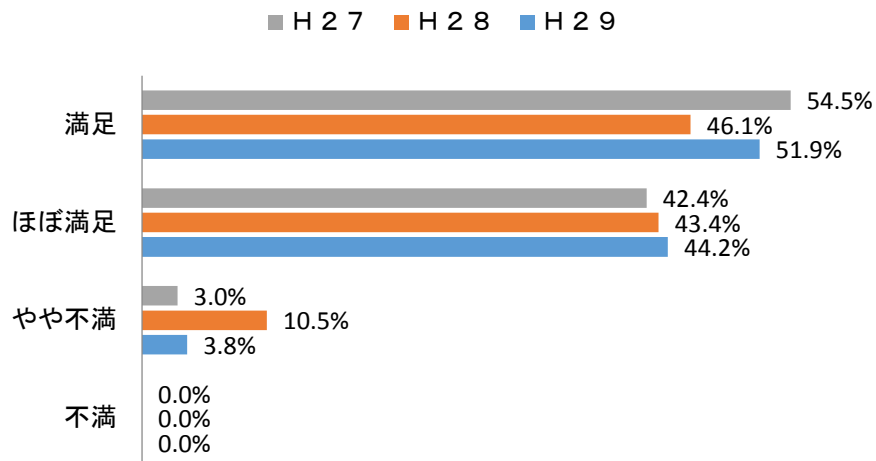
宿泊施設 スタッフの応対等



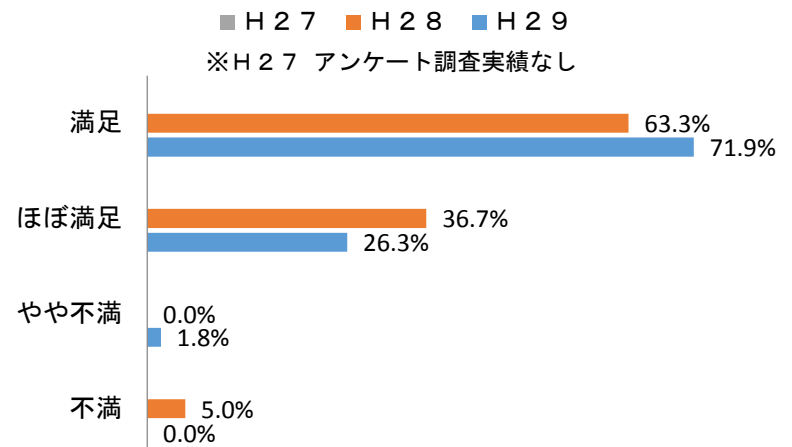
宿泊施設 大浴場について



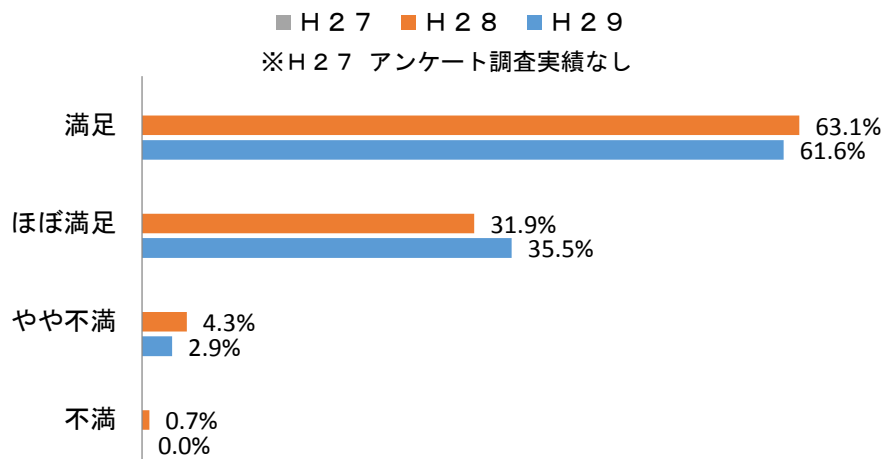
文化学習施設 設備・器具・備品等



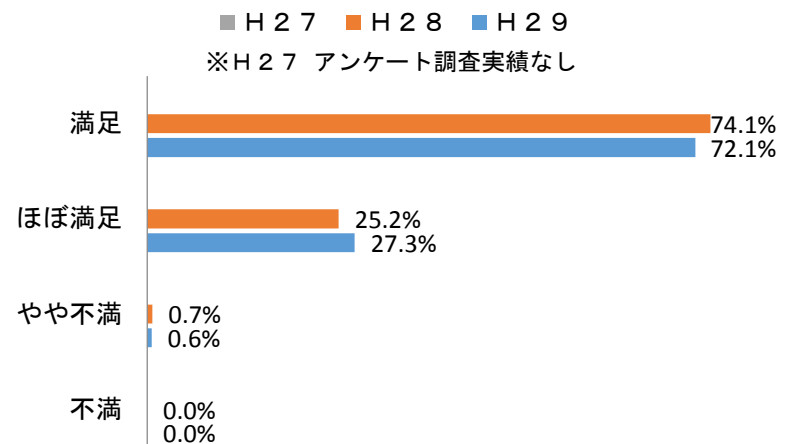
文化学習施設 スタッフの対応



スポーツ施設 設備・器具・備品等



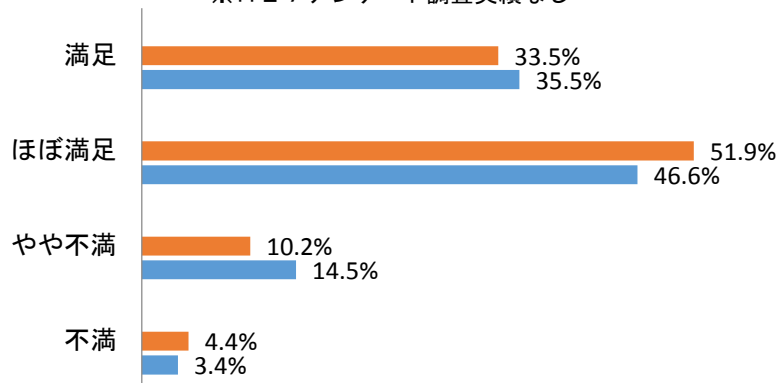
スポーツ施設 スタッフの対応等



レストラン 食事内容

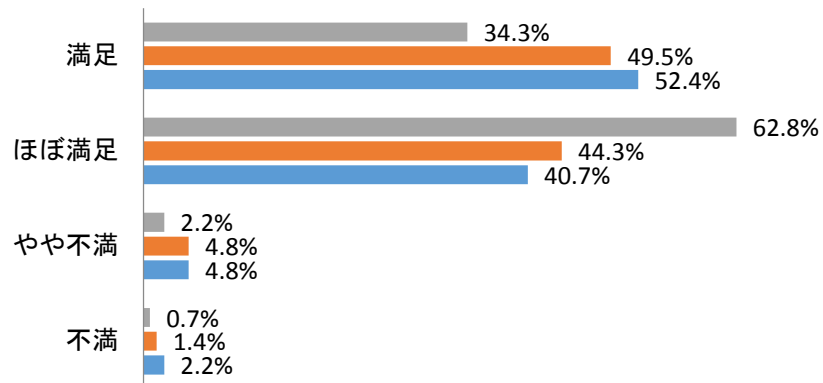
■ H 2 7 ■ H 2 8 ■ H 2 9

※H 2 7アンケート調査実績なし



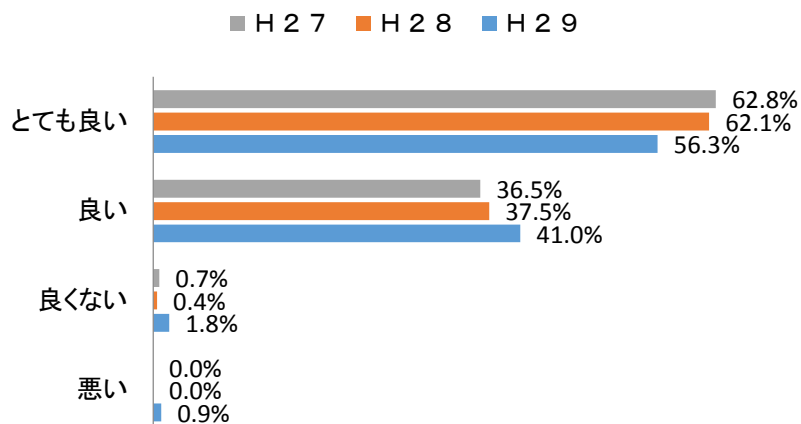
レストラン スタッフの対応等

■ H 2 7 ■ H 2 8 ■ H 2 9

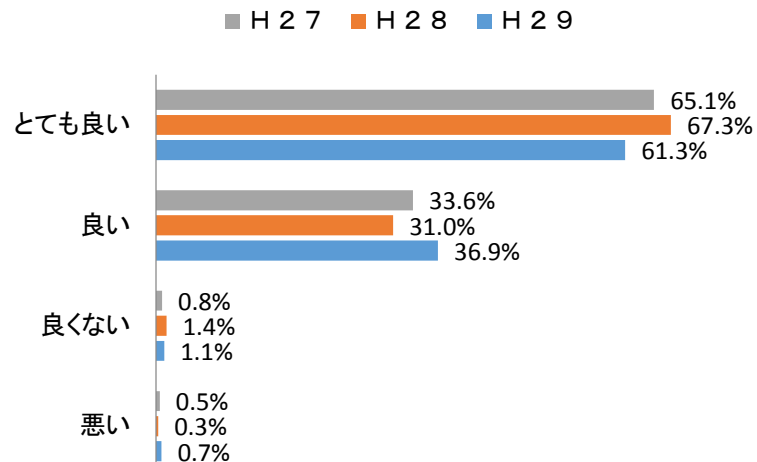


高尾の森わくわくビレッジにおける利用者満足度アンケート結果
 施設・設備、サービス提供ともに満足・ほぼ満足の回答が多く、利用者の満足度は高い。

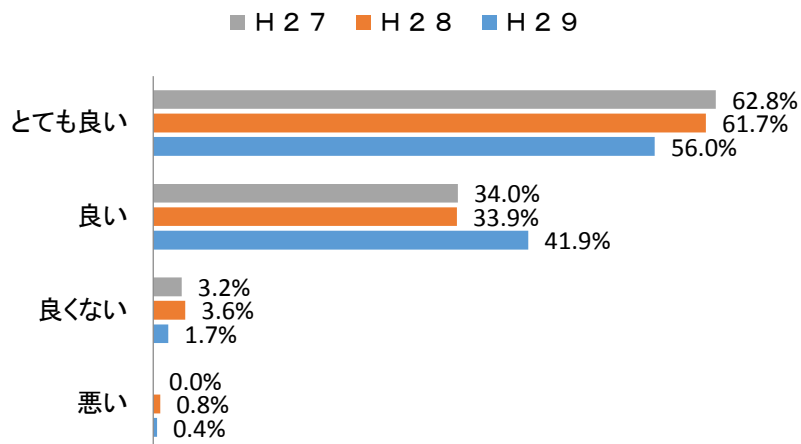
宿泊室



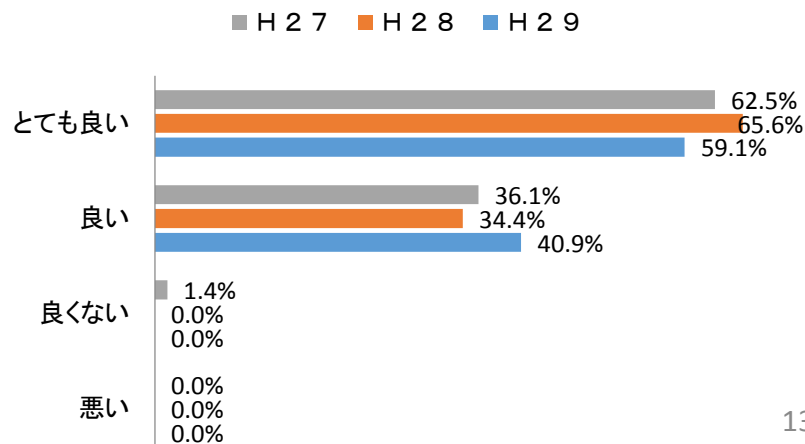
フロントスタッフの対応



活動施設(体育室・研修室等)



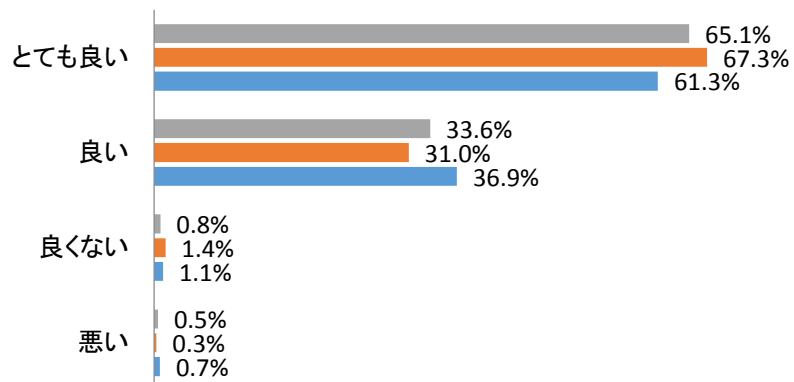
施設全般(清掃等)



高尾の森わくわくビレッジ アンケート結果②

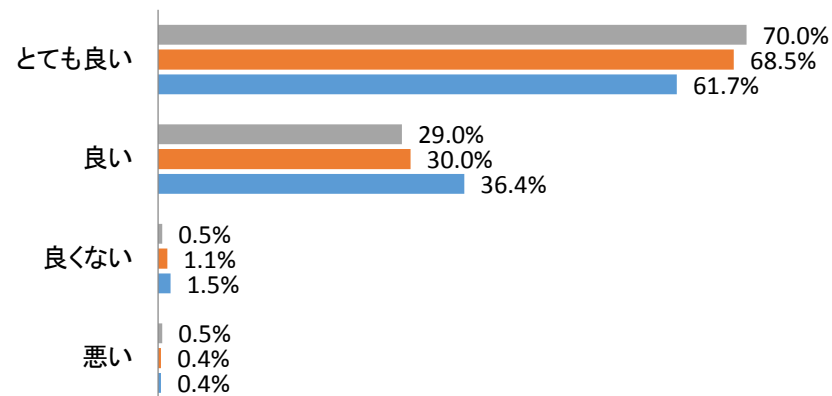
レストラン 食事内容

■ H 2 7 ■ H 2 8 ■ H 2 9



レストラン スタッフの対応

■ H 2 7 ■ H 2 8 ■ H 2 9



青年の家利用者数

○平成12年度の「青年の家」の利用者数は、7館合わせて年間16万人台まで減少した。

東京都青年の家の利用者数

名称	区部	多摩地域						多摩地域合計	
	水元	八王子	青梅	狭山	五日市	武蔵野	府中		
場所	葛飾区水元	八王子市打越町	青梅市勝沼	東大和市多摩湖	あきる野市乙津	武蔵野市境	府中市是政	多摩地域合計	
開所年月	昭和45年10月	昭和34年11月	昭和37年6月	昭和40年6月	昭和42年6月	昭和44年6月	昭和48年6月		
宿泊定員	150人	70人	70人	70人	70人	70人	150人		
利用終了時期	平成16年3月末	平成14年1月末	平成14年1月末	平成14年1月末	平成13年1月末	平成14年1月末	平成17年3月末		—
総利用者数	平成11年度	38,445	18,398	17,285	17,892	14,760	20,685	44,958	133,978
	平成12年度	39,067	18,697	17,034	17,731	11,921	19,468	43,009	127,860
	平成13年度	39,791	16,367	13,549	14,553	—	18,093	47,544	110,106

包括外部監査の実施（平成27年度）

【意見】効果的な利用者アンケートの実施について（概要）

東京スポーツ文化館は、PFIによる運営がされているが、同館のアンケート調査は宿泊施設とスポーツ施設等の運営事業者が異なっていることにより、回収率の差や設問項目など、利用者の声の収集体制が運営事業者ごとの「縦割り」型となっている。教育庁の要求する業務水準では「都民の多様なニーズにタイムリーに応える魅力的な運営を心がける」としていることから、現状のアンケート収集体制を見直し、施設利用者全体のニーズを、より効果的かつ効果的に吸い上げることができるよう、PFI施設運営事業者との協働体制を再構築することとされたい。

（対応）

PFI事業者と協働し、施設利用者全体のニーズを把握するため、平成28年4月から新たな利用者アンケートを実施し、集計結果を各施設運営事業者が共有することとした。